

**香南市**  
**高 齡 者 福 祉 計 画**  
**第 7 期 介 護 保 険 事 業 計 画**  
(平成 30 年度～平成 32 年度)

平成30年3月  
香南市



## はじめに

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度は、平成12年4月に制度が施行されてから18年目を迎えようとしています。

その間核家族化や一人暮らし高齢者の増加を背景に、要支援、要介護認定者の増加とともに介護サービスを利用する方は増加し、介護保険制度は重要な社会保障施策として現在の社会に定着をしております。

しかし一方で、介護サービス給付費の大幅な増加に伴う介護保険料の上昇、介護従事者の人材確保などの問題、また将来を見据えて認知症高齢者の増加に対応する地域ケア体制の構築、在宅医療・介護連携の強化などの取り組みが急務となっております。

香南市は、平成18年3月に合併して以来「安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある、心豊かなまちづくり」を基本理念に掲げ、介護保険事業による公的な介護サービスはもとより、高齢者の保健福祉事業や生涯学習など、高齢者の生活を支えるための様々な施策を推進してまいりました。

今回策定いたしました「香南市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」は、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年を見据え、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指すものであります。地域や関係機関・団体と連携して地域福祉を一体的に推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力くださいました市民の皆様方をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。



香南市長 清藤 真司



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の法的根拠.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画策定の体制.....	4
第6節 制度改正のポイント.....	6
第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移.....	8
第1節 人口及び要介護認定者数等の状況.....	8
第2節 人口及び要介護認定者数の将来推計.....	15
第3節 アンケート調査結果にみる高齢者の状況.....	18
第4節 介護保険サービスの実施状況と特徴.....	35
第5節 本計画における重点課題.....	42
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	45
第1節 計画の基本理念.....	45
第2節 計画の基本目標.....	46
第3節 日常生活圏域の設定.....	48
第4節 施策の体系.....	49
第4章 高齢者保健福祉事業の推進.....	50
第1節 生きがいづくりの充実.....	50
第2節 元気で長生き健康づくりの推進.....	56
第3節 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実.....	68
第5章 介護保険制度の充実と持続可能性の確保.....	85
第1節 地域密着型サービスの基盤整備.....	85
第2節 サービス事業量の見込み.....	86
第3節 介護給付適正化事業の推進.....	95
第6章 介護保険料の設定.....	103
第1節 第1号被保険者保険料の算定手順.....	103
第2節 給付費・地域支援事業費の見込み.....	104
第3節 介護保険料の設定.....	108
第7章 計画の推進.....	111
第1節 情報提供体制の整備.....	111
第2節 連携体制の整備.....	112
第3節 進捗状況の把握と評価の実施.....	112
第8章 資料編.....	113
資料1 用語集.....	113

資料 2	香南市の主な介護保険事業所 .....	121
資料 3	香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例.....	122
資料 4	香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 策定委員会委員名簿 .....	124

---

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

---

## 第1節 計画策定の趣旨

---

我が国では、世界に類をみないスピードで高齢化が進んでおり、高齢者人口は、平成28年10月1日現在、3,459万人、高齢化率27.3%、75歳以上人口1,691万人、後期高齢化率13.3%と、「超高齢社会」となっています。

21世紀の「超高齢社会」における介護問題を解決するために創設された介護保険制度は、その創設から17年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

その一方、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上となるほか、平成52年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、平成24年度からの第5期計画では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築のための取り組みが開始されました。

本市においては、これまでも国の動向や法改正の趣旨等に沿って、高齢者福祉や介護サービスの基盤整備をはじめ、高齢者が地域において、生涯いきいきと安心して暮らすことができるよう、取り組みを推進してきました。

今後、総人口が減少を続ける中、本市においても後期高齢者の割合が高くなり、平成37年には、65歳以上は33.2%、75歳以上は20.2%に達する見込みとなっています。財政の健全性を維持しつつ、地域と連携して、必要な人に必要な支援が適切に提供できる仕組みづくりと、介護保険事業の安定的な運営を図っていく必要があります。

本計画は、香南市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画が平成29年度で終了することを受け、第6期計画の検証及び見直しを行いながら、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の趣旨等に沿って、本市における「地域包括ケアシステム」の強化、高齢者の自立支援や重度化防止等のこれまでの取り組みを、一層推進することを目指して策定するものです。

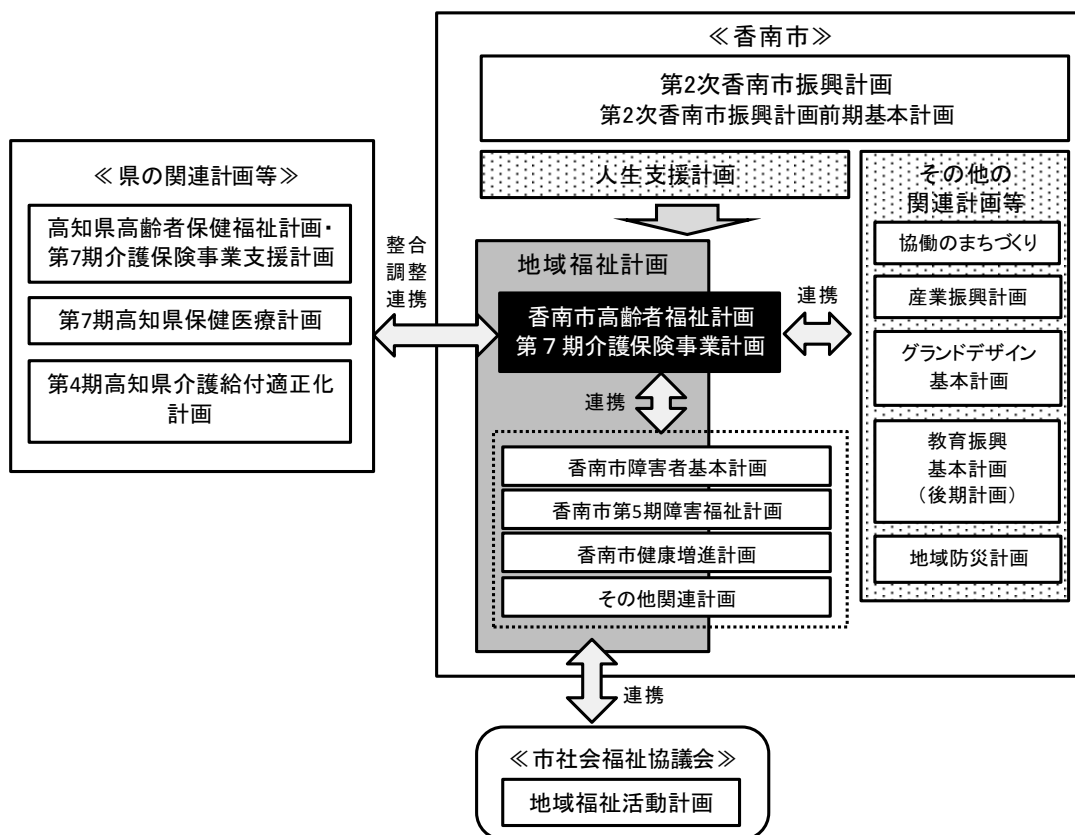
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第2次香南市振興計画」の中に掲げている施策大綱3「人生支援」の基本計画となる「人生支援計画」の「高齢期の支援の推進」を目指した個別計画に位置付けられ、健康で長生きできる環境、地域交流や世代間交流を楽しめる環境づくりによって香南市に住んで良かったと思える、地域での支え合いのある安全・安心な環境づくりを目指すものです。

また、地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指し、地域福祉の推進に向け、「香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画」を上位計画として位置付けます。

さらに、平成29年度は県が医療法に基づいて策定する第7次医療計画の策定年に該当することから、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画、第7期高知県保健医療計画との整合性を確保しました。

【他計画との関係】





### 第3節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」は、すべての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいくくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象とします。

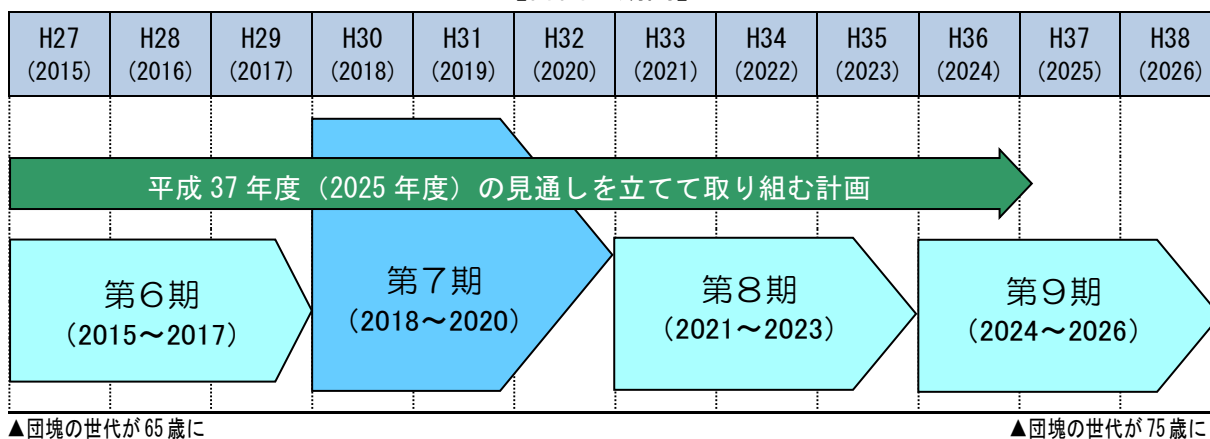
また、「介護保険事業計画」は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を図るための方策等を定めます。

### 第4節 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。なお、介護保険制度のもとでの第7期の計画となります。

第6期計画からの、団塊の世代が75歳になる平成37年を見据えた「地域包括ケアシステム」構築のための方向性を承継した、第2段階として、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステム」を深化・推進する期間となります。

【計画の期間】



## 第5節 計画策定の体制

### 1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画の策定に当たり、地域に居住する高齢者の課題や介護予防ニーズ等を的確に把握・分析するために、国の指針に基づく「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に市の独自設問を追加した形で実施しました。

#### 【ニーズ調査の概要】

対象者	平成29年4月1日現在、香南市にお住いの65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定を受けている方は除く）から、3,500人を無作為に抽出
実施期間	平成29年4月3日（月）～平成29年4月28日（金）
実施方法	郵送による配付・回収
回収結果	配付数：3,500件 回収数：2,718件 回収率：77.7%

### 2. 在宅介護実態調査の実施

計画の策定に当たり、国が示した、介護を行っている方（介護者）の実態把握と介護離職をなくしていくための方策検討を目的とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

#### 【実態調査の概要】

対象者	平成29年3月10日現在、香南市にお住いの要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方（施設入所者は除く）
実施期間	平成29年4月3日（月）～平成29年4月17日（月）
実施方法	郵送による配付・回収
回収結果	配付数：880件 回収数：587件 回収率：66.7%

### 3. 香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、介護保険の被保険者等からなる「香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

第1回	平成29年 8月23日(水)	①第7期計画の概要 ②ニーズ調査・実態調査結果 ③介護保険の現状と保険料 ④第6期の進捗状況・評価
第2回	平成29年 11月21日(火)	①第7期計画の素案 ②介護保険サービス事業量の見込み ③介護保険料の設定 ④施設待機者の現状
第3回	平成30年 2月9日(金)	①パブリックコメントについて ②第7期計画(案) ③介護保険料の設定

### 4. パブリックコメント

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

実施期間 平成29年12月25日(月)～平成30年1月31日(水)

意見提出 0件

## 第6節 制度改正のポイント

### 1. 第7期計画の位置づけ

第5期計画以降の介護保険制度の改正は、以下のように概観できます。

第6期計画からは、平成37年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされ、第7期計画では、地域包括ケアシステム構築の第2段階として、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくこととされています。

#### 第5期（平成24年度～26年度）は「第3期以降の完成期！」

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて
  - ・認知症支援策の充実
  - ・高齢者の居住に係る施策との連携
  - ・医療との連携
  - ・生活支援サービスの充実
- 効果的な介護予防事業の再構築（⇒介護予防効果の分析）
- 高齢者の在宅生活を支えるサービス全体像を再構築（⇒介護保険外サービス、インフォーマルサービスの把握）

#### 第6期（平成27年度～29年度）は「地域包括ケア計画構築の第1段階！」

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで住み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。

#### 第7期（平成30年度～32年度）は「地域包括ケア計画構築の第2段階！」

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 介護保険制度の持続可能性の確保

### 2. 介護保険制度改正の主な内容

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目指し、次の制度改正が行われました。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・データ分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - ・県による市に対する支援事業の創設
  - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
- （その他）
- \* 地域包括支援センターの機能強化
  - \* 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化
  - \* 認知症施策の推進

### 2 医療・介護の連携の推進等

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、県による市に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- \* 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
  - \* 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

### 5 介護納付金への総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

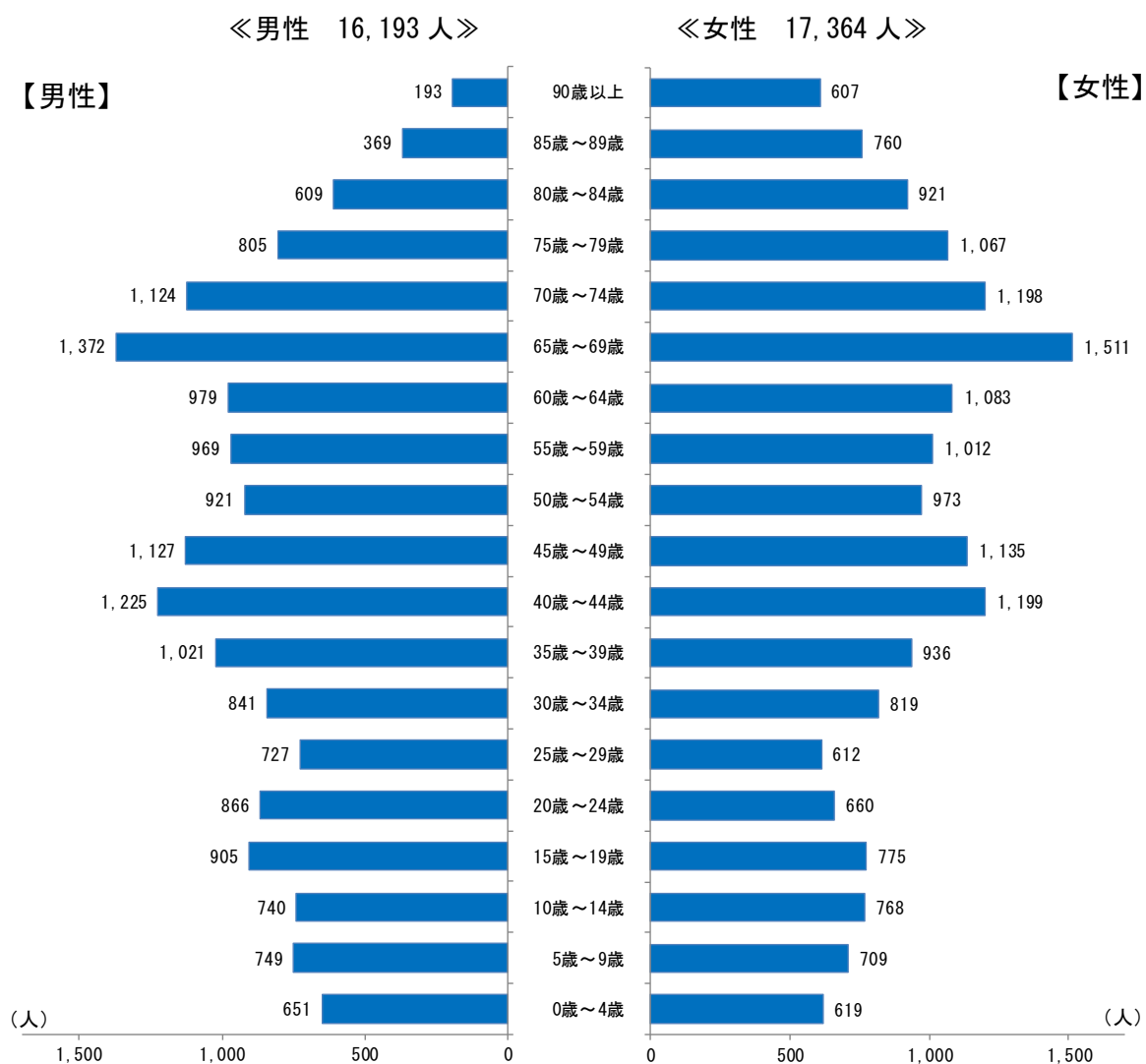
## 第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移

### 第1節 人口及び要介護認定者数等の状況

#### 1. 人口構造

平成29年9月末現在の本市の人口構造をみると、男女ともに65歳～69歳が最も多くなっています。平均寿命等からみて、今後さらに高齢化が進展することは明らかです。

【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（平成29年9月末現在）

## 2. 総人口及び高齢者人口の推移

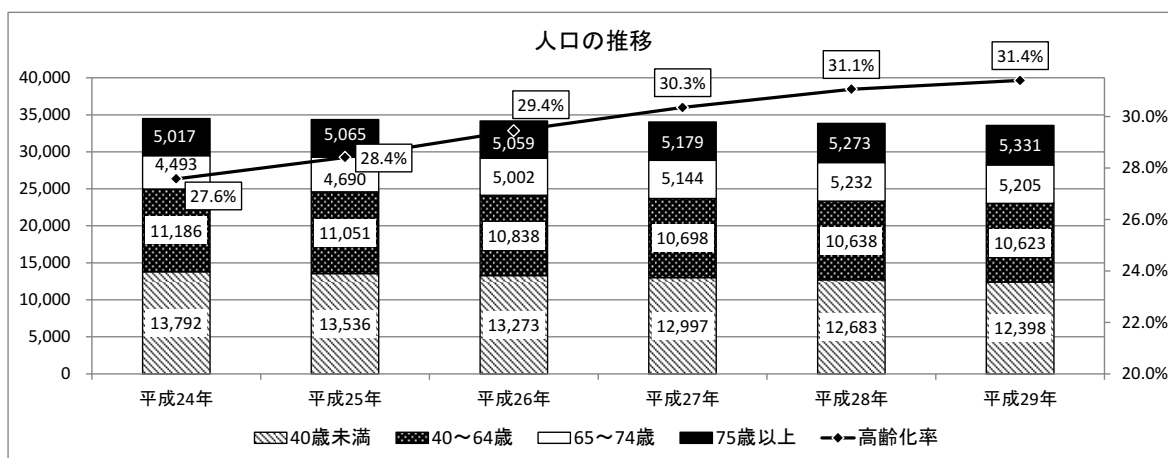
本市の平成29年9月末現在の人口は、33,557人であり、人口減少傾向が続いており、この6年間で人口は931人減少しています。

年齢別にみると、高齢化が進んでおり、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口）は31.4%と、全国平均（26.8%）を上回っていますが、高知県平均（33.1%）は下回っています。

（注記：全国平均、高知県平均は平成29年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口による）

【人口・高齢化の推移】

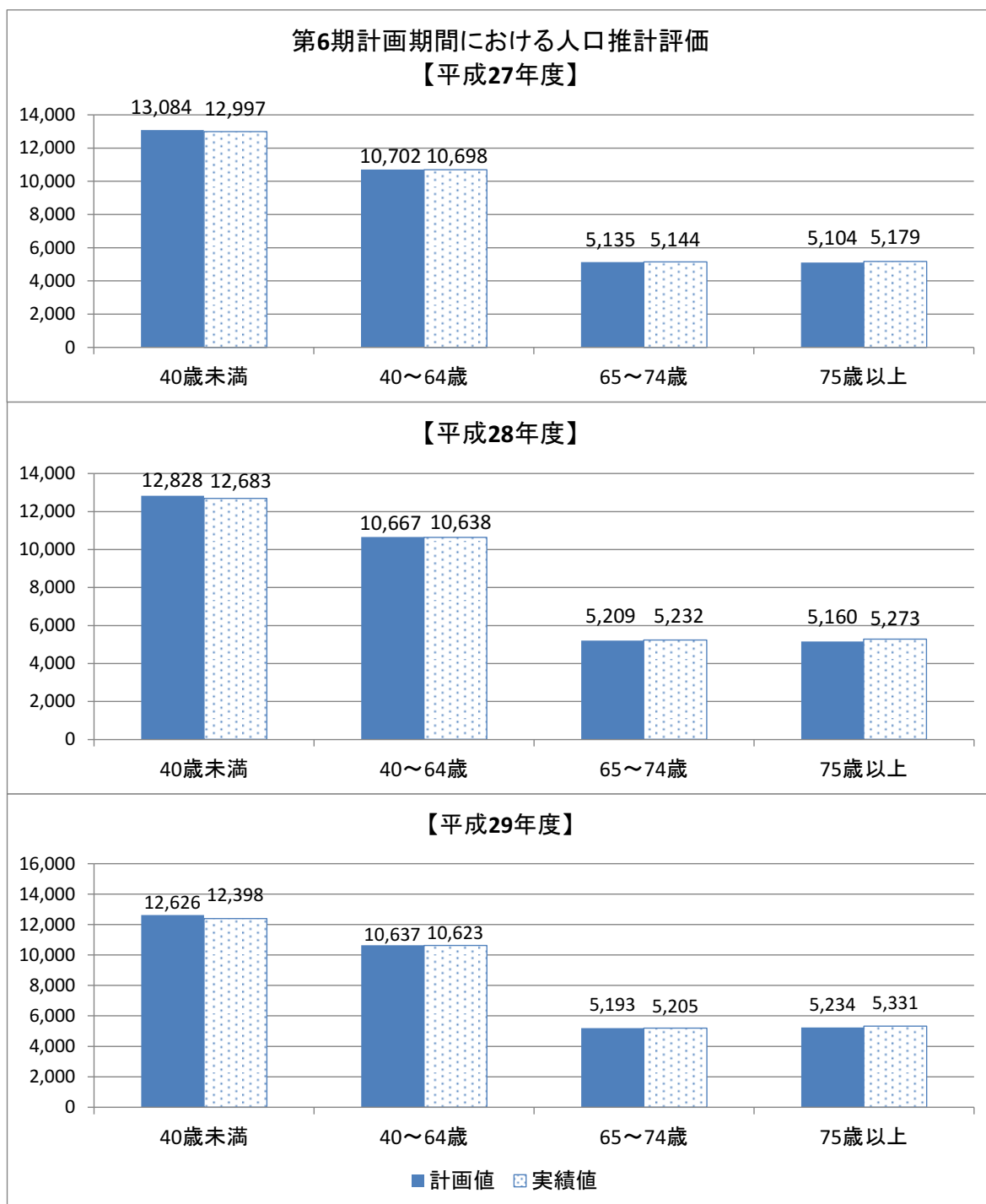
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
40歳未満	13,792	13,536	13,273	12,997	12,683	12,398
40～64歳	11,186	11,051	10,838	10,698	10,638	10,623
65～74歳	4,493	4,690	5,002	5,144	5,232	5,205
75歳以上	5,017	5,065	5,059	5,179	5,273	5,331
【再掲】65歳以上	9,510	9,755	10,061	10,323	10,505	10,536
65～69歳	2,435	2,621	2,730	2,907	3,087	2,883
70～74歳	2,058	2,069	2,272	2,237	2,145	2,322
75～79歳	1,825	1,826	1,765	1,765	1,801	1,872
80～84歳	1,560	1,545	1,536	1,604	1,580	1,530
85歳以上	1,632	1,694	1,758	1,810	1,892	1,929
総人口	34,488	34,342	34,172	34,018	33,826	33,557
高齢化率	27.6%	28.4%	29.4%	30.3%	31.1%	31.4%



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### 3. 第6期計画における人口推計結果の評価

第6期計画策定時に行った人口推計値と実績人口を比較すると、平成29年度で前期高齢者人口は概ね計画通りとなっていますが、後期高齢者人口が計画を100人程度上回っています。



資料：実績は住民基本台帳（各年9月末現在）



## 4. 高齢者世帯の状況

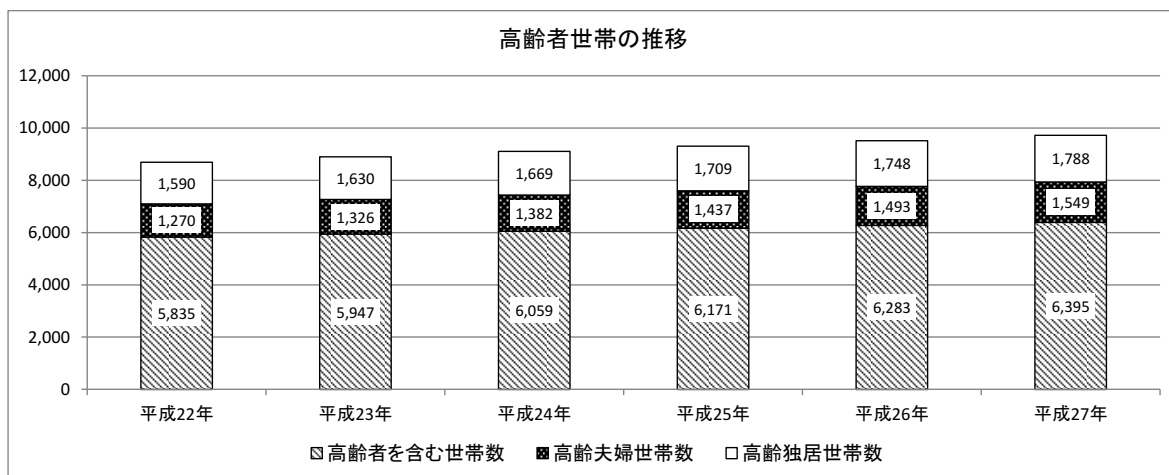
高齢者世帯の状況をみると、高齢者を含む世帯数は年々増加傾向にあり、高齢夫婦世帯数、高齢独居世帯数ともに増加傾向となっています。

高齢者を含む世帯割合、高齢者夫婦世帯割合、高齢者独居世帯割合を、全国、高知県平均、県内10市と比較すると、高齢者を含む世帯割合は高知県平均を上回っていますが、高齢者夫婦世帯割合、高齢者独居世帯割合は高知県平均を下回っている状況です。

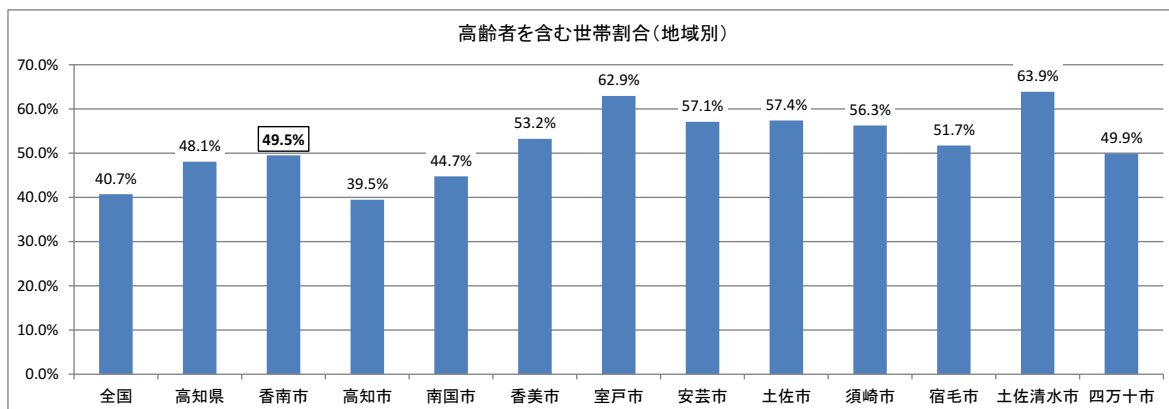
【高齢者世帯の推移】

(単位：世帯)

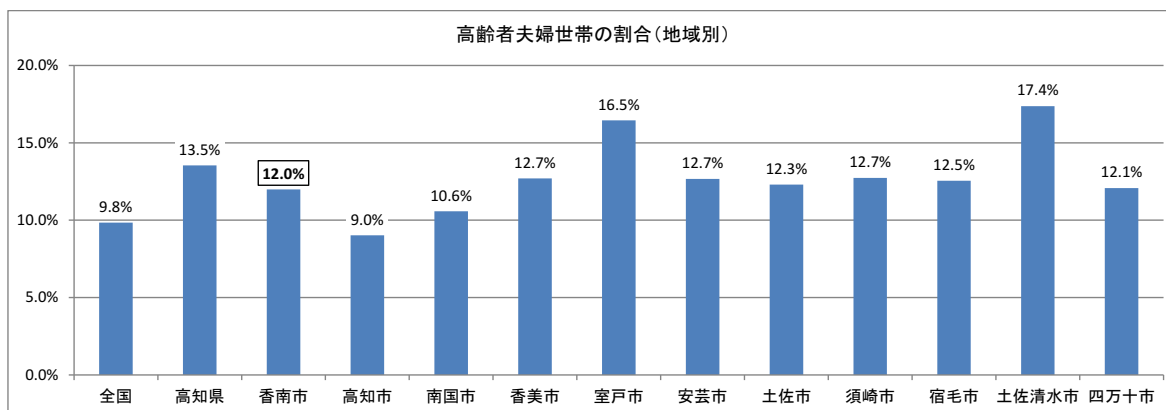
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一般世帯数	12,822	12,841	12,860	12,879	12,898	12,917
高齢者を含む世帯数	5,835	5,947	6,059	6,171	6,283	6,395
高齢夫婦世帯数	1,270	1,326	1,382	1,437	1,493	1,549
高齢独居世帯数	1,590	1,630	1,669	1,709	1,748	1,788



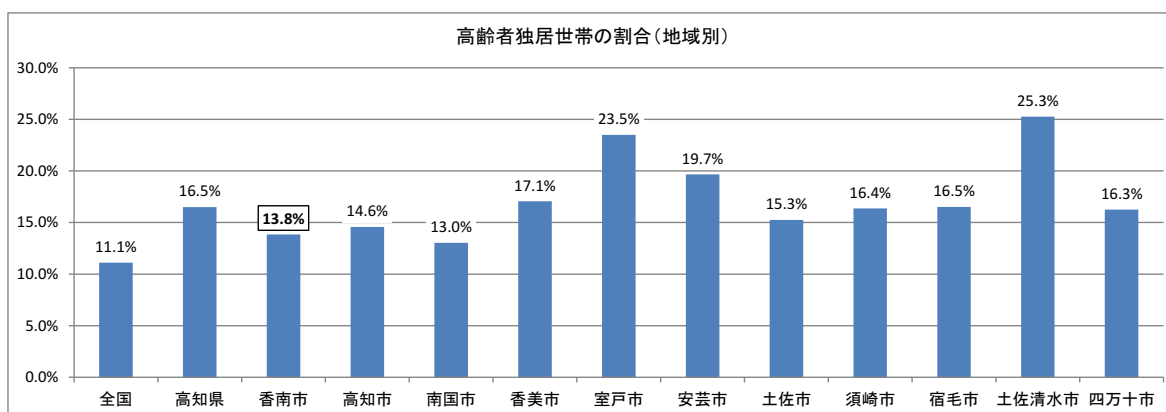
資料：見える化システム（総務省「国勢調査」）



資料：見える化システム（総務省「国勢調査」）



資料：見える化システム（総務省「国勢調査」）



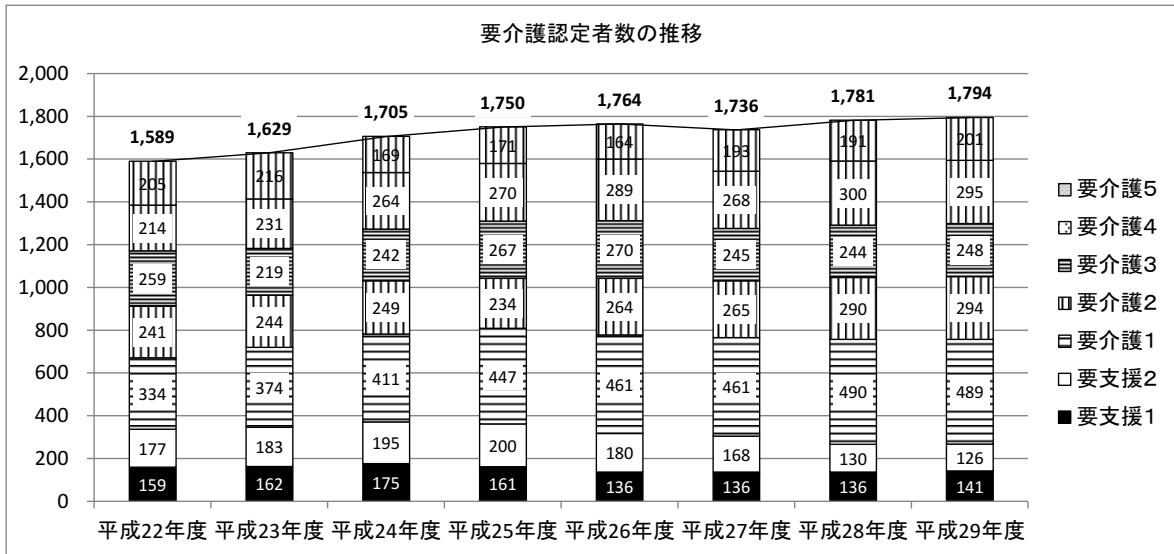
資料：見える化システム（総務省「国勢調査」）

## 5. 要介護認定者数の推移

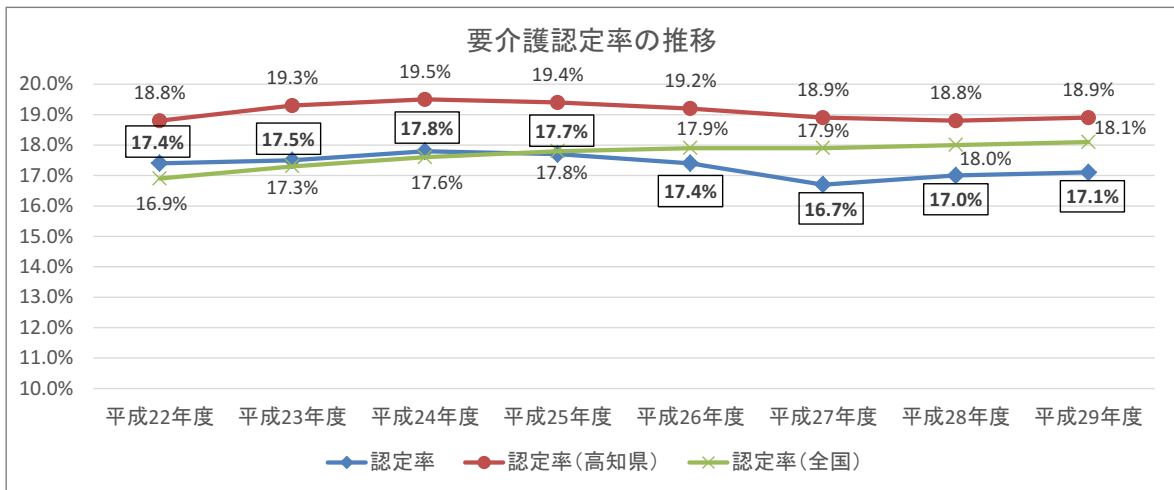
本市の要介護等認定者数は、平成22年度の1,589人から205人増加し、平成29年4月末現在で1,794人となっています。介護度別にみると、要介護4、5といった重度認定者が増加傾向となっています。要介護の認定率は平成29年4月時点で17.1%となっており、全国平均、高知県平均よりも低くなっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数	1,589	1,629	1,705	1,750	1,764	1,736	1,781	1,794
要支援1	159	162	175	161	136	136	136	141
要支援2	177	183	195	200	180	168	130	126
要介護1	334	374	411	447	461	461	490	489
要介護2	241	244	249	234	264	265	290	294
要介護3	259	219	242	267	270	245	244	248
要介護4	214	231	264	270	289	268	300	295
要介護5	205	216	169	171	164	193	191	201
認定率	17.4%	17.5%	17.8%	17.7%	17.4%	16.7%	17.0%	17.1%

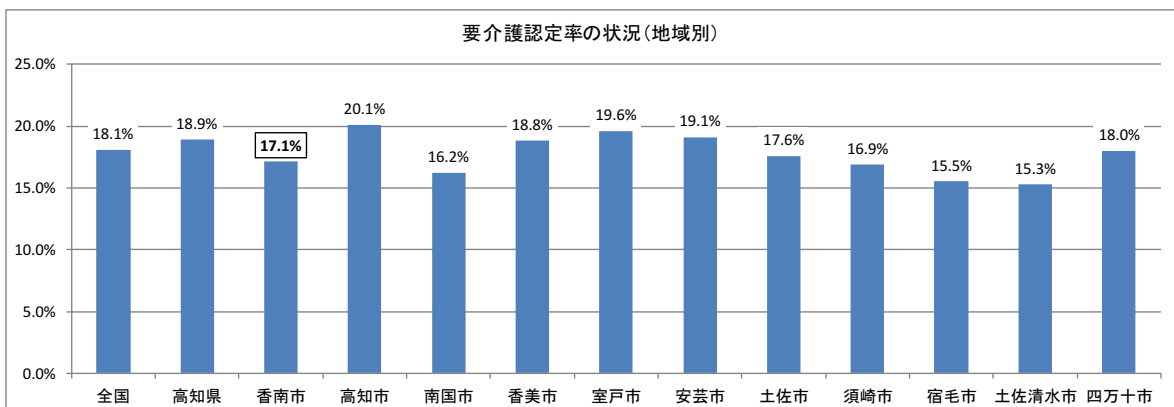
資料：見える化システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）（月報）」）



資料：見える化システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）（月報）」）



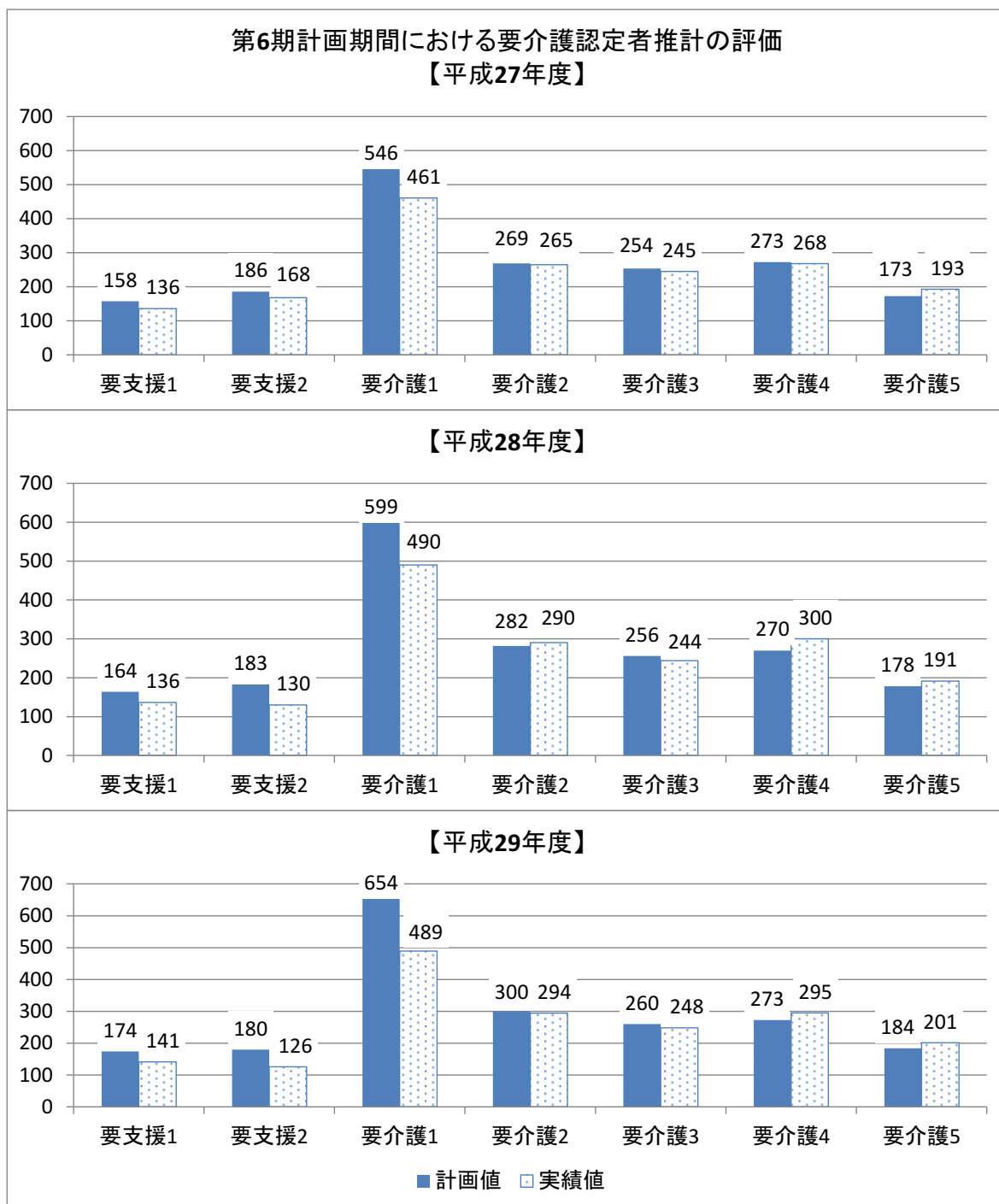
資料：見える化システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）（月報）」）



資料：見える化システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（平成29年4月末時点）」）

## 6. 第6期計画における要介護認定者数推計の評価

第6期計画の要介護認定者数の推計値と実績値を比較すると、平成29年度で要介護1が大きく計画を下回っているとともに、要支援1、2の軽度認定者が計画を下回っています。



資料：見える化システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）（月報）」）

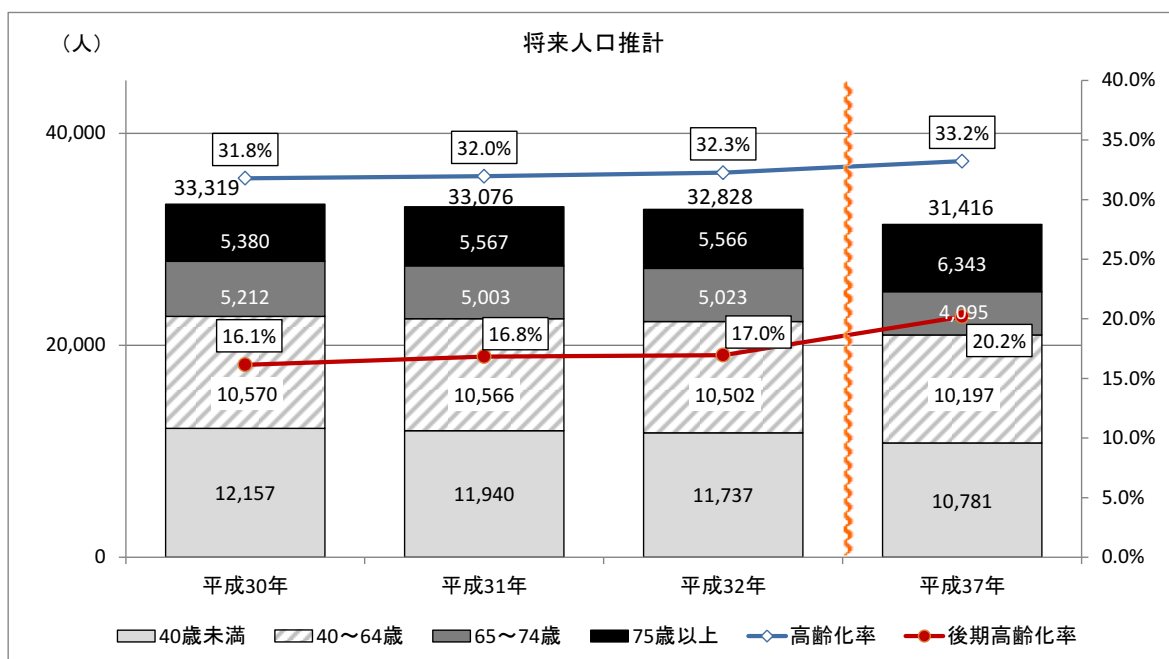
## 第2節 人口及び要介護認定者数の将来推計

### 1. 人口の将来推計

平成25年から平成29年の9月末時点の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行いました。

その結果、平成37年には総人口、前期高齢者数（65～74歳）は減少する見込みですが、後期高齢者数（75歳以上）については、増加する見込みです。

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
40歳未満	12,157	11,940	11,737	10,781
40～64歳	10,570	10,566	10,502	10,197
65～74歳	5,212	5,003	5,023	4,095
75歳以上	5,380	5,567	5,566	6,343
総人口	33,319	33,076	32,828	31,416
高齢化率	31.8%	32.0%	32.3%	33.2%
後期高齢化率	16.1%	16.8%	17.0%	20.2%

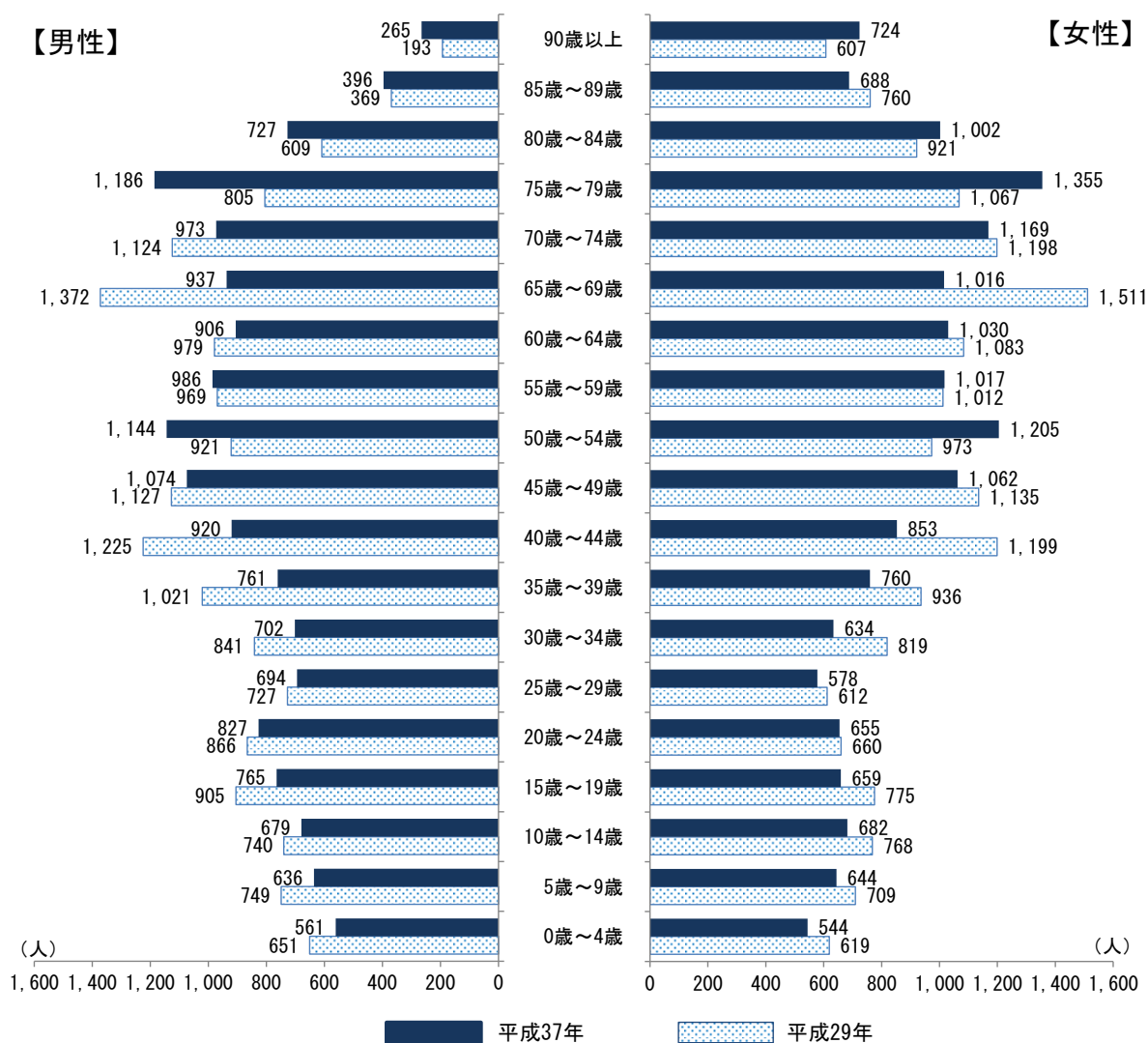


## 2. 人口構造の変化

平成 29 年から平成 37 年の人口構造の変化をみると、後期高齢者が大幅に増加する見込みとなっています。

《平成 29 年男性 16,193 人》  
《平成 37 年男性 15,139 人》

《平成 29 年女性 17,364 人》  
《平成 37 年女性 16,277 人》



### 3. 要介護認定者数の将来推計

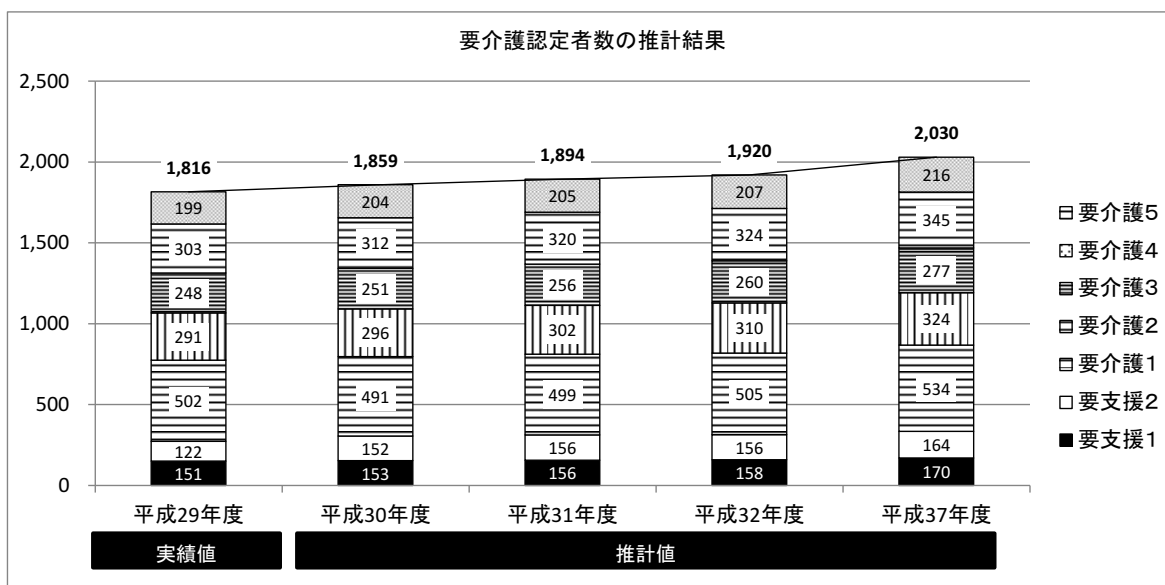
平成 27 年度から平成 29 年度までの、男女・年齢 5 歳区分別の要介護（要支援）度別認定率から将来の年齢区分別の要介護（要支援）度別認定率を設定し、40～64 歳及び 65 歳以上の推計人口を乗じて、要介護（要支援）度別認定者数を推計した結果は、以下のとおりです。

【要介護（要支援）認定者数の推計】

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援 1	151	153	156	158	170
要支援 2	122	152	156	156	164
要介護 1	502	491	499	505	534
要介護 2	291	296	302	310	324
要介護 3	248	251	256	260	277
要介護 4	303	312	320	324	345
要介護 5	199	204	205	207	216
認定者数	1,816	1,859	1,894	1,920	2,030

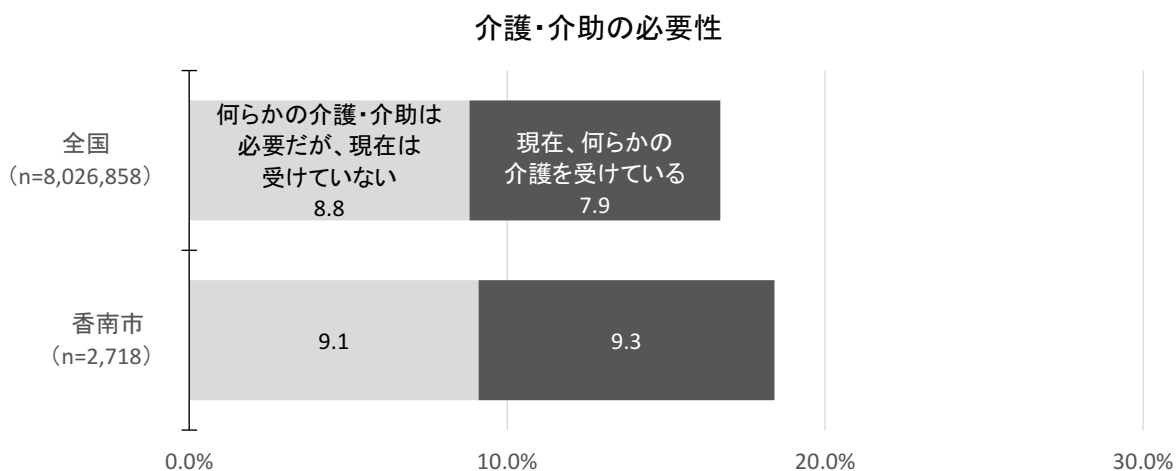
注記：実績・推計は「見える化システム」による推計値



## 第3節 アンケート調査結果にみる高齢者の状況

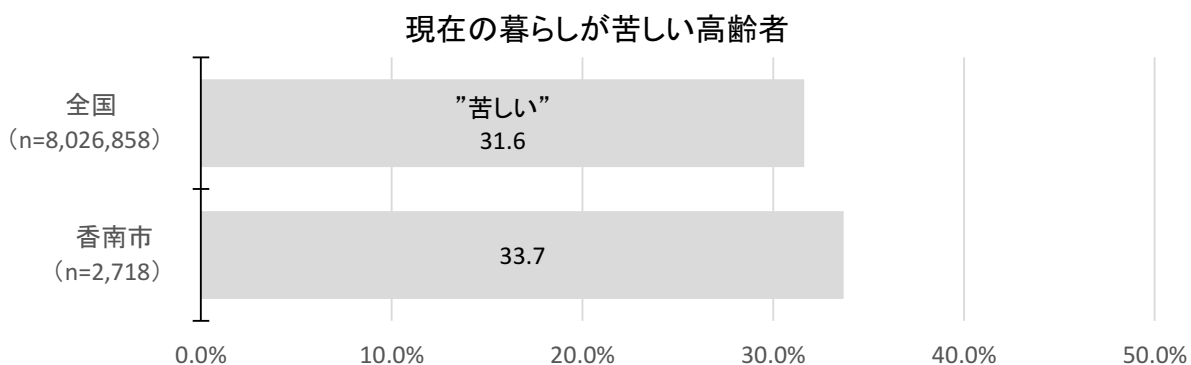
### 1. 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性についてみると、“介護・介助が必要な方（「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」もしくは「現在、何らかの介護を受けている」）”は18.4%を占めており、全国（16.7%）（平成29年10月末日現在、以下同様）と比べると若干高くなっています。



### 2. 経済状況について

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかをみると、「大変苦しい」または「やや苦しい」と答えた“苦しい方”は33.7%を占めており、全国（31.6%）より若干高くなっています。



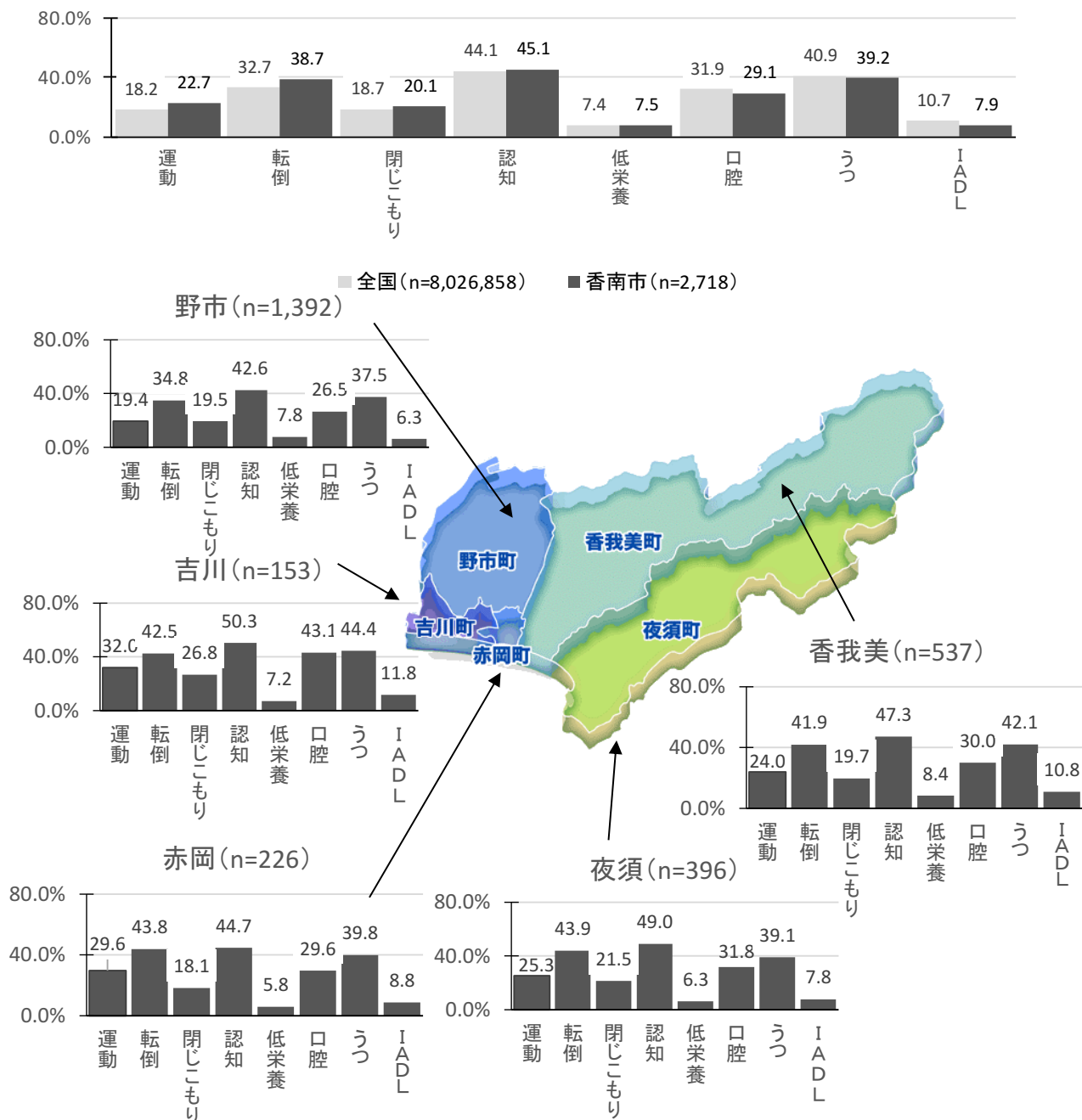


### 3. リスク該当状況

リスク該当状況をみると、全体では「認知機能の低下」45.1%、「うつリスク」39.2%、「転倒リスク」38.7%、「運動機能の低下」22.7%、「口腔機能の低下」29.1%、「閉じこもりリスク」20.1%、「低栄養リスク」7.5%、「IADLの低下」7.9%となっています。

全国と比較すると、「運動機能の低下」「転倒リスク」「閉じこもりリスク」「認知機能の低下」「低栄養リスク」が全国を上回っています。

地区別にみると、吉川のリスク該当率が高いと考えられます。



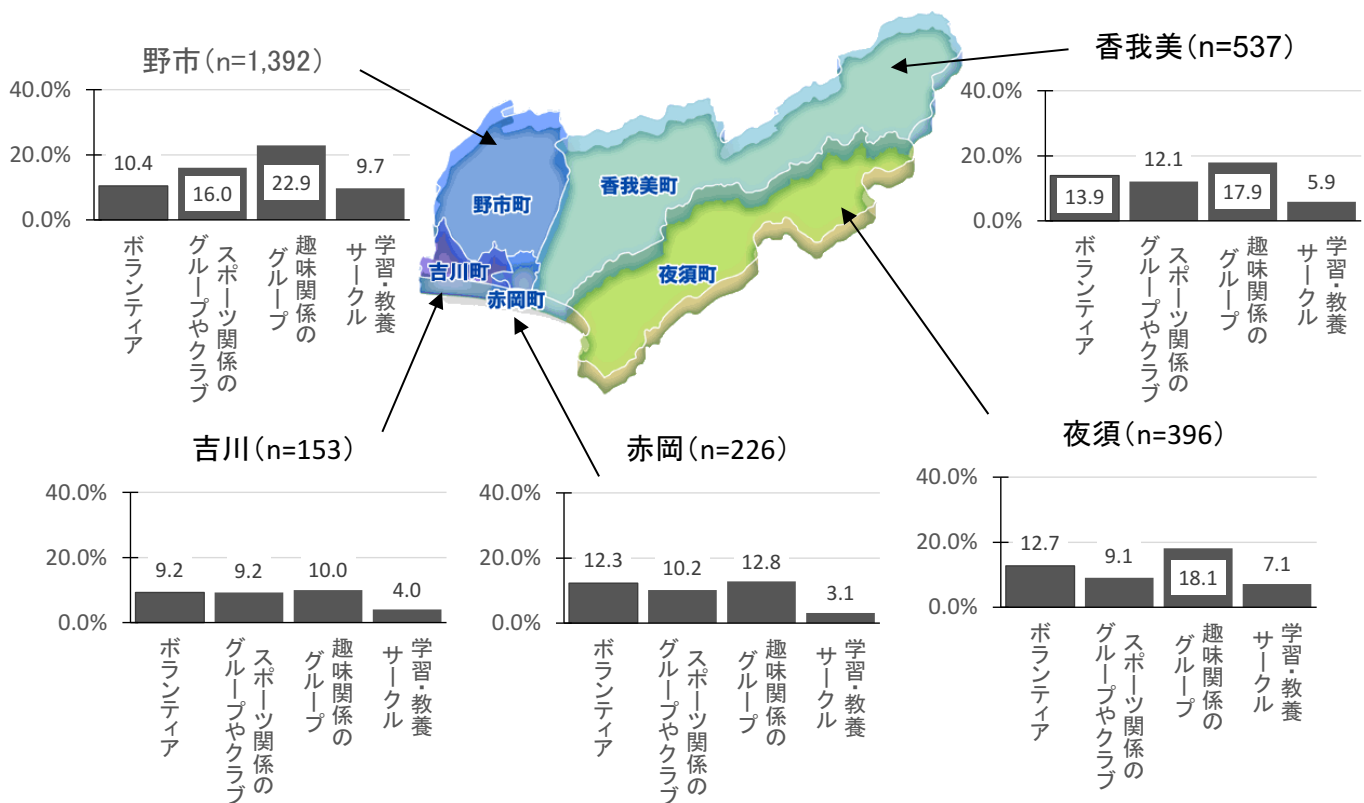
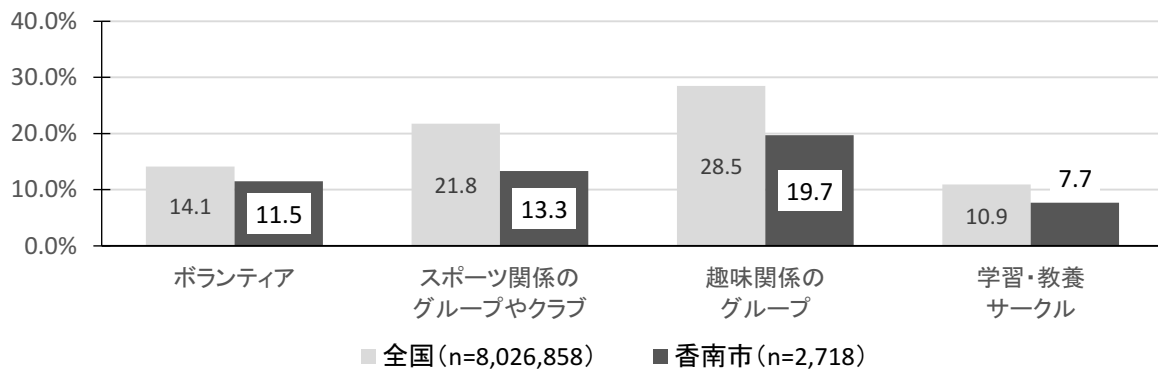
#### 4. 会・グループ等への参加状況

会・グループ等への参加状況をみると、最も“参加頻度が高い（「参加していない」・「無回答」除く）”ものは趣味関係のグループ（19.7%）、次いで、スポーツ関係のグループやクラブ（13.3%）、ボランティア（11.5%）、学習・教養サークル（7.7%）の順となっています。

全国と比較すると、参加状況はいずれも全国より低くなっています。

また、ボランティアは香我美（13.9%）、その他は野市がそれぞれ参加頻度が最も高くなっています。

会・グループ等への参加状況

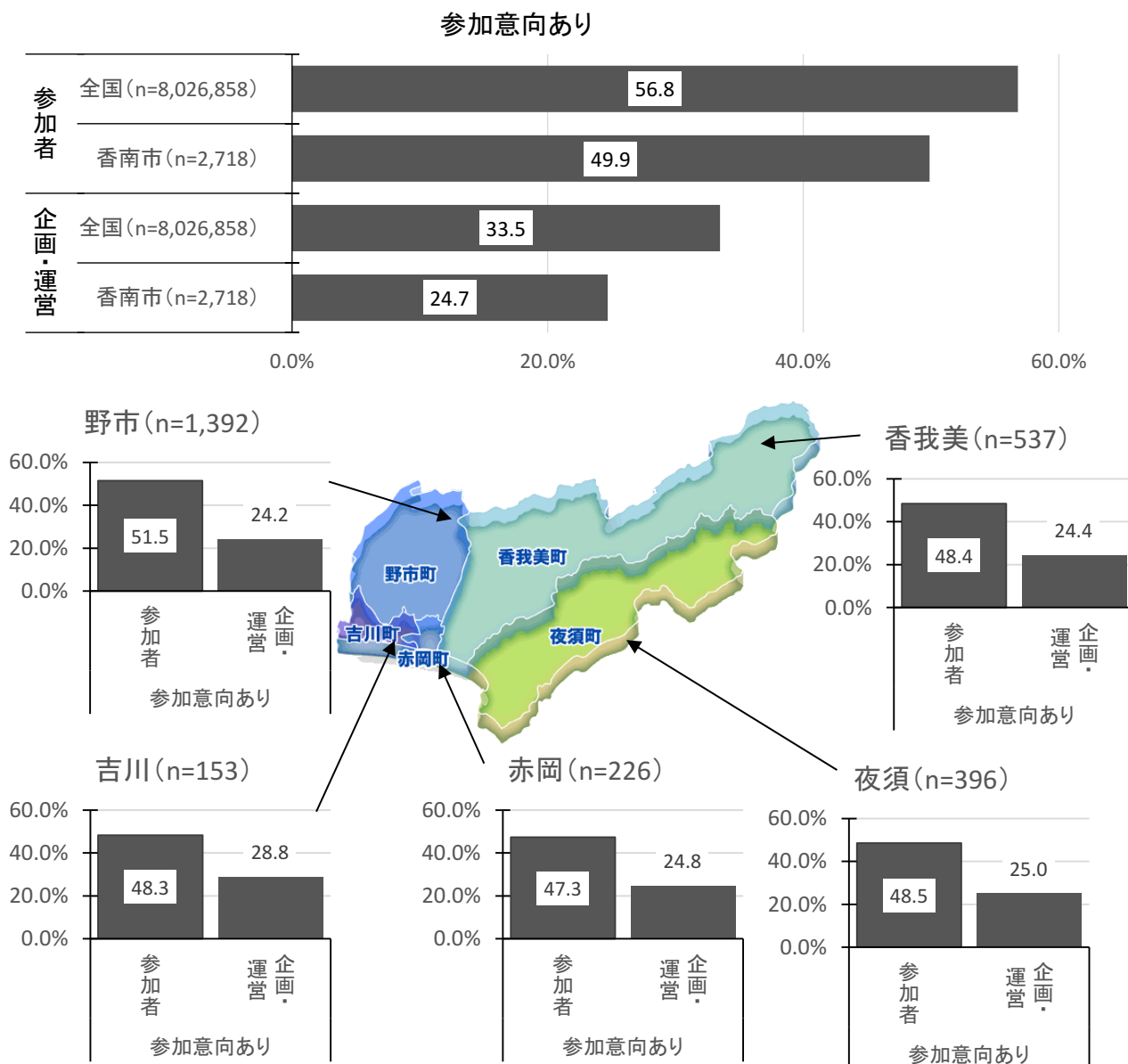


## 5. 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に参加者として、または企画・運営（お世話係）として参加してみたいかをみると、「ぜひ参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者で49.9%、企画・運営で24.7%となっています。

“参加意向がある方”を全国と比較すると、参加者としての立場、企画・運営の立場での参加のどちらとも10%近く全国を下回っています。

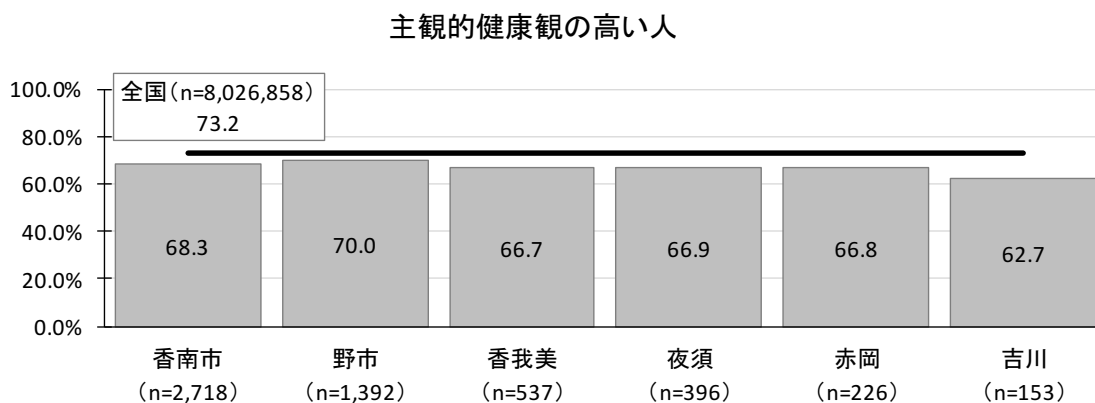
また、“参加意向がある方”は参加者としては野市（51.5%）が最も多く、赤岡（47.3%）が最も少なくなっています。企画・運営としては吉川（28.8%）が最も多く、野市（24.2%）が最も少なくなっています。



## 6. 主観的健康観について

現在の健康状態をみると、全体では「とてもよい」または「まあよい」と答えた“健康観の高い人”は68.3%となっており、全国（73.2%）を下回っています。

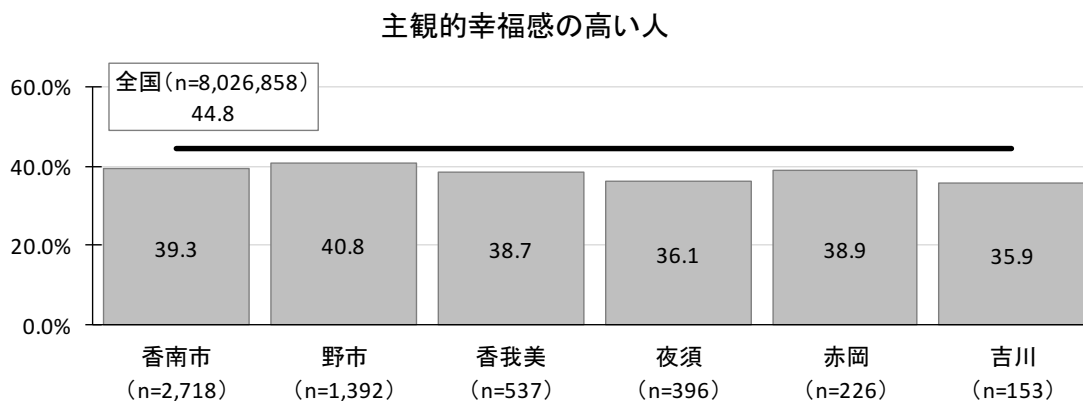
地区別にみると、“健康観の高い人”は野市（70.0%）で最も高く、吉川（62.7%）で最も低くなっています。



## 7. 主観的幸福感について

現在どの程度幸せか、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として10点満点で回答してもらった結果、8点以上と答えた“幸福感の高い人”は39.3%となっており、全国（44.8%）を下回っています。

地区別にみると、野市（40.8%）が最も高く、吉川（35.9%）が最も低くなっています。



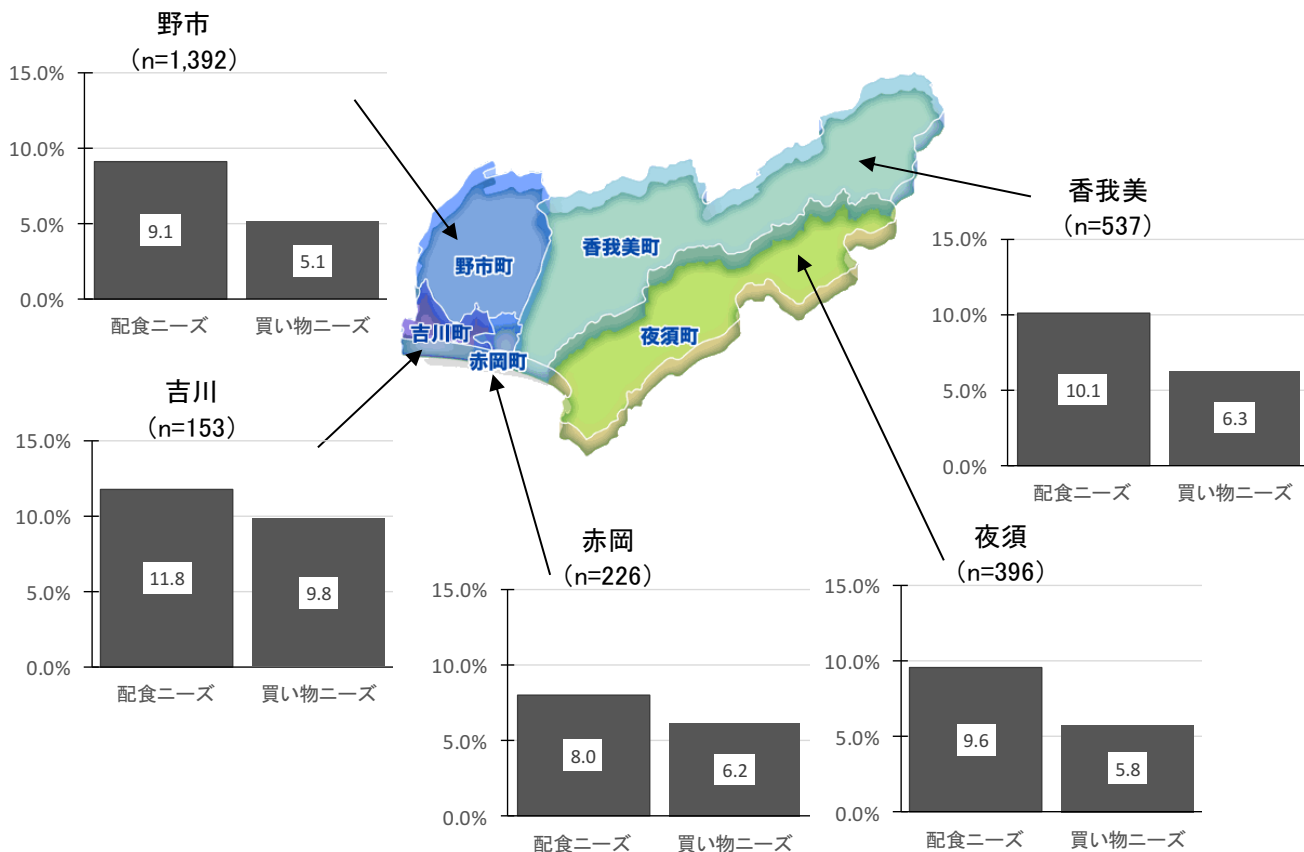
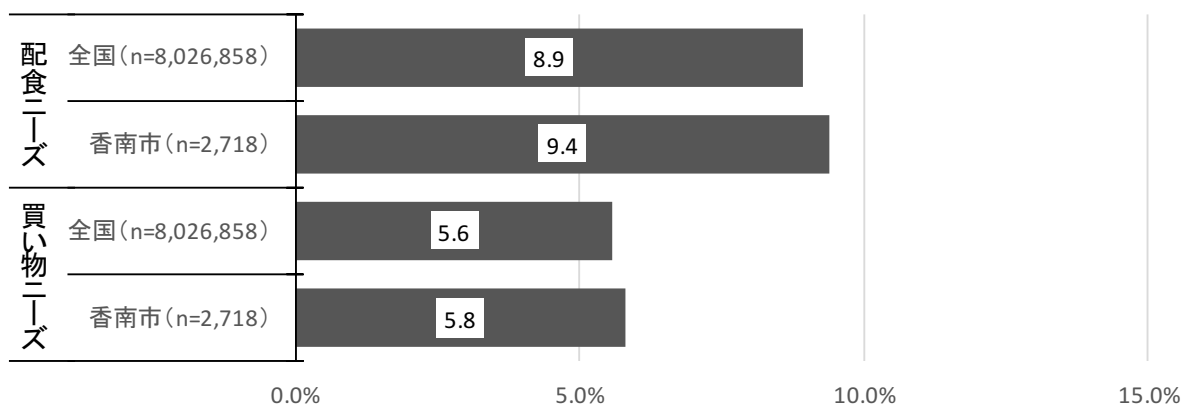
## 8. 生活支援のニーズについて

自分で食事の用意ができない方や、自分で買い物ができない方は、生活支援サービスのニーズが高いと考えられます。

自分で食事の用意が出来ない方（配食ニーズ）は、全体の9.4%、買い物が自分でできない方（買い物ニーズ）は5.8%とどちらも全国を上回っています。

また、いずれの地区も買い物ニーズより配食ニーズが高く、配食ニーズ、買い物ニーズともに吉川で最も高くなっています。

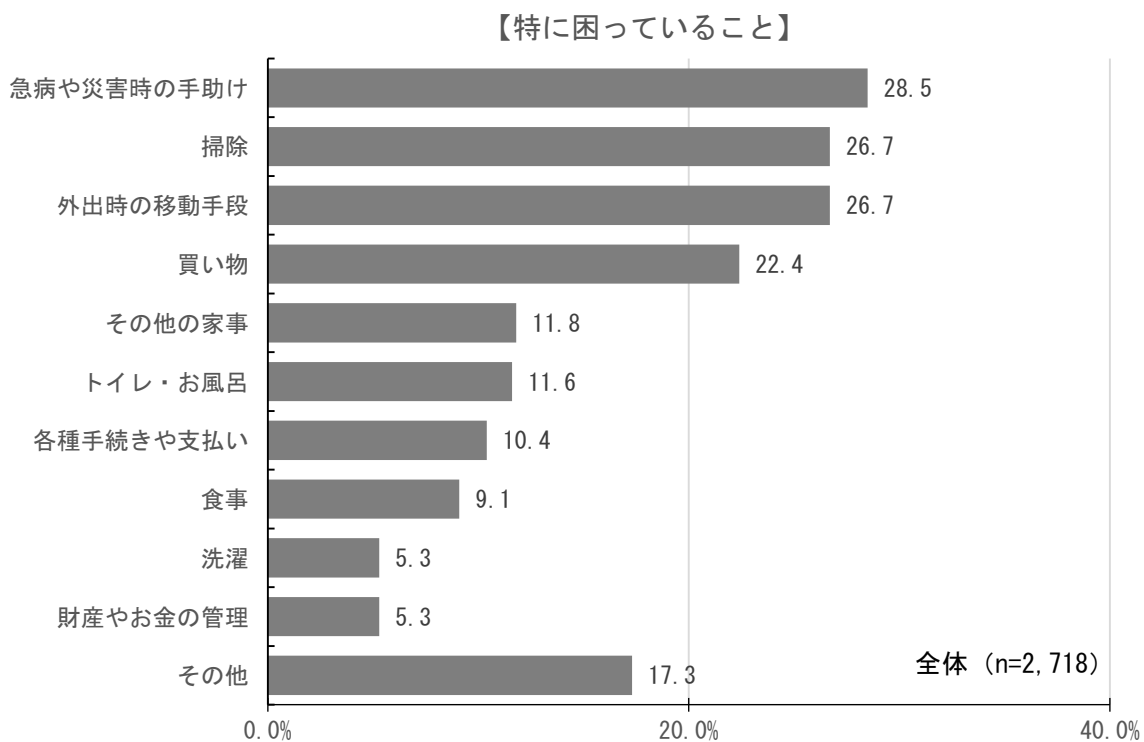
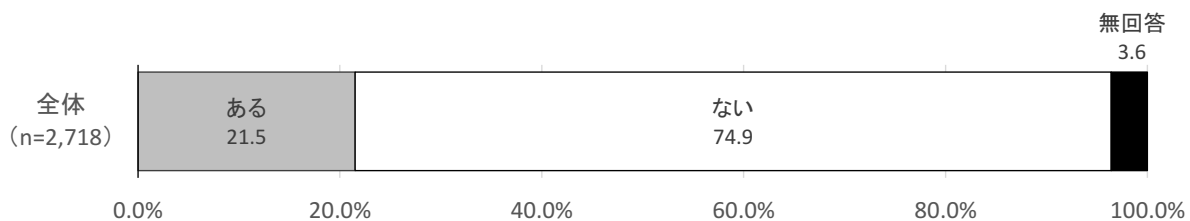
生活支援のニーズ



## 9. 日常生活の中で困ったこと

日常生活の中で困ったことが「ある」と答えた方は21.5%となっています。

特に困っていることをみると、「急病や災害時の手助け」、「掃除」・「外出時の移動手段」の順で多くなっており、地区別の上位1位は以下のとおりとなっています。



<地区別\_上位1位>

(野市) 急病や災害時の手助け

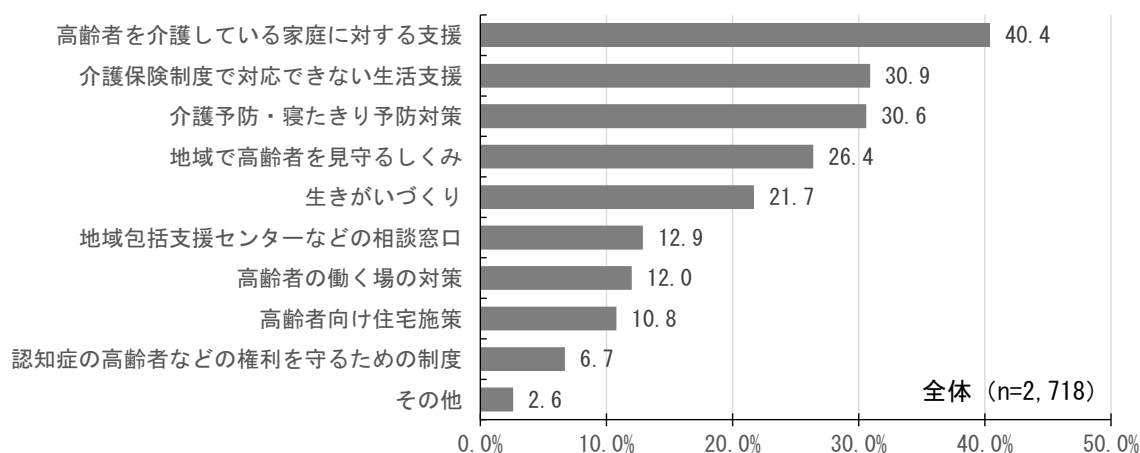
(赤岡・吉川) 掃除

(香我美・夜須) 外出時の移動手段

## 10. 優先すべきサービスや事業について

香南市が取り組むべき重点施策や在宅生活を続ける上で必要と思うサービスや事業についてみると、「高齢者を介護している家庭に対する支援」40.4%が最も多く、次いで、「介護保険制度で対応できない生活支援」30.9%、「介護予防・寝たきり予防対策」30.6%の順となっています。

地区別にみても、全体の結果の上位3位が多くなっていますが、赤岡のみ「地域で高齢者を見守るしくみ」が他の地区に比べて多くなっています。



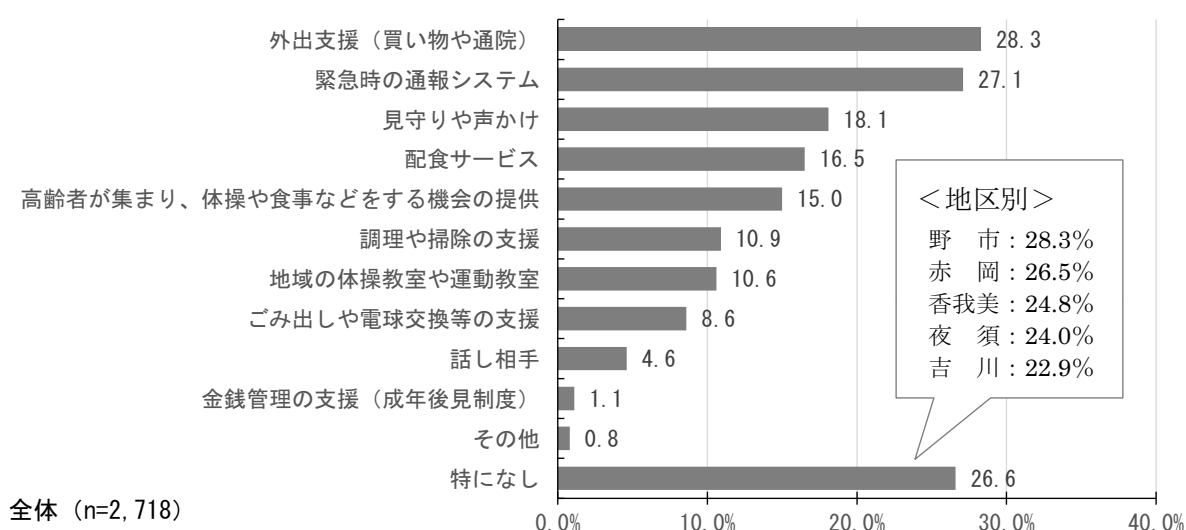
	1位	2位	3位
野市 (n=1,392)	高齢者を介護している家庭に対する支援	介護予防・寝たきり予防対策	介護保険制度で対応できない生活支援
香我美 (n=537)	高齢者を介護している家庭に対する支援	介護保険制度で対応できない生活支援	介護予防・寝たきり予防対策
夜須 (n=396)	高齢者を介護している家庭に対する支援	介護保険制度で対応できない生活支援	介護予防・寝たきり予防対策
赤岡 (n=226)	高齢者を介護している家庭に対する支援	地域で高齢者を見守るしくみ	介護予防・寝たきり予防対策
吉川 (n=153)	高齢者を介護している家庭に対する支援	介護保険制度で対応できない生活支援	介護予防・寝たきり予防対策

## 1.1. 利用したいサービスについて

今の生活を続ける上で現在もしくは今後利用したいと感じるサービスや取り組みをみると、「外出支援（買い物や通院）」28.3%が最も多く、次いで、「緊急時の通報システム」27.1%、「見守りや声かけ」18.1%の順となっています。

地区別にみると、野市、赤岡では「緊急時の通報システム」、香我美・夜須・吉川では「外出支援（買い物や通院）」が最も多くなっています。

また、「特になし」と答えた方は全体で26.6%を占めており、地区別にみると、野市に最も多く、次いで、赤岡、香我美、夜須、吉川の順となっています。

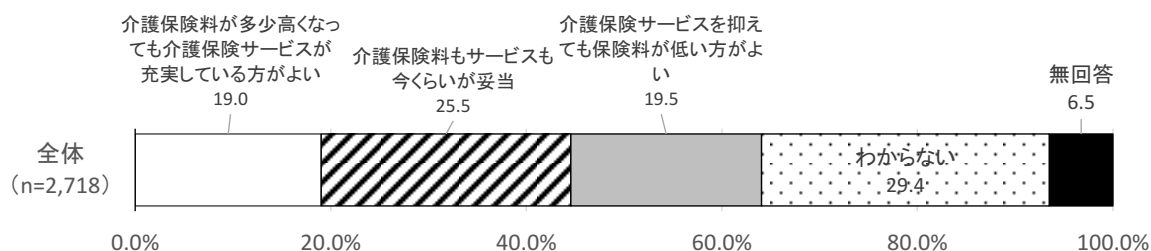


	1位	2位	3位
野市 (n=1,392)	緊急時の通報システム	外出支援（買い物や通院）	見守りや声かけ
香我美 (n=537)	外出支援（買い物や通院）	緊急時の通報システム	見守りや声かけ
夜須 (n=396)	外出支援（買い物や通院）	緊急時の通報システム	見守りや声かけ
赤岡 (n=226)	緊急時の通報システム	外出支援（買い物や通院）	見守りや声かけ
吉川 (n=153)	外出支援（買い物や通院）	緊急時の通報システム	見守りや声かけ



## 1 2. 介護保険料について

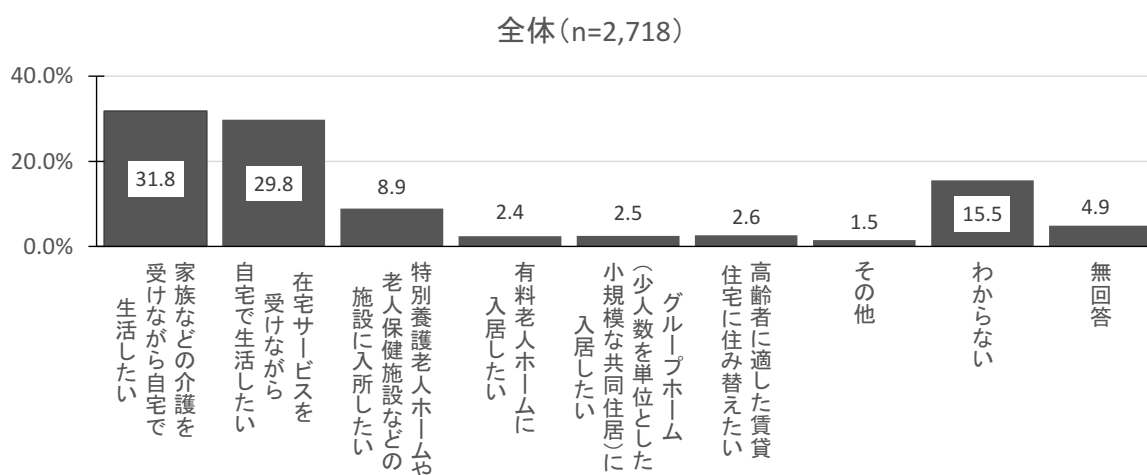
介護保険サービスと介護保険料についてどのように考えているかたずねると、「わからない」が29.4%で最も多く、次いで、「介護保険料もサービスも今くらいが妥当」(25.5%)、「介護保険サービスを抑えても保険料が低い方がよい」(19.5%)の順となっています。

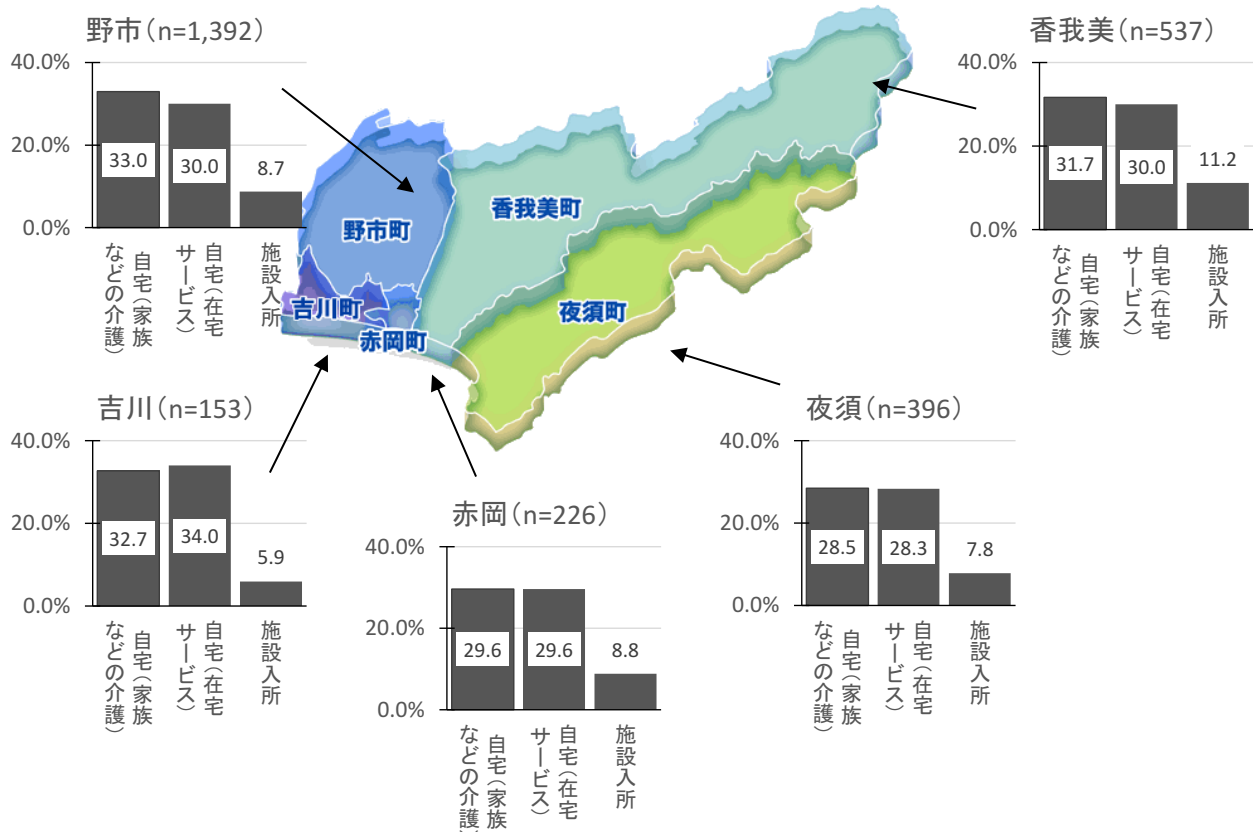


## 1 3. 希望する将来の住まい

将来どこで生活することを希望するかたずねると、「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」、「在宅サービスを受けながら自宅で生活したい」等の自宅で生活を希望する方が約6割となっています。

上位3位を地区別にみても1位の「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」と2位の「在宅サービスを受けながら自宅で生活したい」はいずれも同率程度で多くなっていますが、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」と答えた方は香我美に最も多くなっており、唯一10%を超えています。

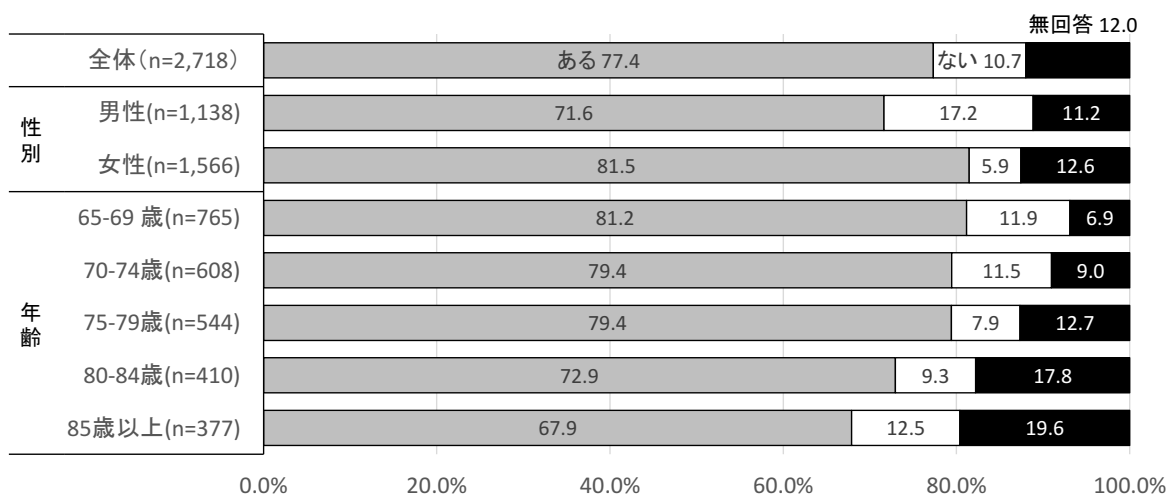




## 1 4 . 認知症について

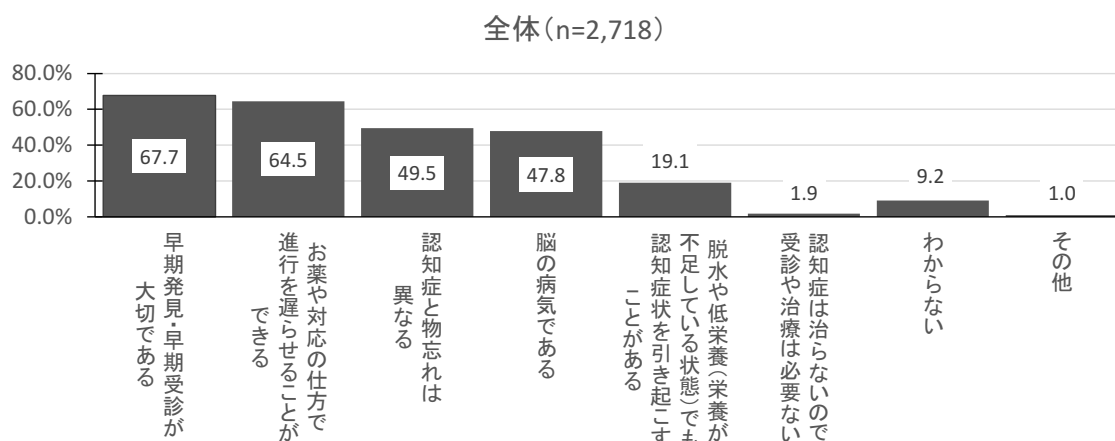
### (1) 認知症への関心

認知症について関心があるかたずねると、全体の77.4%が「ある」と答えており、性別にみると男性より女性、年齢別にみると年齢が低くなるにつれて関心が高くなっています。



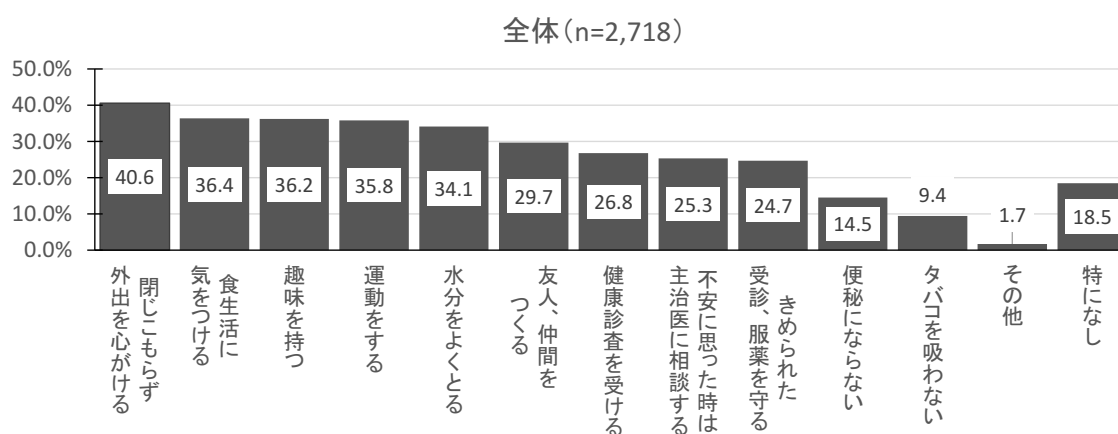
## (2) 認知症への理解

認知症への理解についてみると、「早期発見・早期受診が大切である」67.7%が最も多く、次いで、「お薬や対応の仕方で行進を遅らせることができる」64.5%、「認知症と物忘れは異なる」49.5%の順となっており、「わからない」は9.2%と10%を下回っています。



## (3) 認知症予防のために取り組んでいること

認知症予防のために取り組んでいることをみると、「閉じこもらず外出を心がける」40.6%が最も多く、次いで、「食生活に気をつける」、「趣味を持つ」、「運動をする」、「水分をよくとる」の順でいずれも30%を超えています。また、「特になし」と答えた認知症予防をしていない方が約20%を占めています。

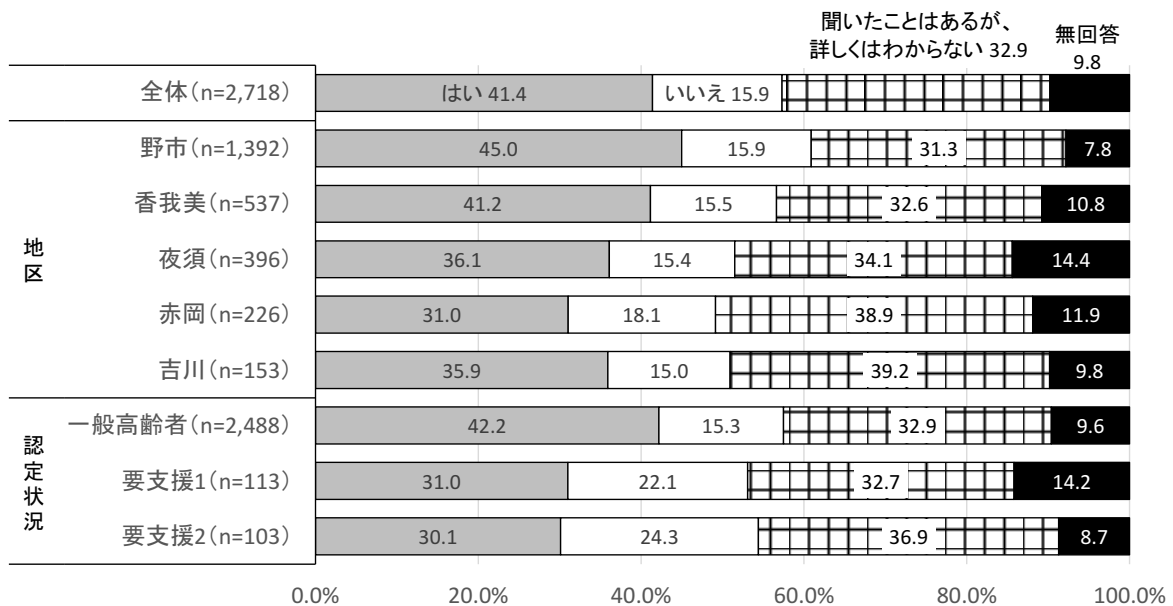


## 15. 将来について

### (1) 成年後見制度の認知度

成年後見制度を知っているかたずねると、「はい」41.4%、「聞いたことはあるが、詳しくはわからない」32.9%、「いいえ」15.9%の順に多く、成年後見制度という名称と内容の両方を知っている方は半数に満たないことがわかります。

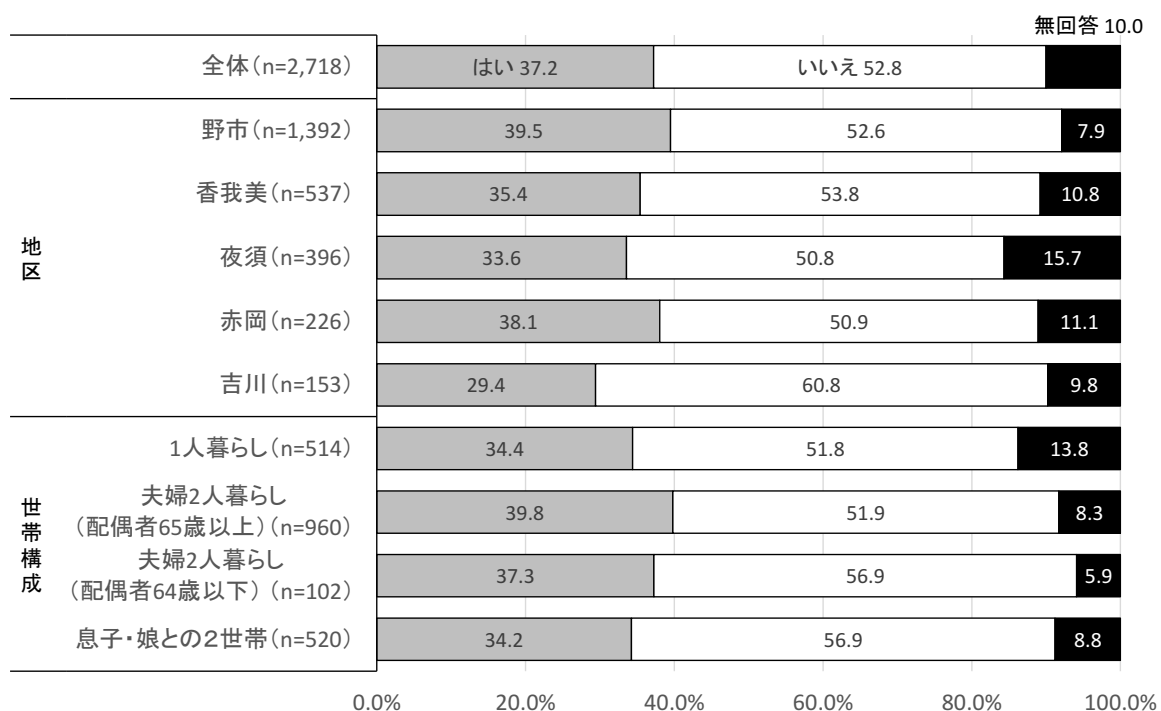
また、赤岡、吉川、要支援1・2では「聞いたことはあるが、詳しくはわからない」が最も多くなっています。



## (2) 終末期についての話し合い

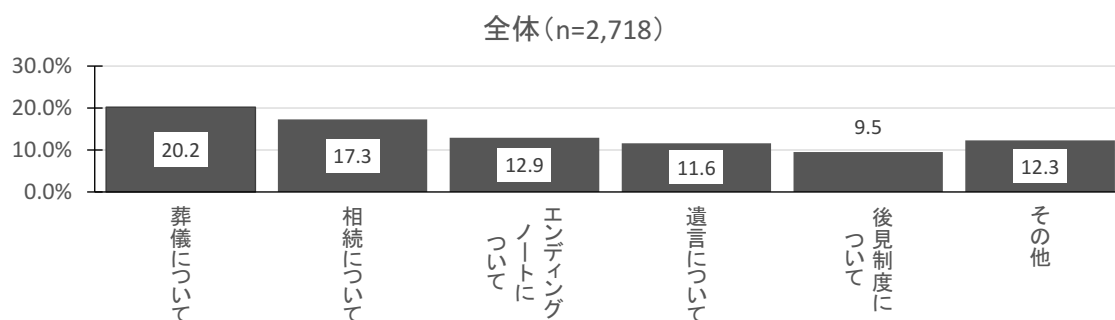
終末期について家族と話し合っているかたずねると、全体では「はい」(37.2%)よりも「いいえ」(52.8%)が多くなっています。

「はい」と答えた方をみると、野市(39.5%)が最も多く、最も少ない吉川(29.4%)との差は10%以上となっています。また、世帯構成別では1人暮らしや息子・娘との2世帯より夫婦2人暮らしの方に多くっており、約40%を占めています。



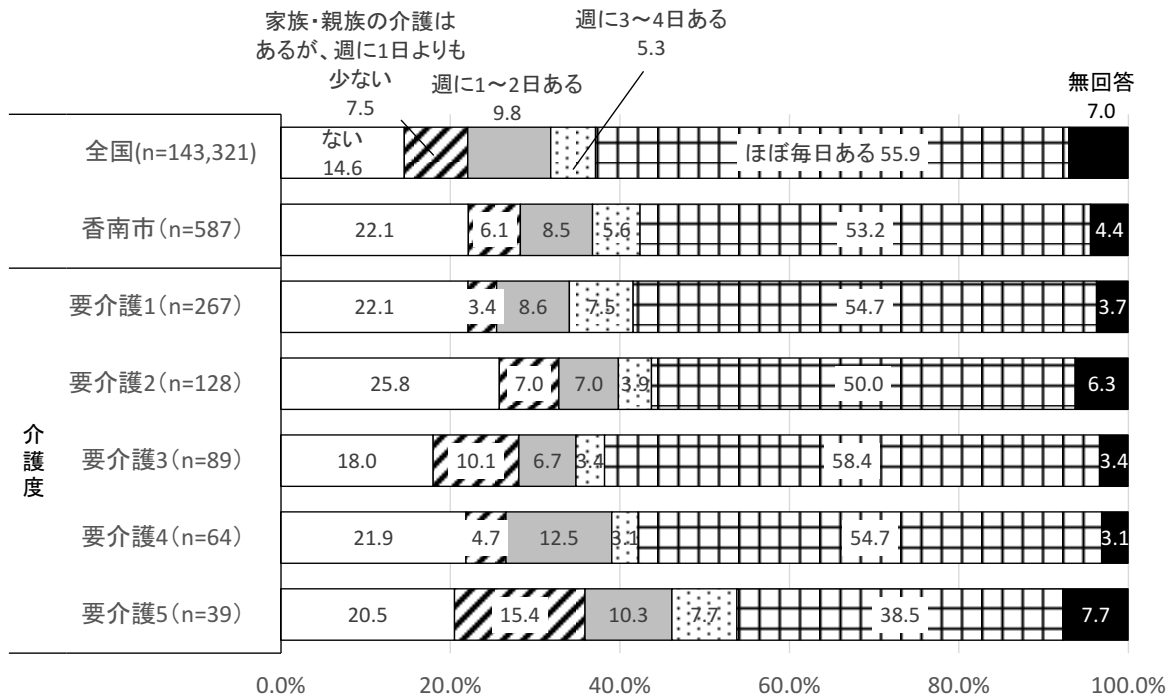
## (3) 将来に備えて学びたいこと

将来に備えて学びたいことについてみると、「葬儀について」、「相続について」がそれぞれ約20%、「エンディングノートについて」、「遺言について」、「後見制度について」がそれぞれ約10%を占めています。



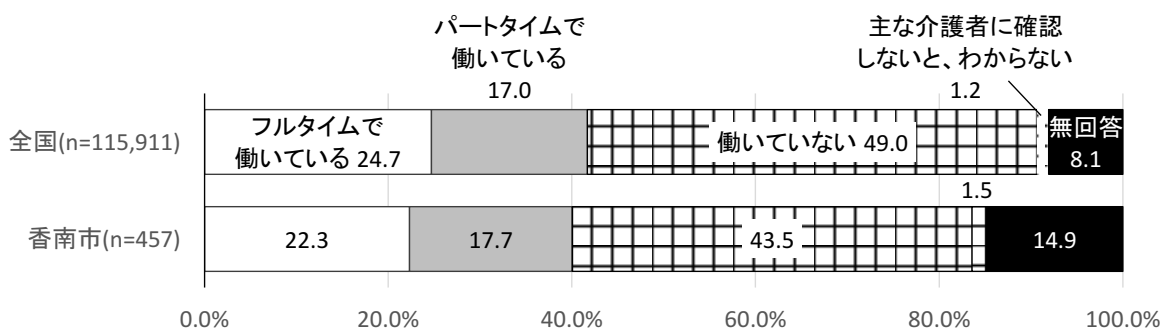
## 1 6. 家族介護の状況

在宅の要介護認定者に対する、家族・親族からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）の状況は、「ほぼ毎日ある」が53.2%と、全国（55.9%）と同程度となっていますが、「ない」が全国を上回っています。



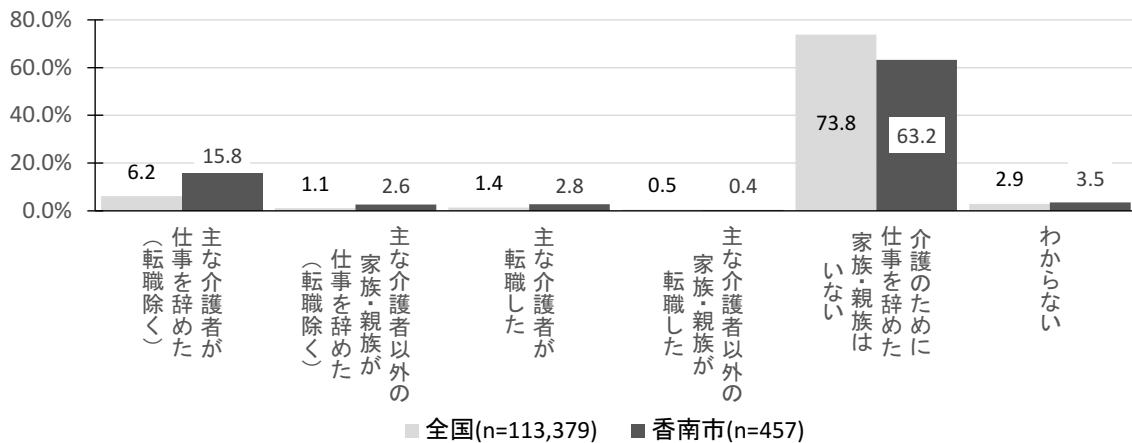
## 1 7. 主な介護者の勤務形態

主な介護者の方の現在の勤務形態をたずねると、「働いていない」が最も多く、43.5%を占めており、「フルタイム」や「パートタイム」で働きながら介護をしている方は全体の40.0%となっています。全国と比べると、「働いていない」が若干少なくなっています。



## 18. 介護のための離職の有無

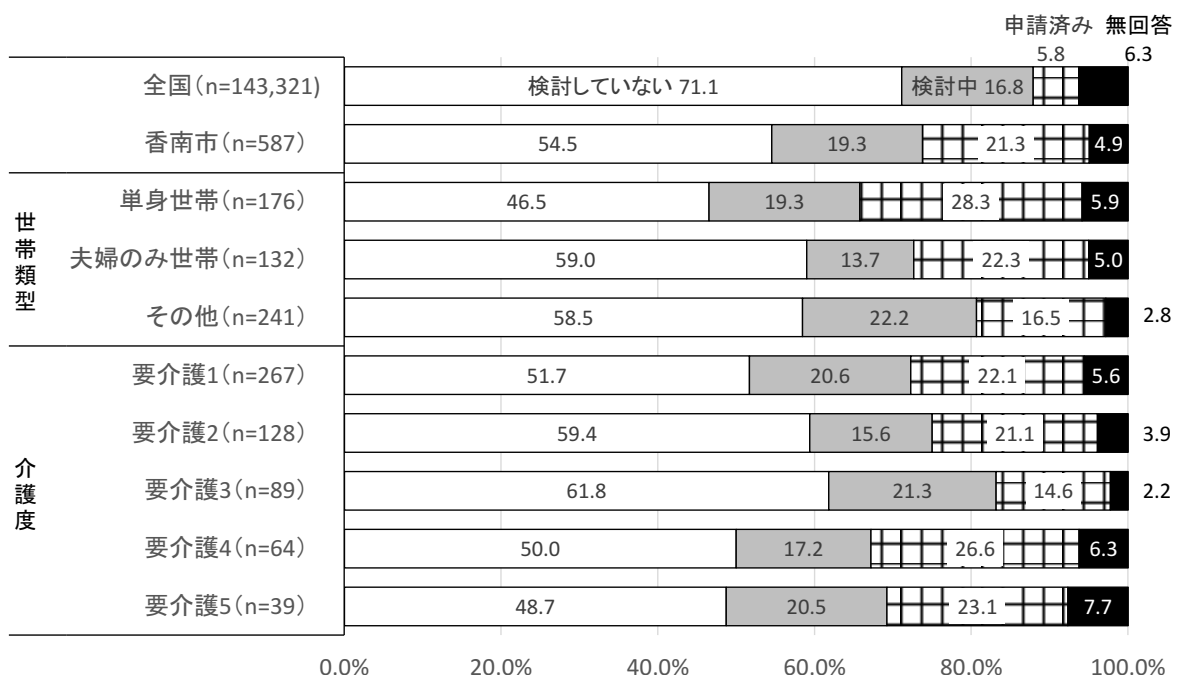
介護を主な理由とした、過去1年間の家族・親族の離職の状況では、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が15.8%と全国（6.2%）を上回っています。



## 19. 施設等への入所・入居の検討状況

在宅の要介護認定者の施設等への入所・入居の希望をたずねると、全体では「申請済み」が21.3%となっており、全国（5.8%）を上回っています。

世帯類型別にみると、単身世帯で「検討中」または「申請済み」と答えた方が約半数を占めており、介護度別では、要介護4・5の重度認定者に「申請済み」と答えた方が多くなっています。

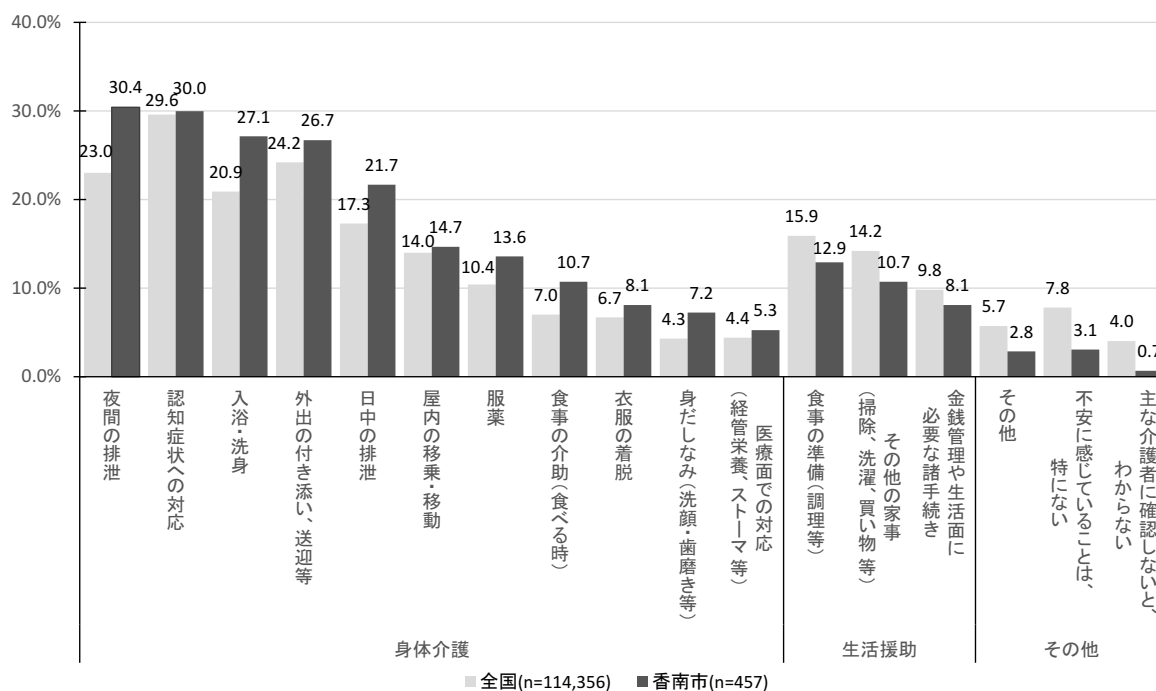


## 20. 主な介護者が不安を感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等をたずねると、身体介護に関する項目については「夜間の排泄」や「認知症状への対応」が30%を超えています。

生活援助に関する項目は「食事の準備（調理等）」が最も多く、12.9%となっています。その他の項目で「不安を感じていることは、特にない」と答えた方は全体の3.1%となっており、ほとんどの方が何かしらの不安を抱えていることがわかります。

全国と比べると、身体介護についてはすべての項目で全国を上回っていますが、生活援助についてはいずれも全国を下回っています。





## 第4節 介護保険サービスの実施状況と特徴

### 1. 介護保険サービスの状況と第6期計画の達成状況

#### (1) 予防給付（介護予防サービス）

介護予防サービスの合計をみると、平成27年度は計画対比82.7%、平成28年度は80.1%と計画値を下回っています。平成28年度をサービス別にみると、すべてのサービスで計画値を下回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(1) 介護予防サービス	64,160	77,586	82.7%	60,031	74,907	80.1%
①介護予防訪問介護	11,937	10,398	114.8%	10,295	10,491	98.1%
利用人数	63	54	116.8%	55	55	99.1%
②介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③介護予防訪問看護	2,660	0	-	2,608	0	-
利用人数	7	0	-	9	0	-
④介護予防訪問リハビリテーション	340	0	-	676	0	-
利用人数	1	0	-	1	0	-
⑤介護予防居宅療養管理指導	147	133	110.7%	108	132	81.7%
利用人数	2	1	191.7%	1	1	100.0%
⑥介護予防通所介護	25,207	31,173	80.9%	24,539	31,172	78.7%
利用人数	75	78	96.2%	76	79	96.7%
⑦介護予防通所リハビリテーション	6,347	10,272	61.8%	5,357	10,266	52.2%
利用人数	17	22	78.8%	17	22	75.0%
⑧介護予防短期入所生活介護	1,398	1,193	117.2%	951	1,195	79.6%
利用人数	3	3	102.8%	3	3	86.1%
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	-	221	0	-
利用人数	0	0	-	1	0	-
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	6,187	12,695	48.7%	5,711	9,798	58.3%
利用人数	7	11	61.4%	7	9	75.9%
⑫介護予防住宅改修	3,151	4,286	73.5%	2,781	4,345	64.0%
利用人数	4	5	88.3%	4	5	80.0%
⑬介護予防福祉用具貸与	6,119	6,604	92.7%	5,870	6,665	88.1%
利用人数	92	94	97.6%	91	95	96.2%
⑭特定介護予防福祉用具購入費	665	832	80.0%	915	843	108.5%
利用人数	3	4	79.2%	4	4	100.0%

資料：計画値（第6期介護保険事業計画の目標値）

資料：給付実績（見える化システム将来推計総括表（平成29年12月時点））

※給付費は年額（千円）、利用人数は月間の利用人数（人）となります。（以下同様）

※給付費の合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。（以下同様）

## (2) 予防給付（地域密着型介護予防サービス）

地域密着型介護予防サービスをみると、計画になかった介護予防認知症対応型共同生活介護の利用がありました。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,307	0	-	1,314	0	-
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1,307	0	-	1,314	0	-
利用人数	1	0	-	0	0	-

## (3) 予防給付（介護予防支援）

介護予防支援の給付費をみると、平成27年度は計画対比107.6%、平成28年度は102.8%と若干上回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(3) 介護予防支援	10,217	9,497	107.6%	9,842	9,571	102.8%
利用人数	193	188	102.8%	186	190	97.9%

## (4) 予防給付費計

介護予防給付費全体をみると、平成27年度は計画対比86.9%、平成28年度は84.3%と計画値を下回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
予防給付費計	75,683	87,083	86.9%	71,187	84,478	84.3%

### (5) 介護給付（居宅サービス）

居宅サービスの合計をみると、平成 27 年度は計画対比 96.1%、平成 28 年度は 124.2%と、平成 28 年度が計画を上回る実績となっています。

サービス別にみると、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所療養介護（老健）などで計画を上回っています。

通所介護の計画対比が、平成 28 年度で 336.8%と高くなっていますが、これは地域密着型通所介護への移行が計画より少なく、通常規模の通所介護が計画より多くなったことが主因となります。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(1) 居宅サービス	943,715	981,693	96.1%	845,748	681,109	124.2%
①訪問介護	97,140	108,916	89.2%	104,058	112,635	92.4%
利用人数	223	233	95.6%	242	246	98.5%
②訪問入浴介護	3,813	7,339	52.0%	4,651	7,641	60.9%
利用人数	6	10	57.5%	6	10	64.2%
③訪問看護	34,503	46,380	74.4%	43,141	48,370	89.2%
利用人数	72	91	79.4%	85	95	89.1%
④訪問リハビリテーション	5,181	10,238	50.6%	6,218	10,471	59.4%
利用人数	12	20	57.9%	14	21	65.5%
⑤居宅療養管理指導	6,525	3,869	168.7%	6,852	4,176	164.1%
利用人数	80	29	276.1%	92	30	306.1%
⑥通所介護	422,393	414,357	101.9%	300,233	89,133	336.8%
利用人数	429	426	100.8%	313	93	336.6%
⑦通所リハビリテーション	119,166	140,682	84.7%	122,410	146,685	83.5%
利用人数	120	156	77.1%	109	166	65.6%
⑧短期入所生活介護	53,275	60,027	88.8%	55,760	60,108	92.8%
利用人数	69	81	85.7%	71	83	85.9%
⑨短期入所療養介護（老健）	13,434	11,178	120.2%	16,273	11,011	147.8%
利用人数	19	18	106.0%	20	18	113.0%
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑪特定施設入居者生活介護	135,188	121,523	111.2%	126,689	131,880	96.1%
利用人数	61	55	111.2%	58	59	97.6%
⑫福祉用具貸与	44,500	44,974	98.9%	49,896	46,085	108.3%
利用人数	356	407	87.4%	382	425	89.8%
⑬特定福祉用具購入費	2,313	2,179	106.2%	2,380	2,303	103.3%
利用人数	9	10	90.0%	10	11	90.9%
⑭住宅改修	6,284	10,031	62.6%	7,187	10,611	67.7%
利用人数	9	13	67.3%	10	13	76.9%

## (6) 介護給付（地域密着型サービス）

地域密着型サービスの合計をみると、平成 27 年度は計画対比 106.1%と概ね計画通りとなっていますが、平成 28 年度は 76.9%と計画を下回っています。

これは、平成 28 年度から新設された地域密着型通所介護への移行が、計画を大きく下回ったことが主因となります。

また、平成 29 年度から整備を見込んでいた、小規模多機能型居宅介護については、事業者の公募を実施しましたが、整備に至りませんでした。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(2) 地域密着型サービス	536,094	505,380	106.1%	661,945	860,306	76.9%
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
② 夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③ 認知症対応型通所介護	76,487	53,661	142.5%	75,410	54,669	137.9%
利用人数	31	30	104.7%	32	31	103.5%
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑤ 認知症対応型共同生活介護	459,607	451,719	101.7%	460,231	460,295	100.0%
利用人数	157	156	100.4%	157	159	99.0%
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑨ 地域密着型通所介護	0	0	-	126,304	345,342	36.6%
利用人数	0	0	-	148	361	41.0%

## (7) 介護給付（居宅介護支援）

居宅介護支援の給付費をみると、平成 27 年度は計画対比 97.1%、平成 28 年度は 93.2%と計画を下回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(3) 居宅介護支援	111,899	115,291	97.1%	113,408	121,686	93.2%
利用人数	699	736	94.9%	728	784	92.8%

### (8) 介護給付（介護保険施設サービス）

介護保険施設サービスの給付費をみると、平成27年度は計画対比100.1%、平成28年度は104.2%と、概ね計画どおりとなっています。

サービス別にみると、介護療養型医療施設が計画値を上回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(4) 介護保険施設サービス	976,387	975,688	100.1%	1,028,244	986,430	104.2%
①介護老人福祉施設	462,106	476,812	96.9%	453,073	483,316	93.7%
利用人数	160	162	98.8%	161	164	98.4%
②介護老人保健施設	287,557	292,053	98.5%	316,836	292,559	108.3%
利用人数	97	94	102.9%	105	94	111.7%
③介護療養型医療施設	226,724	206,823	109.6%	258,335	210,555	122.7%
利用人数	57	52	110.1%	63	53	119.7%

### (9) 介護給付費計

介護給付費全体をみると、平成27年度、平成28年度ともに99.6%と計画どおりとなっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護給付費計	2,568,093	2,578,052	99.6%	2,639,345	2,649,531	99.6%

### (10) 総給付費

総給付費をみると、平成27年度は計画対比99.2%、平成28年度は99.1%と計画どおりとなっています。

	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
総給付費	2,643,777	2,665,135	99.2%	2,710,532	2,734,009	99.1%
予防給付費計	75,683	87,083	86.9%	71,187	84,478	84.3%
介護給付費計	2,568,093	2,578,052	99.6%	2,639,345	2,649,531	99.6%

## 2. 本市の介護保険事業の特徴

「見える化システム」を活用し、本市の状況を全国・高知県及び県内他市と比較を行いました。

### (1) サービス基盤整備（定員）の状況

#### 【施設サービス】

1号被保険者数に占める、3施設合計の定員割合をみると、本市は3.7%となっており、県内他市と比べると四万十市に次いで高い割合となっています。

	香南市	高知市	南国市	香美市	室戸市	安芸市	土佐市	須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市
A 1号被保険者数	10,465	93,950	14,170	10,398	6,545	6,814	9,730	8,356	7,415	6,451	11,752
B 介護老人福祉施設	200	1,086	260	90	100	130	160	110	170	100	210
C 介護老人保健施設	139	488	249	146	70	0	70	72	54	70	250
D 介護療養型医療施設	44	1,247	0	80	36	0	60	75	53	42	93
E 3施設合計定員数	383	2,821	509	316	206	130	290	257	277	212	553
F 施設サービス整備率 (E/A)	3.7%	3.0%	3.6%	3.0%	3.1%	1.9%	3.0%	3.1%	3.7%	3.3%	4.7%

資料：見える化システム（1号被保険者数（平成29年3月末）、定員数（平成28年度））

#### 【居住系サービス】

1号被保険者数に占める、居住系サービスの定員割合をみると、本市は2.5%となっており、県内他市と比べると四万十市に次いで高い割合となっています。

	香南市	高知市	南国市	香美市	室戸市	安芸市	土佐市	須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市
A 1号被保険者数	10,465	93,950	14,170	10,398	6,545	6,814	9,730	8,356	7,415	6,451	11,752
B 特定施設入居者生活介護	100	480	180	50	0	70	100	70	80	0	190
C 認知症対応型共同生活介護	162	836	135	72	36	72	135	90	81	54	135
D 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	145	0	0	0	0	0	0	20	58	0
E 居住系サービス合計定員数	262	1,461	315	122	36	142	235	160	181	112	325
F 居住系サービス整備率 (E/A)	2.5%	1.6%	2.2%	1.2%	0.6%	2.1%	2.4%	1.9%	2.4%	1.7%	2.8%

資料：見える化システム（1号被保険者数（平成29年3月末）、定員数（平成28年度））

#### 【通所系サービス】

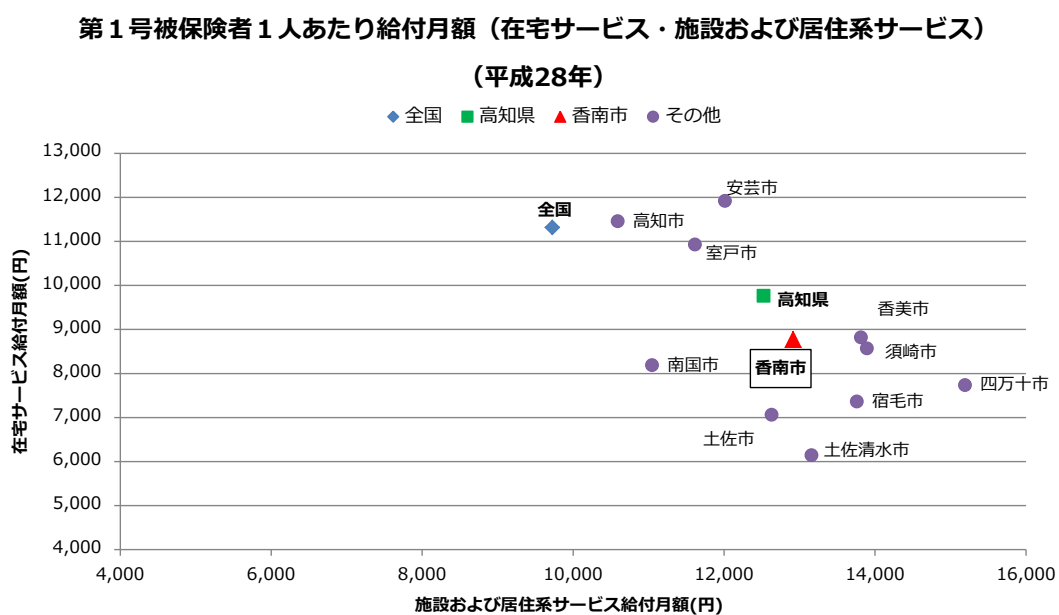
1号被保険者数に占める、通所系サービスの定員割合をみると、本市は4.4%となっており、県内他市と比べると平均程度となっています。

	香南市	高知市	南国市	香美市	室戸市	安芸市	土佐市	須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市
A 1号被保険者数	10,465	93,950	14,170	10,398	6,545	6,814	9,730	8,356	7,415	6,451	11,752
B 通所介護	310	3,667	426	274	176	183	358	313	140	18	176
C 通所リハビリテーション	130	1,119	260	130	40	100	60	80	80	120	115
D 認知症対応型通所介護	24	207	0	0	0	42	17	12	0	12	12
E 小規模多機能型居宅介護（宿泊）	0	97	14	18	13	5	0	0	0	9	26
F 小規模多機能型居宅介護（通い）	0	251	36	33	33	15	0	0	0	15	45
G 看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 看護小規模多機能型居宅介護（通い）	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 通所系サービス合計定員数	464	5,389	736	455	262	345	435	405	220	174	374
J 通所系サービス整備率 (I/A)	4.4%	5.7%	5.2%	4.4%	4.0%	5.1%	4.5%	4.8%	3.0%	2.7%	3.2%

資料：見える化システム（1号被保険者数（平成29年3月末）、定員数（平成28年度））

## (2) 1号被保険者1人あたり給付月額状況

1号被保険者1人あたり給付月額をみると、本市は、全国・高知県平均より在宅サービス給付月額が低く、施設および居住系サービス給付月額が高い傾向にあります。



(時点) 平成28年(2016年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 第5節 本計画における重点課題

### 1. 生きがいつくりの充実

明るく活力に満ちた長寿社会を築くためには、高齢者一人ひとりが健康で生きがいをもち、充実した豊かな生活を送れることが大切です。

本市では、いきいきクラブ事業、高齢者クラブの育成、敬老事業、金婚式、シルバー人材センター助成事業、介護予防ボランティアポイント事業（ポイント制度、ボランティア養成講座）などを通じて、高齢者の生きがいつくり・社会参加に努めてきましたが、各事業に共通して、参加者数の低迷（固定化）や、会員の高齢化、ボランティアや世話役の減少・後継者不足等が今後の課題となってきています。

今回実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、地域活動への参加について、参加者として「参加したい」「参加してもよい」が併せて49.9%、また、企画・運営サイドとして「参加したい」「参加してもよい」が併せて24.7%となっており、このような方をどのようにして事業に結びつけるかが、事業推進のポイントとなっています。

今後、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、高齢者のライフスタイルや価値観がさらに多様化していくことが予想されます。新しい高齢者のニーズや志向なども踏まえ、さまざまな生きがい施策や社会参加を推進していくとともに、企画・運営サイドのお世話役について、元気な高齢者に担っていただけるよう、事業のコーディネートに努める必要があります。

また、増加している一人暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者については、高齢者と地域社会とのつながりの確保の観点からも、地域福祉活動との連携が重要となっています。



## 2. 元気で長生き健康づくりの推進

高齢期をいきいきと過ごすためには、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が重要です。そのためには、「香南市健康増進計画」を積極的に推進し、あらゆる年代で「自らの健康は自らがづくり守っていく」という意識を醸成するとともに、一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりが重要です。

加齢とともに身体機能・生活機能の低下が認められ、介護が必要な状態になる高齢者は少なくありません。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からも、運動機能の低下（22.7%）、閉じこもりリスク（20.1%）、認知機能の低下（45.1%）、口腔機能の低下（29.1%）といったリスクを有する高齢者が一定数存在しており、高齢者自身が参加したいと思えるような事業メニューの作成から、口腔機能向上、運動啓発事業、脳健康教室等の各事業の連携に努める必要があります。

また、自主グループの立ち上げや、事業運営ボランティアの育成については、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支える役割を担い、地域での社会貢献活動を通して、活動そのものが介護予防につながるような仕組みづくりが必要と考えます。

## 3. 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者など、支援が必要な高齢者が増加しています。介護保険制度などの公的なサービスだけでは支えきれない状況となっており、地域福祉活動との連携による、地域の共助による見守り活動やボランティア等によるインフォーマルな支援など、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備が急務となっています。

ニーズ調査では、生活支援のうち配食ニーズ（9.4%）と買い物ニーズ（5.8%）が全国平均より高くなっており、既存の配食事業や買い物支援事業を提供している社会福祉協議会や民間事業者との連携によりサービスを一層拡充する必要があります。

また、支援が必要な高齢者（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、関係機関との連携等による解決が図られるよう、自主活動グループとの連携、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、在宅・医療介護連携の推進について、これまで以上に充実させる必要があります。

高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や介護サービスの基盤整備の拡充を図るとともに、保健・医療・生活支援及び住まいが切れ目なく提供される、地域包括ケア体制の深化・推進について、本市の高齢者数のピークを見据えた展開が必要となっています。

## 4. 介護保険体制の充実

介護保険制度が導入されてから 17 年が経過しようとしており、本制度は介護が必要となっても安心して地域で生活することができる基礎的な支援制度として定着しました。

本市は、施設・居住系サービスの 1 号被保険者数あたりの定員割合が、県内 11 市の中では高い水準にあり、サービス基盤は一定充実していると考えられます。今後の療養病床の再編を考慮すると、医療から介護へ移行してくる高齢者も出てくることから、県の医療計画との連携を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に努める必要があります。高齢者が住み慣れた地域で在宅を中心とした介護を受けることができるよう、第 5 期計画からの懸案事項となっている、小規模多機能型居宅介護の整備に取り組む必要があります。

一方では、サービス事業者の従事者不足が深刻な状況となってきており、保険者としても事業者の従事者の確保・育成について、支援を検討する必要があります。

また、介護サービスの需要が増え、給付費が増大しており、その結果、介護保険料も上昇していることから、介護保険サービスの質の向上や適正なサービス提供等のための適正化事業を推進し、より一層介護保険制度に対する信頼の確保に努める必要があります。

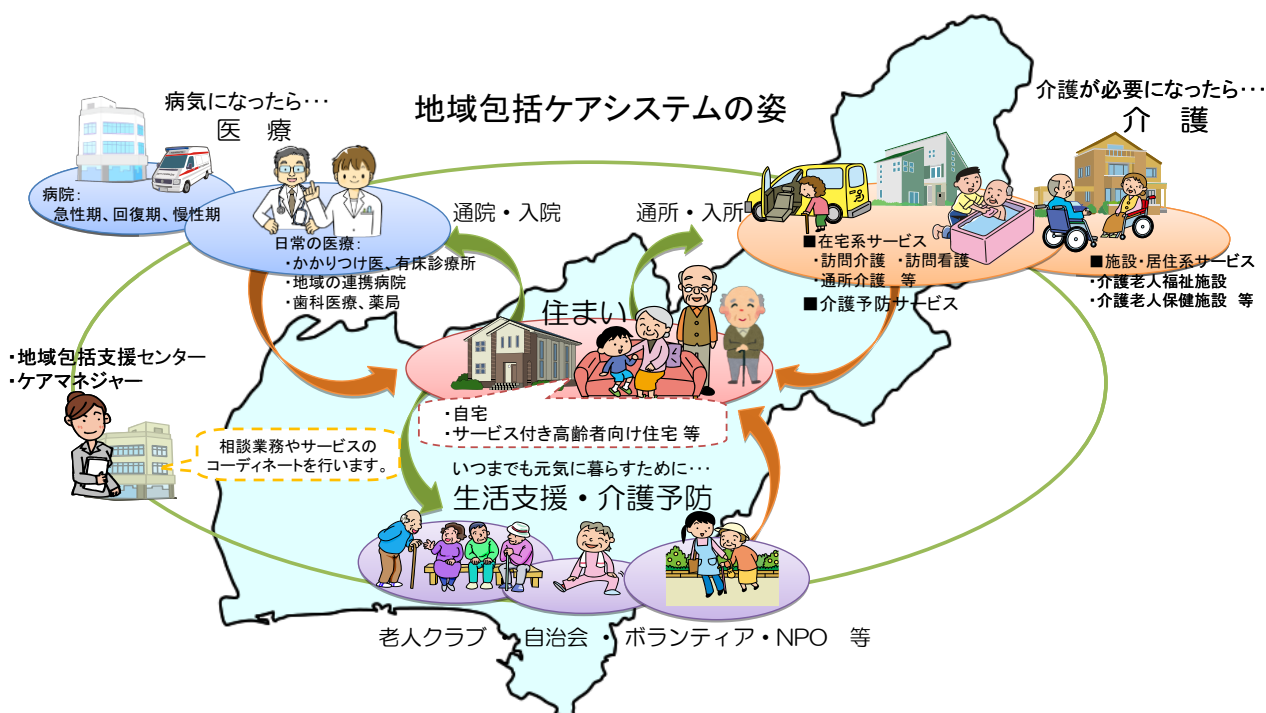
# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 第1節 計画の基本理念

本市では、第6期計画期間より、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37年を見据え、高齢になっても、住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるとともに、市民同士がお互いの理解と協力の上で、支え合いながら生活できる長寿社会を実現することを目指した理念、「安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある、心豊かなまちづくり」を掲げます。

本計画では、第6期計画で掲げた理念を継承することとし、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステム」の構築に向け、各種施策を深化・推進させていきます。

**安全で安心して暮らせるように、地域のなかに  
助け合い支え合いがある、心豊かなまちづくり**



## 第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、6期計画で掲げた以下の4つの基本目標を継承します。

### 基本目標1 生きがいつくりの充実

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすには、「健康」と「生きがい」が車の両輪となります。

団塊の世代が全て65歳以上となった今、多様な知識や経験を有する高齢者や、社会貢献に関心が高い高齢者が増加し、生きがいつくりや社会参加についてのニーズも多様化してきています。

高齢者が元気な生涯を送るには、地域社会への参加とともに、自らの経験や知識を生かし、地域社会における「役割」を担っていくことが重要と考えます。

引き続き、高齢者の身近な地域に、高齢者自身が活躍できる場や機会を確保していくとともに、自主活動グループの後継者育成支援、社会貢献や社会参加に対する関心を地域活動にうまく結び付ける仕組みづくりと事業コーディネート等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら取り組みます。

また、就労意欲があっても就労機会が少ないために仕事に就けない高齢者が多数いることから、就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ長年培ってきた知識や経験が有効に活かされるよう、香南市シルバー人材センターへの支援に取り組みます。

### 基本目標2 元気で長生き健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図るためには、健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進などの「一次予防」と、疾病・介護リスクの早期発見・早期対応といった「二次予防」を同時に推進することが重要です。「香南市健康増進計画」と連携を図りながら、各ライフステージに応じた健康意識の啓発と健康づくりの輪を広げる取り組みを推進します。

また、高齢者自らが、身近な地域で主体的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防事業・日常生活支援総合事業を推進し、いきいきクラブ事業等での様々な介護予防事業の実施、高齢者クラブが主催する健康づくり活動への支援、住民主体の高齢者運動教室の自主グループの立ち上げ、活動への支援に努めるとともに、平成28年度から開始した短期集中型通所サービス事業（ほのかクラブ）の充実を図り、高齢者の生活動作、社会活動の拡大を目指します。

さらに、介護予防ボランティアポイント制度を推進し、健康な高齢者が介護保険施設やグループホーム、地域活動支援センター、お達者教室等において、社会参加や地域貢献ができる環境整備を行い、その活動が高齢者自身の健康増進と介護予防に結びつくよう、事業の充実を図っていきます。

### **基本目標3 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実**

すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、介護保険サービスの充実とともに、地域の見守り・支え合い体制の充実について、高齢者や障がい者、子どもなど対象を区分して実施してきた縦割りの公的支援制度ではなく、絡み合う様々な課題に対して複合的に支援する仕組みづくり、身近な生活課題（ゴミ出し、電球の交換、買い物や通院のための移動など）への支援といった、福祉・生活支援サービスの充実を目指します。

平成29年3月の道路交通法の改正により、運転免許の自主返納の増加がみられます。今後地域支援課等の関係課と高齢者の移動支援について検討していく必要があります。

また、「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に安心、生きがいを生み出す福祉の地域づくりと、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、平成28年4月に設置した、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、地域のニーズや社会資源の把握を行い、民生委員児童委員、高齢者クラブ、ボランティア団体等が行う各種事業とのマッチングや生活支援の担い手養成など、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

### **基本目標4 介護保険制度の充実**

本市も、今後10年間は後期高齢者人口が増加する見込みとなっており、それに伴い要介護認定者や認知症高齢者も増加することが予測されます。

地域包括ケアシステムの深化・推進と併せて、介護保険制度の持続・維持のためには、これからのサービス基盤整備については、高齢者人口のピークなど、地域課題を分析したうえで取り組むこととし、近年大きな課題となってきた介護サービス事業者の従事者確保については、担い手養成の研修やヘルパー養成講座などを介護サービス事業者と連携しながら検討していきます。

また、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指すとともに、将来にわたり安定してサービス提供ができるよう、介護給付適正化事業にも取り組みます。

さらに、高齢者が可能な限り、健康で自立した生活を送ることができるよう、自立支援・重度化防止の取り組みを推進するとともに、新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づく、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等の提供体制の構築など、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

### 第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっています。本市では、人口、住民生活における買い物、介護サービス、医療サービスといった各機能が、野市地区に集中していることから、市全域を1つの日常生活圏域として各施策に取り組んできたところです。

本計画期間においても、前期計画に引き続き市全域を1つの日常生活圏域としますが、「地域包括ケアシステム」の構築については、各地域の実情に応じた施策を展開します。



## 第4節 施策の体系

施策体系		
生きがいつくりの充実		
いざいざクラブ事業		50
高齢者クラブの育成		51
地域高齢者クラブ助成事業		51
高齢者クラブの健康づくり事業		52
敬老事業		52
市主催敬老式典		52
地域開催敬老事業支援		53
金婚式		53
シルバー人材センター助成事業		54
介護予防ボランティアポイント事業		54
介護予防ボランティアポイント制度		54
ボランティア養成講座		55
元気で長生き健康づくりの推進		
介護予防・日常生活支援総合事業		56
介護予防・生活支援サービス事業		57
介護予防ケアマネジメント事業		58
介護予防ケアプラン作成		59
一般介護予防事業		60
介護予防把握事業		60
口腔機能向上教室		60
運動啓発事業		61
脳健康教室		64
楽笑マーじゃん教室		65
お達者教室		66
短期集中型通所サービス事業（ほのかクラブ）		67
福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実		
地域包括支援センターの充実		68
総合相談支援事業・実態把握事業		68
包括的・継続的マネジメント支援事業		69
地域ケア会議の充実		70
在宅医療・介護連携の推進		71
認知症施策の推進		72
認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置		73
認知症高齢者見守り事業		74
家族会への支援		76
成年後見制度利用支援事業		77
生活支援サービス体制整備		78
緊急通報体制等整備事業		78
外出支援事業		78
軽度生活援助事業		79
介護用品の支給		79
在宅介護手当		80
日常生活用具給付事業		80
高齢者の生活状況見守り事業		81
生活支援体制整備事業		82
老人措置事業		82
高齢者の住まいに関する施策		83
老人福祉施設等事業		83
高齢社会に対応した市営住宅の整備		83
住宅改造への支援		83

## 第4章 高齢者保健福祉事業の推進

### 第1節 生きがいづくりの充実

#### 1. いきいきクラブ事業

任意団体に事業を委託し、地域の集会所等で体操やレクリエーション等の介護予防活動を実施しています。

支援員を配置し、各地区に応じた活動・運営支援として、地区同士の交流促進や介護予防メニューの指導をしています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】			
財源区分（※1）	国／県／支／市／保	個人負担	地域により有り	
第6期計画の 実績	【グループ数】	H27	赤 岡	2
			香我美	8
			野 市	18
			夜 須	13
			吉 川	2
		H28	赤 岡	1
			香我美	8
			野 市	18
			夜 須	13
			吉 川	2
		H29（12月現在）	赤 岡	1
			香我美	8
			野 市	19
			夜 須	11
			吉 川	2
	【指導回数】	H27	延 177 回	
		H28	延 190 回	
		H29（12月現在）	延 136 回	
	【参加延人数】	H27	延 5,665 人	
		H28	延 5,409 人	
		H29（12月現在）	延 3,600 人	

【※1】 国＝国庫補助金、県＝県費補助金、支＝支払基金交付金（2号被保険者保険料）

市＝市負担金・一般財源、保＝1号被保険者保険料 以下同様



第7期計画の 取り組み	<p>高齢化が進行している地域で、若いボランティアが中心となり新規開催地区が増加傾向にあります。</p> <p>しかし、少人数で運営している地区や山間部の地区では、参加者数の増加が見込めない、ボランティアの高齢化による後継者の確保・育成などの課題が生じています。</p> <p>今後は、高齢者クラブやボランティアセンターと連携を図りながら、参加者とボランティアの確保に努め、継続実施地区への支援と未実施地区での新規開催に取り組みます。</p>
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間参加延人数 5,300人以上</li> <li>・新規開催地区 年間1地区</li> </ul>

## 2. 高齢者クラブの育成

### (1) 地域高齢者クラブ助成事業

明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に、高齢者クラブが行う活動に対して助成を行っています。市の広報誌に高齢者クラブ活動の様子を掲載することで、地域の方への周知を図っています。

事業区分	一般会計【国、県補助事業】		
財源区分	国／県／市	個人負担（会費）	有り
第6期計画の 実績	【会員数】	H27	1,131人
		H28	1,058人
		H29（12月現在）	934人
	【クラブ数】	H27	36
		H28	33
		H29（12月現在）	31
第7期計画の 取り組み	<p>高齢者クラブ数、会員数とも年々減少傾向にあり、若手高齢者の加入に向けた支援を図る必要があります。</p> <p>高齢者クラブの活動内容が毎年同じ内容になっており、活動内容を充実させることができるよう支援していきます。</p> <p>また、会員の高齢化に伴い、高齢者クラブの世話役が減少しているため、若手高齢者の加入促進を支援します。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度 会員数 1,000人</li> <li>・平成32年度 クラブ数 35</li> </ul>		

## (2) 高齢者クラブの健康づくり事業

高齢者クラブが主催する健康づくりを目的とした、スポーツ・体操の推進、各種講演会、健康づくり・介護予防や生きがいづくり活動に対して、7事業、12か所に助成を行っています。

スポーツ等では市外の高齢者クラブとの交流が行われており、定期的に行っている教室等は高齢者の健康増進と心身のリフレッシュに繋がっています。また、福祉施設等への訪問活動の中で日頃の活動成果を発表する場を設け、県事業でのリーダー養成事業にも積極的に参加しています。

事業内容の画一化やマンネリ化を防ぎ、健康づくりや介護予防につながる適切な事業計画となるよう支援していきます。

## 3. 敬老事業

### (1) 市主催敬老式典

喜寿、米寿、白寿、百歳以上の高齢者の方を招待してお祝い品を贈呈し、祝福する敬老式を開催しています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	無し
第6期計画の 実績	【対象者数】	H27	626人
		H28	650人
		H29	673人
	【出席者数】	H27	103人
		H28	120人
		H29	137人
第7期計画の 取り組み	<p>対象者は毎年変わるものの、ここ近年の出席率は約2割にとどまっています。</p> <p>各地域でも敬老会が開催されており、地域の中で喜寿、米寿、白寿、100歳以上の高齢者を祝福する取り組みが行われています。</p> <p>今後の市主催敬老式典の開催方法等については、価値観の多様化への対応など、引き続き検討していくこととします。</p>		
目標指標	・敬老式の出席率 2割以上		

## (2) 地域開催敬老事業支援

75歳以上の高齢者に対して各地域で行う敬老事業に対する助成を行っています。  
平成27年度から市全域の各地域で敬老事業が開催されています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	無し
第6期計画の 実績	【開催か所数】	H27	39 か所
		H28	39 か所
		H29	40 か所
	【対象者数】	H27	5,483 人
		H28	5,598 人
		H29	5,644 人
第7期計画の 取り組み	<p>市内の全地区において、各地域の現状や規模に合わせた内容での敬老会が開催されていますが、内容が毎年同じものになってしまうといった相談が多くなっています。</p> <p>今後も引き続き、全地区での開催が継続できるよう、開催内容の工夫など、開催支援に取り組みます。</p>		
目標指標	・敬老式開催地区 100%の維持		

## 4. 金婚式

結婚50周年を迎えた夫婦の中から応募申込みのあった希望者を対象に、高知新聞社が主催の金婚式典を開催し、記念品を贈呈し祝福しています。

本市では、式に出席された夫婦の方に個々の記念撮影を行い、後日贈呈していますが、今後も広報への掲載、ケーブルテレビでの放映など、式典の開催案内と申込みの周知に努めます。

## 5. シルバー人材センター助成事業

経験を活かせる就労を確保し、生きがいをもって活動できる場としてシルバー人材センターが設置されています。ホームページのリニューアル等の広報活動による会員確保等に対する支援、助成を行っています。

事業区分	一般会計【国、県補助事業】		
財源区分	国／市	個人負担	有り
第6期計画の 実績	【受注件数】	H27	3,330件
		H28	3,002件
		H29(12月現在)	2,048件
	【会員数】	H27	255人
		H28	263人
		H29(12月現在)	246人
第7期計画の 取り組み	<p>パンフレットの配布やボランティア活動の広報等で、シルバー人材センターの紹介を行っています。</p> <p>新規会員の確保が課題となっており、就業機会の確保、会員拡大等、高齢退職者の就業ニーズに応えることができるよう、引き続き支援を行います。</p>		
目標指標	・平成32年度 会員数250人		

## 6. 介護予防ボランティアポイント事業

ボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を行うことを支援することにより、高齢者自身の健康増進・介護予防に資するとともに、市民の主体的な地域支援合い活動の育成に取り組んでいます。

### (1) 介護予防ボランティアポイント制度

65歳以上の高齢者が特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、地域活動支援センター、お達者教室などにおいてボランティア活動に従事した場合に、ポイントを付与し、そのポイントに応じて商品との交換ができる制度を実施しています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の 実績	【登録者数】	H27	45人
		H28	56人
		H29(12月現在)	62人
第7期計画の 取り組み	ボランティアポイント制度の受入れ先の拡充に努め、コーディネートを円滑に行える体制づくりに取り組みます。また、ボランティア同士や受入れ施設等との情報交換や交流を図る機会を確保し、仲間づくりを支援するとともに、活動の場や内容の拡充を図るための普及啓発に取り組みます。		
目標指標	・平成32年度 登録者数 75人以上		

## (2) ボランティア養成講座

社会福祉協議会と共催で「傾聴ボランティア講座」を開催しています。参加者の一部は講座受講後、傾聴ボランティアグループへ参加しており、グループの一員として施設などへの傾聴を始めています。

また、市内のボランティアグループや個人登録者などへ声かけを行い、日ごろの活動や疑問に感じていることなどを話し合うボランティア交流会を開催するとともに、生活支援・介護予防担い手研修事業と連携し、地域の担い手育成に努めます。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】			
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し	
第6期計画の 実績	【参加延人数】	H27	9人	
		H28	13人	
		H29(12月現在)	0人	
	ボランティア 交流会	【参加延人数】	H28	21人
			H29(12月現在)	0人
第7期計画の 取り組み	ボランティアの新規登録者が少ないことから、介護予防ボランティアポイント制度の広報活動と普及啓発を行い、新規登録者の確保に努めます。 また、ボランティア活動を通じて介護予防に繋げるだけでは無く、地域活動などに積極的に取り組んでもらえるよう、社会参加の場の確保に努めます。			
目標指標	・平成32年度 ボランティア養成講座受講者数 20人以上 ・平成32年度 ボランティア交流会参加延人数 25人以上			

## 第2節 元気で長生き健康づくりの推進

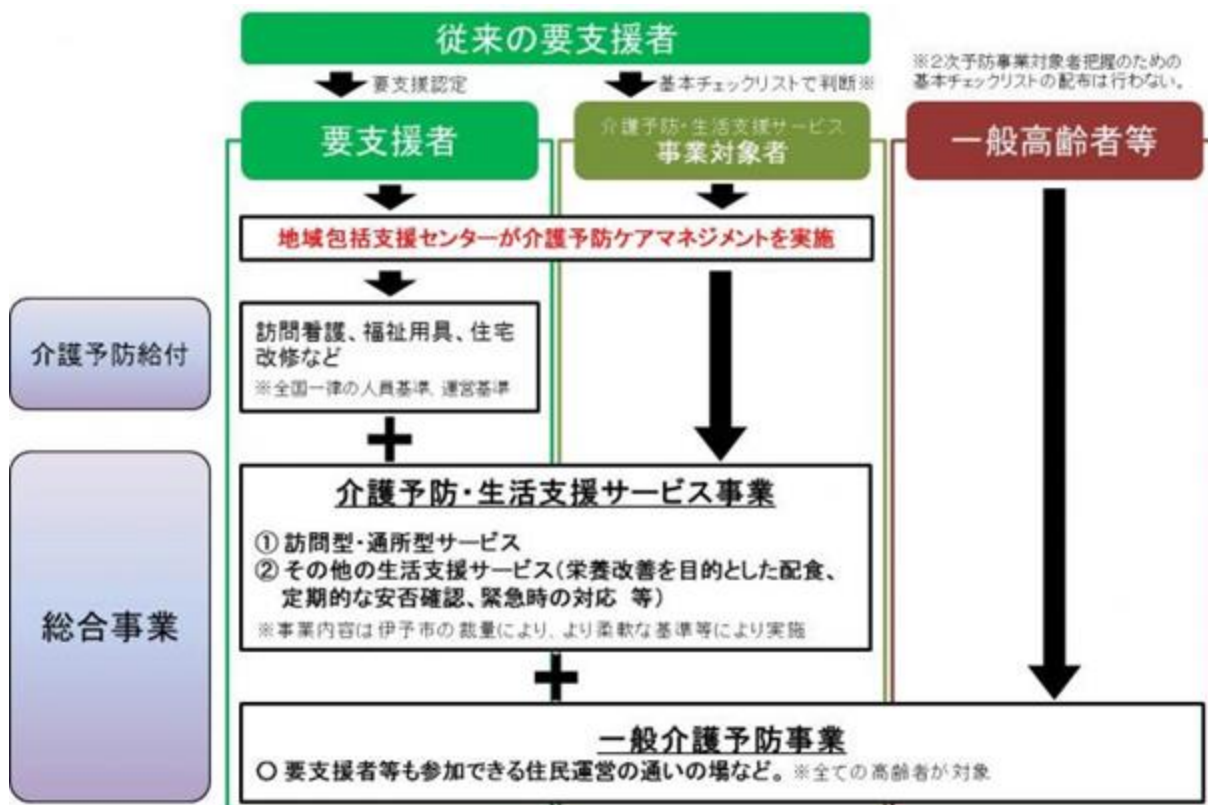
### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることや、高齢者の社会参加、介護予防の取り組みを推進することを目的としています。

一人暮らしや認知症になったとしても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けることが出来るよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた主要事業となります。

新たに介護（予防）サービスを受けようとする方は、初回は必ず要介護認定申請を行い、認定結果に基づくサービスが受けられることとなりますが、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみで介護予防が実現できる方は、簡単な申請と基本チェックリストのみで、介護予防事業を利用することができます。

介護保険の基本は日常生活自立のための支援です。香南市地域包括支援センターでは、一人ひとりの能力にあった日常生活を送るためのケアプランを立てるために、本人やご家族、サービス提供事業者、医療機関などの関係者と情報共有や意思確認を行いながら「介護予防ケアマネジメント」を実施し、本人の同意を得てサービス提供を行います。



## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けている方は、引き続き従来の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当する「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」を受けることができます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、一定の範囲内で本市が独自に基準を設けることができる介護予防事業となります。

本市では、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業を用いて、住民主体の集いや介護予防の拠点整備を行っており、多くの住民主体サービスが既に実施されています。

このため、介護予防・生活支援サービス事業については、従来型の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当するサービス提供のみとなりますが、生活支援コーディネーターの活動の中で、新たなサービスの必要性がみられた場合、少しの手助けで自立生活が可能になる高齢者の生活を支える事業として、緩和型もしくは、住民同士の支え合いの仕組みの導入について検討を行います。

生活支援事業については、ニーズ調査で要望が多かった配食サービスの充実に向けて、現在配食サービスを実施している社会福祉協議会や民間事業者等と連携しながら整備の拡充に努めていきます。

### 【介護予防・生活支援サービス事業一覧】

事業名		事業内容と事業量の見込			
訪問型サービス	訪問介護	従来の介護予防訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		670 件	690 件	710 件	730 件
	訪問型サービス A	緩和した基準によるサービス（生活援助 等）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
	訪問型サービス B	住民主体による支援（住民主体の自主活動として行う生活援助 等）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
	訪問型サービス C	短期集中予防サービス（保健師等による居宅での相談指導 等）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
	訪問型サービス D	移動支援（移送前後の生活支援）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			



事業名		事業内容と事業量の見込			
通所型サービス	通所介護	従来の介護予防通所介護（生活機能の向上のための機能訓練）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		950 件	970 件	990 件	1,010 件
	通所型サービス A	緩和した基準によるサービス （ミニデイサービス運動・レクリエーション 等）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
	通所型サービス B	住民主体による支援（体操、運動等の活動など、自主的な通いの場）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
	通所型サービス C	短期集中予防サービス（生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム）			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		必要に応じて、随時検討を行います			
生活支援事業	配食、見守り、その他自立支援に資する生活支援				
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
	必要に応じて、随時検討を行います				

### ①介護予防ケアマネジメント事業

平成27年の法改正により、平成29年4月から要支援者及び基本チェックリストの結果が事業対象の基準に該当した者に対して、心身状態や環境等の状況などに応じた介護予防及び日常生活支援を目的とした訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）を提供できるようになりました。

その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市独自の施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう今後も整備していきます。



事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／介護予防事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【実施件数】	H29（12月現在）	133件
第7期計画の取り組み	<p>予防給付の通所介護、訪問介護サービスから、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行となり業務体制を見直しています。</p> <p>本市では新規サービス利用希望者には要介護認定を実施しており、個々の状況にあった適切なサービスが提供されるように支援を行います。</p>		
目標指標	・1年以内に要介護状態に移行する割合 6割以下		

## ②介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センター内の介護予防プランセンターでは、要支援1、2と認定された高齢者を対象に介護予防サービスを提供するためのケアマネジメント業務、住宅改修や福祉用具の購入及び、介護相談等のサービス調整を行っていましたが、平成29年度から現行の介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業として、本市が地域の実情に応じて実施することとなったため、介護認定のタイミングに合わせた移行を支援しています。訪問・通所介護以外の福祉用具貸与、通所リハビリ、短期入所などのサービスの利用に関しては引き続きケアマネジメントが必要となっており、ケアプランの目標達成状況等の評価や今後の方針の検討を行い、できるかぎり在宅で自立した生活ができるようにインフォーマルなサービスを含め継続した支援に取り組んでいます。

事業区分	一般会計		
財源区分	市	個人負担	無し
第6期計画の実績	【作成件数】	H27	2,343件
		H28	2,248件
		H29（12月現在）	1,291件
第7期計画の取り組み	<p>直営でのケアプラン作成が全体の90%を占めており、自立支援に向けた支援調整や利用適正化につながっています。</p> <p>自立支援を目標にしたケアプランを作成し、必要なサービス調整、支援を継続し、今後も要介護状態となることを予防していきます。</p>		
目標指標	・1年以内に要介護状態に移行する割合 6割以下		

## (2) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業

65歳以上で介護認定を受けていない方を対象に基本チェックリストを活用することで虚弱な高齢者を把握し、対象者に介護予防事業の紹介を行っています。

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行されたことから、窓口で相談のあった高齢者に対して基本チェックリストを活用し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、予防給付等）の振り分けを実施しています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【介護予防事業対象者】	H27	98人
		H28	81人
		H29（12月現在）	94人
第7期計画の取り組み	<p>介護予防が必要な高齢者を把握してから、各種介護予防教室に結びつけるまでに、時間がかかっていることが課題となっています。</p> <p>運動教室や認知症予防教室等の介護予防事業へスムーズに結びつけることができるよう、積極的な参加勧奨を行っています。</p>		

### ②口腔機能向上教室

食生活改善推進協議会各支部では、「栄養は健口から」をテーマとし、口腔体操の普及啓発活動や「高齢者の栄養」について、講話による普及啓発と試食を各地域で実施しています。

平成27、28年度は香我美支部を対象に歯科衛生士による研修会を開催し、香我美町内で実施している「いきいきクラブ事業」で低栄養予防と口腔機能向上について普及啓発を行い、平成29年度は野市支部で実施しています。

また、平成26年度から平成28年度の3年間で「脳の健康フォロー教室」の参加者を対象に、教室開始前の15分程度の時間で口腔に関する知識の提供や口腔体操、口を使ったゲームを通じて口腔機能の維持・向上を支援する口腔教室を実施しました。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	地域での普及啓発 【参加人数】	H27	48人
		H28	65人
		H29（12月現在）	65人
	脳健康教室での 口腔教室の実施回数	H27	14回
		H28	9回
	脳健康教室での 口腔教室の参加人数	H27	延250人
H28		延172人	
第7期計画の取り組み	平成29年度から脳健康教室を外部委託に切り替えたため、教室内の口腔教室は終了となりましたが、地域での普及啓発については、参加者の固定化が課題となっています。 今後は、新たな支部で、食生活改善推進員による口腔体操や口腔内の清潔保持について講義・実技を行い、普及啓発の拡大に取り組めます。		
目標指標	・口腔機能向上教室 新規開催地区 年間5地区		

### ③運動啓発事業

#### 【体力測定】

NPO法人こうなんスポーツクラブに委託し、土佐リハビリテーションカレッジの協力を得て年に1回体力測定を実施しています。

体力測定は、一般の高齢者の参加が少なく介護予防事業の参加者のみになっていたことや参加する高齢者が高齢化してきたことから、土佐リハビリテーションカレッジと協議した結果、平成29年度で終了することになりました。

平成30年度からは、介護予防の普及啓発と運動継続を目的に、介護予防交流大会の開催を計画していきます。また、生涯学習課での体力測定との連携や健康対策課の健康づくり事業との連携により運動啓発を行っていきます。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【参加延人数】	H27	86人
		H28	87人
		H29	66人
第7期計画の取り組み	各運動自主グループ、お達者教室等の参加者から60名を超える参加があります。自主運動グループの増加に伴い、参加者数も増加傾向にあり、日々の運動の成果の確認を行う機会となりましたが、自主運動グループやお達者教室参加者の高齢化が進んだため体力測定は平成29年度で終了とします。		

【高齢者運動教室（新規自主運動グループの立ち上げ）】

健康運動指導士の指導による転倒予防のための筋力運動（健康いきいき体操）を主体とした教室をNPO法人こうなんスポーツクラブに委託して実施しています。

平成25年度までに実施した会場については、教室終了後も体操のDVDを作成し、自主グループとして継続して活動を行っています。平成29年度は西十ノ木（夜須町）で体操教室を実施し、教室開催中は支援員を派遣して教室終了後の自主活動化に向けた支援を行い、既存する各グループには支援員の派遣を行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【実施回数】	H27	24回
		H28	12回
		H29（12月現在）	12回
	【参加延人数】	H27	406人
		H28	159人
		H29（12月現在）	106人
第7期計画の取り組み	<p>住民間で自主グループの立ち上げについて情報共有ができ、問い合わせも数件あるため、新規グループの育成を継続して行っていきます。</p> <p>運動自主グループのない地区の掘り起こしを行うとともに、既存のグループが継続して活動が行えるよう、代表者・ボランティアの支援に努めます。</p>		
目標指標	・新規自主運動グループの立ち上げ 2カ所／年		

【自主運動グループ支援事業】

自主運動グループに対して、介護予防に向けた健康づくりとして運動習慣の動機づけや行動変容への働きかけを行うために、健康運動指導士等を派遣し、運動指導を実施しています。

NPO法人こうなんスポーツクラブへ委託して実施する高齢者運動教室が終了した地区では、自主運動グループが立ち上がり自主的な運動ができており、代表者による情報交換会（年1回）や地区交流会（香我美・夜須、野市・赤岡・吉川と隔年で実施）を行うことで、各グループの活動内容や運営の工夫等について活発な意見交換を行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【自主運動グループ数】	H27	22 グループ
		H28	24 グループ
		H29（12月現在）	25 グループ
	【参加人数】	H27	延 362 人
		H28	延 252 人
		H29（12月現在）	延 395 人
	【実施地区数】	H27	23 地区
		H28	24 地区
		H29（12月現在）	25 地区
	【地区交流会参加人数】	H27	48 人
		H28	79 人
		H29（12月現在）	44 人
第7期計画の取り組み	<p>地域の高齢者の減少や地区の事情などにより、活動を停止する場合がありますが、新規に立ち上がるグループもあり 20 数か所のグループが活動を継続しています。</p> <p>長年続けている地区では、体操内容のマンネリ化もあり、内容の充実や新たな提案等が必要となっています。</p> <p>地域によっては、介護保険サービスへの移行や新規参加者の減少など、参加者数の減少がみられるため、周知方法、地域の新規ボランティアの育成等を検討し、継続して主体的に活動を行うための支援、交流会等の実施による活性化に努めることで、参加者の意欲を高めながら活動継続への支援を行います。また健康運動指導士の派遣に加え、音楽療法士の派遣も行っています。</p>		
目標指標	・自主運動グループ交流会を実施 1回／年		

#### ④脳健康教室

くもん学習療法センター（くもん脳健康教室）の開発した教材・教具・ノウハウを導入し、週1回の教室および自宅学習にて脳の活性化を図る認知症予防教室をNPO法人こうなんスポーツクラブに委託して実施しています。

また、平成28年度から新規に教室修了生を対象に月1回の「楽習広場（脳健康フォロー教室）」を実施し、修了生が継続して認知症予防教材を利用できるような場の提供を行っています。教室では「あかるく」「あたまを使って」「あきらめない」をモットーとした認知症予防プログラムである「スリーA」などを取り入れています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	有り
第6期計画の実績	【実施回数】	H27	25回
		H28	24回
		H29（12月現在）	25回
	【一次予防事業対象者数】	H27	実16人（延356人）
		H28	実10人（延188人）
		H29（12月現在）	実17人（延335人）
	【二次予防事業対象者数】	H27	実5人（延111人）
		H28	実5人（延104人）
	【楽習広場参加人数】	H28	実23人（延216人）
		H29（12月現在）	実31人（延183人）
第7期計画の取り組み	<p>平成27年度から平成28年度のMMSE得点は全体的に改善がみられ、修了後のアンケートからは、「学習が習慣となった」、「外出の機会が増えた」、「友人ができた」など、日常生活への変化が確認されています。</p> <p>教室修了者は毎年増加していますが、脳健康教室への参加希望者が少ないことから、事業の周知方法について検討を行います。</p> <p>また、教室修了後も身近な場所で継続して認知症予防対策を実施していきえるよう、認知症予防に対する活動の普及に努めます。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の教室終了後のMMSEの数値の維持・改善 6割以上</li> <li>・月1回のフォロー教室の継続</li> </ul>		

### ⑤楽笑マーじゃん教室

「飲まない、吸わない、賭けない」が原則の健康麻雀を通して、認知症予防や新たな趣味づくり、仲間づくりをすることを目的に麻雀指導士からの指導の下で教室を開催しています。

考えながら、計算しながら、手を動かすことやかけ声で声を出すことで認知症予防や交流の機会となっています。また、他の介護予防事業に比べて男性の参加率が高くなっており、教室以外にも個人的に集まって麻雀の勉強をする参加者もあり、仲間づくりや趣味づくりなどには一定の成果が得られています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	有り
第6期計画の実績	【実施回数】	H27	23回
		H28	24回
		H29(12月現在)	23回
	【参加者数】	H27	延540人
		H28	延452人
		H29(12月現在)	延269人
第7期計画の取り組み	<p>教室開始前後に認知症テスト(計算や図形など)を実施し、正答数とタイムを計測しましたが、大きな改善はみられませんでした。しかし、教室のアンケート結果では、満足度は100点満点中85点(平均)との回答が得られており、「来るのが楽しみ」、「友達ができた」、「新しい趣味になった」など前向きな意見や感想が多く聞かれました。</p> <p>平成28年度から、楽笑マーじゃん教室の卒業生が自主グループとして活動を開始しており、現在30名の会員が在籍しています。</p> <p>今後は、自主グループの受入人数に限界があることから、教室卒業後の活動場所の確保などを検討します。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の香南市長杯の開催</li> <li>・週1回以上の自主グループの活動継続支援</li> </ul>		



## ⑥お達者教室

65歳以上の高齢者を対象に、介護予防メニュー（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防）を複合的に提供し、要介護状態への移行防止を図ることを目的とした教室です。

教室の運営は社会福祉協議会に委託し、市内4か所（みかんの里、のいちふれあいセンター、夜須福祉センター、吉川総合センター）で開催しています。教室は送迎機能を付加しており、利用者が週1回以上の外出の機会が確保されることから、閉じこもり予防の役割も果たしています。

また、教室の内容に月2回買い物に行くプログラムも組み込まれており、買い物が困難な高齢者への買い物支援の場にもなっています。

平成28年度からは、お達者教室利用者で入浴が困難な高齢者は入浴対応ができるようになりました。

総合事業の受け皿として、要支援1、2の認定者にも対応できるように、本市と社会福祉協議会で月1回定期の連絡会をもち、情報共有や連携に努めている他、各支援員の研修にも取り組んでいます。

毎年新規の利用者は50名近くいますが、介護の認定を受け、介護保険サービスに移行する方も多いため、自立支援と重度化防止が課題となっています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	有り
第6期計画の実績	【参加人数】	H27	延5,346人
		H28	延5,813人
		H29（12月現在）	延3,416人
第7期計画の取り組み	<p>複数回利用者との面談を行い、介護保険サービスへの移行が適当と思われた方には、要介護認定の申請を勧め、1人週1回利用が可能な体制整備を行うことで、新規利用者の受け入れ枠の拡大を図るとともに、平成28年度からは、入浴を希望する方への入浴体制を整えました。</p> <p>今後は、虚弱な高齢者にも対応できるよう支援内容の充実に努めるとともに、各会場の支援員に対する研修を行うことで、自立支援の視点に立った介護予防メニューの提供ができるよう努めます。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延参加者 5,300人以上の維持</li> <li>・介護保険サービスへ移行する割合 2割以下（重度化の防止）</li> </ul>		



⑦短期集中型通所サービス事業（ほのかクラブ）

社会福祉法人に委託し、理学療法士による生活機能評価をもとに運動教室を実施しています。毎回、病気に関することや栄養・運動などのワンポイント講座を開催し、運動と健康学習、仲間づくりの過程から生活動作、社会活動の拡大を目的として実施しています。

平成28年度にモデル的に実施し、平成29年度からは開催回数を増やし、専門職による運動・生活機能の評価とプログラムの提供による介護予防に取り組んでいます。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／一般介護予防事業】		
財源区分	国／県／支／市／保	個人負担	1回 250円
第6期計画の 実績	【実施回数】	H28	20回
		H29（12月現在）	30回
	【参加人数】	H28	実19人（延196人）
		H29（12月現在）	実19人（延215人）
第7期計画の 取り組み	<p>理学療法士が生活・運動機能評価を行うことで生活機能の拡大に向けた指導やプログラムの提供ができています。事業の周知及び事業終了後の参加者の継続評価が課題であるため、事業内容の評価と継続的な生活活動の拡大に向けた個別支援ができるよう取り組んでいきます。</p> <p>社会福祉法人への委託事業とし、教室運営の体制整備を図り、参加者の機能評価から生活活動の拡大を図っていきます。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室終了後の参加者の外出機会の確保 6割以上</li> </ul>		

## 第3節 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実

### 1. 地域包括支援センターの充実

#### (1) 総合相談支援事業・実態把握事業

平成29年12月現在地域包括支援センターには、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種6名を配置しており、各関係機関と連携し、高齢者やその家族等からの相談に対応しています。3職種の一人あたり高齢者数は、1,750人となっています。相談内容としては、認知症や虐待、成年後見といった権利擁護に関するものや、施設入所時の身元引受人に関するものがありました。

また、地区担当職員による定期的な安否確認や民生委員児童委員等関係機関との連携を図り、高齢者の生活実態の把握や心身状況の確認を行い、個々の状態に応じた高齢者福祉、介護予防、介護保険サービス等のサービス利用支援や関係機関との調整等も行っています。

住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、委員会および個別ケースの専門部会を開催し、避難施設への分離やサービスを利用しながらの見守りなど、必要に応じて対応を行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括的支援事業】			
財源区分	国／県／市／保		個人負担	無し
第6期計画の実績	訪問・相談	【訪問件数】	H27	3,584件
			H28	3,160件
			H29(12月現在)	1,745件
		【相談件数】	H27	1,900件
			H28	1,812件
			H29(12月現在)	1,171件
	高齢者虐待防止ネットワーク委員会	【開催状況】	H27	委員会 1回、専門部会 1回
			H28	委員会 1回、専門部会 2回
			H29(12月現在)	委員会 0回、専門部会 2回
第7期計画の取り組み	<p>一人暮らし高齢者や高齢世帯の増加に伴い、施設入退所相談や医療機関との連携が必要な訪問相談対応、認知症や虐待の相談対応など緊急かつ専門性を要する対応が増加傾向にあることから、近隣地域の医療機関等関係機関、多職種との連携強化など、チームアプローチ体制の構築に取り組みます。</p> <p>相談や実態把握訪問で把握した情報は、地域包括支援センターのシステムに入力し、平時の見守りや緊急時の情報として有効活用していきます。</p> <p>高齢者虐待防止については、引き続き毎年ネットワーク会議を開催し、ネットワークの強化に取り組みます。</p>			
目標指標	・訪問対応相談件数 3,300件以上、来所・電話相談対応件数 1,800件以上			

## (2) 包括的・継続的マネジメント支援事業

### ①居宅介護支援事業者連絡会・研修会の開催（月1回）

市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、地域における社会資源の開発・多職種との連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャー等に対するケアマネジメント力の向上支援、困難事例等への支援を目的に居宅介護支援事業者連絡会・研修会を開催しています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括的支援事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【参加延人数】	H27	160人
		H28	160人
		H29（12月現在）	147人
第7期計画の取り組み	<p>中央東ブロック介護支援専門員連絡協議会の役員に、香南市内のケアマネジャーが選出されたことで、広域の動向把握や連携がとり易くなっています。</p> <p>地域包括ケアシステム構築に向け、多職種や医療との連携が図られるよう、社会資源の活用等の事例検討会や勉強会を開催し、ケアマネジメント力の向上に取り組めます。</p>		
目標指標	・参加者数 5割以上		

### ②通所介護サービス事業者連絡会・研修会の開催（2か月に1回）

市内の通所介護事業所を対象に、本市のデイサービスの質の向上を目的として、通所介護サービス事業者連絡会・研修会を開催しています。

各通所介護事業所の基本サービスの実施状況や、独自の取り組みについて報告するなど、意見交換や勉強会等を行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括的支援事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【参加延人数】	H28	166人
		H29（12月現在）	67人
第7期計画の取り組み	<p>通所介護事業所でのサービス内容等の支援方法に関して、多職種と連携していく事が、今後重要となります。</p> <p>通所介護事業所の連絡会を定期的に開催し、事業所同士の情報交換会や研修の機会となるよう取り組めます。</p>		
目標指標	・参加事業所数 5割の維持		

### (3) 地域ケア会議の充実

介護予防・生活援助の視点から在宅サービス調整及び各機関の情報調整、介護者支援、住まいに関するサービス調整等の在宅福祉サービスの向上を目的とした地域ケア会議を随時開催していましたが、平成27年度からは、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築を実現するため、新たに介護保険サービスに関する地域ケア会議を開催しています。

介護保険サービスに関する地域ケア会議は、地域包括支援センターが主催し、保険者及び、高齢者福祉、助言者として各専門職、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者で構成し、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別支援内容の検討により、ケアマネジャーの自立支援の視点にたったサービス調整能力の向上を図ると共に地域に共通した課題を把握・明確化し、課題解決に必要な社会資源の開発等の政策形成につなげ、サービスの充実を図ることを目的としています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括支援事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【実施回数】	H27	17回
		H28	12回
		H29(12月現在)	9回
	【実施件数】	H27	60件
		H28	36件
		H29(12月現在)	33件
第7期計画の取り組み	<p>出席サービス事業所が固定化しており、対象事例の要件の見直しが課題となっています。地域包括ケアシステム構築に向けて全ての事業所がアセスメント力の向上と多職種連携を図ることができる体制整備を図っていきます。</p> <p>介護保険申請前からサービスの利用目的等の普及啓発やサービス終了後の地域活動組織の体制整備を図っていきます。</p>		
目標指標	・地域ケア会議の開催 月1回を維持		

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

75歳以上人口が増加する平成37年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることを目指す地域包括ケアシステムを実現するためには、医療と介護の連携がますます重要であり、在宅医療・介護の提供体制の充実と医療・介護連携の推進が必要となっています。

在宅医療と介護を一体的に提供するために、南国市・香美市・本市の三市が締結し、土佐長岡郡医師会（香美郡医師会と事業協定を締結）に平成28年10月から事業を委託して、多職種で行う事例検討会、地域の医師による勉強会、地域包括ケアに関する講演会、JA高知病院の医師による講演会を開催しています。

入退院時における医療と介護の連携においては、医療機関とケアマネジャーの連携ツールとして入退院時の連絡調整に関する手引きの作成に取り組んでいます。

また、主治医をはじめ高齢者の支援に係る機関が、担当のケアマネジャーを把握するために、担当ケアマネジャーの名刺を入れるお薬手帳カバーの作成に取り組んでいます。

平成29年10月に、医療と介護に関する相談対応やコーディネート機能を担う相談員を配置し、相談機能の体制を整備するとともに周知を図っていきます。

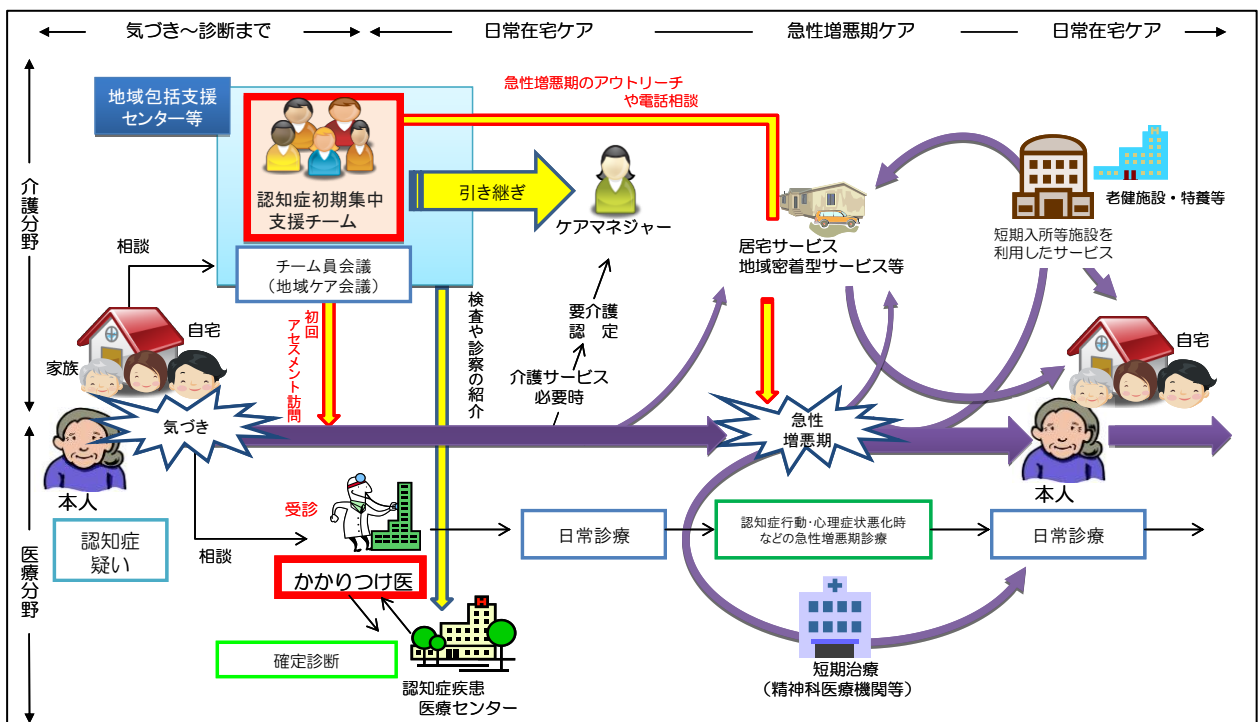
事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括支援事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【研修会回数】	H28	5回
		H29（12月現在）	7回
	【参加人数】	H28	434人
		H29（12月現在）	590人
第7期計画の取り組み	<p>医療と介護に関する総合的な相談対応やコーディネートができる相談支援による相談対応窓口の定着化や医療機関とケアマネジャーの入退院調整ルールを活用、地域の医療と介護の資源集作成・活用などによる連携、多職種による事例検討会や研修会へ市内の事業所の積極的参加に取り組んでいきます。</p> <p>地域への普及啓発の取り組みとして、地域の医師による講演会やシンポジウムなどを実施していきます。土佐長岡郡医師会・香美郡医師会や中央東福祉保健所と協働して、在宅医療と介護の連携推進に向けた各取り組みを拡充していきます。</p>		
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーの入退院時の調整ルール活用率 50%以上</li> <li>・ケアマネジャーの名刺入りお薬手帳カバーの定着化 80%以上</li> <li>・医療介護コーディネーターの相談件数が年 50 件以上</li> <li>・研修会に 1 回あたり 80 人以上が出席</li> </ul>		

### (5) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症の方やご家族向けに認知症に関する疾患や症状、対応についての普及啓発、相談支援に活用できる情報提供型の「香南市認知症ケアパス」を作成しています。

また、以下の各種認知症高齢者対策事業を効果的に展開することで、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域での支援に取り組んでいます。

【認知症ケアパスイメージ図】





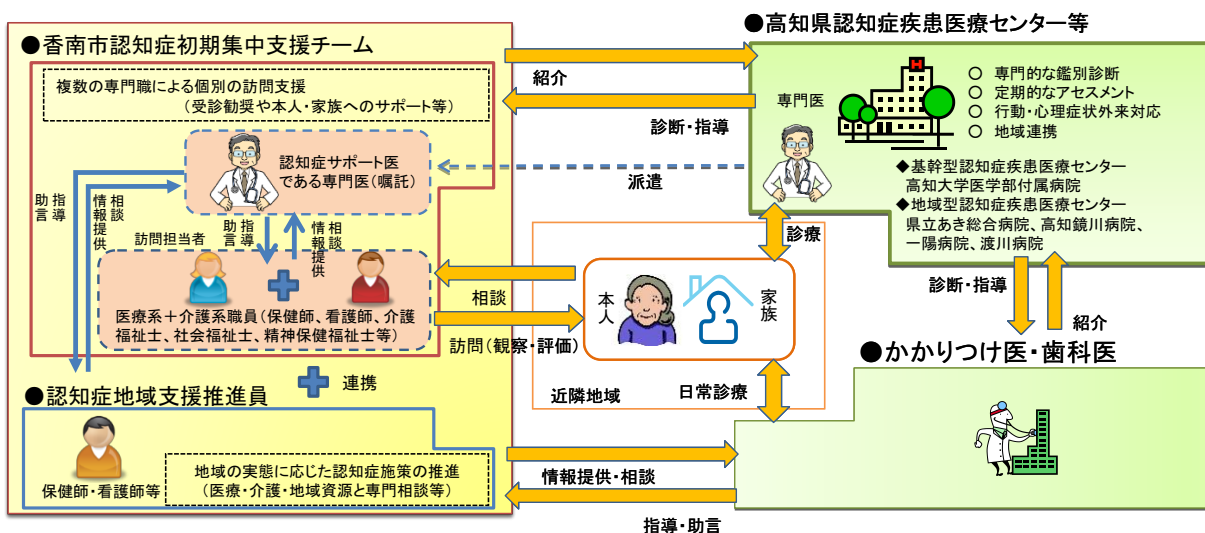
### ①認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置

現在、国では認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられることを目標に、複数の専門職が認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」と認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」の配置を進めています。

本市においても、認知症サポート医に協力をいただき、平成29年4月から「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。チームは、認知症サポート医の他、初期集中支援チームの養成研修を受講した保健師と社会福祉士で構成され、毎月1回その他の地域包括支援センターの職員も加わりチーム会を実施しています。チーム会の中で、認知症高齢者の情報共有や、事例検討、処遇方針の決定を行っており、毎回サポート医から専門的な助言をいただいています。

また、高知県では医師会と連携し、「高知県もの忘れ・認知症相談医（こうちオレンジドクター）登録制度」をスタートさせており、本市においても、オレンジドクターと連携をしながら認知症に関する相談の対応や早期発見を進めています。

また、「認知症地域支援推進員」については、地域包括支援センターの職員が養成研修を受講し、現在4名の配置があります。認知症の人とその家族を支援する相談支援として認知症カフェ等を開催しています。



## ②認知症高齢者見守り事業

地域で認知症についての正しい知識をもてるような講演会の実施や、認知症サポーターを養成し、地域で認知症の人や家族を支援する見守り・支え合い体制づくりを推進しています。

認知症サポーター養成講座においては、高齢者の地区の集まりのみならず、地域の住民や警察、消防、銀行等の職域にも広げた結果、認知症が心配な方がいたら情報交換をする等の連携体制が構築されています。また、認知症よりそいかるたや紙芝居を用いた講座でわかりやすく伝えられるようにキャラバン・メイトのサポートも行い、講座は地域包括支援センターの存在を知ってもらうきっかけにもなっています。

また、認知症の高齢者が行方不明になった時、ご家族からの依頼により本市のメール配信システムに登録している市民の方や関係機関等へ「徘徊・行方不明者情報」を配信し、より多くの人に捜索協力していただく事業を平成26年度から開始しています。また、平成28年度に認知症高齢者見守り・声かけ模擬訓練を開催しており、地域の見守りや取り組みで認知症の人の徘徊事故を防ぐ運動を進めています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／包括支援事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【認知症声かけ・見守り訓練回数】	H28	1回
		H29(12月現在)	2回
	【参加人数】	H28	40人
		H29(12月現在)	67人
第7期計画の取り組み	<p>認知症高齢者が行方不明になった際に、地域で支え見守る体制づくりと関係者のネットワーク構築を図る目的で声かけ訓練を開催しています。平成28年度は、白岩団地をモデル地域として開催し、平成29年度は野市町みどり野地区、香我美町岸本地区で実施しました。当日は市内で認知症高齢者が行方不明になったと想定し、町内会をはじめ民生委員、児童委員、グループホームの職員、デイサービス職員、家族会、社会福祉協議会、警察署、消防署、消防団等の各団体に参加していただき、声かけの訓練を実施するとともに、各機関の顔の見える連携にもつながりました。</p> <p>認知症を正しく理解し、行方不明になった本人の気持ちに配慮した声かけや見守りができるよう、市民への普及啓発に努めるとともに、地域で支え見守る体制づくりと関係者のネットワークの構築を図ります。</p>		
目標指標	・認知症見守り・声かけ訓練の開催 2カ所／年		



事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／任意事業】			
財源区分	国／県／市／保		個人負担	無し
第6期計画の 実績	キャラバン・ メイト 養成講座	【受講者数】	H27	14人
			H28	7人
			H29(12月現在)	0人
	サポーター 養成講座	【実施回数】	H27	16回
			H28	11回
			H29(12月現在)	15回
		【受講者数】	H27	390人
			H28	188人
			H29(12月現在)	413人
	認知症 講演会 実施状況	【実施回数】	H27	4回
			H28	6回
			H29(12月現在)	4回
		【参加者数】	H27(映画含む)	485人
			H28	184人
			H29(12月現在)	109人
グループ ホーム 運営推進会議	【実施回数】	H27	60回	
		H28	60回	
		H29(12月現在)	42回	
第7期計画の 取り組み	<p>平成27年度から小中学校で開催していますが、まだ一部の学校に限定しているため、市内全域に拡大できるよう教育委員会とも連携を図っていきます。また、市民が集う場や職域(スーパー、警察など)でサポーター養成講座の依頼があれば、積極的に向出前講座にも対応していきます。</p> <p>また、キャラバン・メイト同士の交流の機会も設け、よりよい講座ができるよう支援を行っていきます。</p> <p>市民が認知症に対する理解をもち、見守りの体制づくりを地域に広めていくために、興味をもてる内容の認知症講演会の開催について支援していきます。</p>			
目標指標	<p>・認知症講演会 平成32年度実施回数 6回以上</p> <p>平成32年度参加者数 190人以上</p>			

### ③家族会への支援

認知症の方を介護するご家族や、認知症に関心のある人が集まり、毎月活動している「明日葉会」への支援を本市と社会福祉協議会が協同で行っています。

また、認知症の方を介護するご家族や、介護について勉強したい方に「明日葉会」の情報を提供するとともに、講演会の開催等の支援を行っています。平成27年度から認知症の方とご家族が気軽に集まり、情報交換やお互いの悩みが話し合える場として「認知症カフェ」の開催にも取り組んでいます。平成28年度からは主任ケアマネジャーも参加し、介護保険のサービス紹介や家族への助言も行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／任意事業】			
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し	
第6期計画の実績	明日葉会	【会員数】	H27	31人
			H28	28人
			H29(12月現在)	29人
	明日葉会	【講演会実施回数】	H27	3回
			H28	6回
			H29(12月現在)	4回
	認知症カフェ	【開催数】	H27	12回
			H28	12回
			H29(12月現在)	47回
認知症カフェ	【開催人数】	H27	47人	
		H28	76人	
		H29(12月現在)	397人	
第7期計画の取り組み	<p>明日葉会主催の講演会は、一般市民の参加も増加し普及啓発の場となっています。今後も引き続き、活動の普及啓発に取り組み、会員数の増加や充実した活動内容となるような支援を行っていきます。</p> <p>認知症カフェは、平成28年度から主任ケアマネジャーも参加し、情報交換や意見交換の場として内容が充実してきました。平成29年度からは、直営実施以外に、デイサービス事業所に委託を行い休日対応も可能となったことから、利用増加に向けて普及啓発に取り組みます。</p>			
目標指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度 明日葉会 会員数 35人を維持</li> <li style="padding-left: 100px;">講演会実施 6回以上</li> <li>・平成32年度 認知症カフェ 開催数 60回</li> <li style="padding-left: 100px;">延参加人数 450人以上</li> </ul>			

#### ④成年後見制度利用支援事業

認知症等により親族がいても支援を受けることができない高齢者の人権を保護するために、成年後見人選任のための市長申立てが公平・公正にできる仕組みづくりや、専門職による無料相談、申立て費用の助成、成年後見人等への報酬助成及び成年後見人等が選任された後の支援を行っています。

また、司法書士とアドバイザー契約を行い、定期の無料相談・随時相談に対応できる体制を整備しており、毎年20件程度の相談対応を行っています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／任意事業】			
財源区分	国／県／市／保		個人負担	所得により有り
第6期計画の実績	司法書士による無料相談及び勉強会	【無料相談延べ件数】	H27	21件
			H28	22件
			H29(12月現在)	16件
		【勉強会等】	H27	-
			H28	0回
			H29(12月現在)	0回
	市長審判請求	【請求件数】	H27	3件
			H28	5件
			H29(12月現在)	5件
	報酬助成	【助成件数】	H27	5件
			H28	8件
			H29(12月現在)	7件
第7期計画の取り組み	<p>認知症関連の相談が多いなか、平成28年度はケアマネジャーや福祉事務所など関係者からの相談が多く、身寄りのない高齢者の施設入所や金銭管理など、成年後見制度の活用相談が増加していました。一人暮らしや親族のいない方、関係性が希薄な高齢者が増えるなか、後見制度で代行できない内容や役割もあり、関係機関との協議が課題となっています。</p> <p>無料相談窓口を継続して設置し、必要な方が制度に繋がるよう、市民やケアマネジャー等の関係者へも普及啓発を行っていきます。</p> <p>また、成年後見制度利用促進計画の策定や、成年後見制度で代行できない内容については協議し、必要な支援体制の構築に努めます。</p>			
目標指標	・成年後見制度利用促進基本計画の策定			

## (6) 生活支援サービス体制整備

### ①緊急通報体制等整備事業

65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯で、日常生活に不安があり安否確認が必要な方を対象に緊急通報装置を貸与設置し、急病や災害等の緊急時に緊急通報システムを通じて対応しています。また、委託先である緊急通報センターから月1回、安否確認の電話を行い、利用者の健康状態を確認しています。緊急時の対応だけでなく、委託先による、24時間健康相談にも看護師等が対応を行います。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	有り
第6期計画の 実績	【設置者数】	H27	29人
		H28	20人
		H29(12月現在)	19人
第7期計画の 取り組み	<p>広報やケアマネジャー連絡会、民生委員協議会等へ周知をし、問い合わせもありましたが、設置に至らないケースが多く、今後ニーズも踏まえ対象要件等について検討していく必要があります。</p> <p>今後は、家族状況や見守り状況、疾患、携帯電話の普及等を踏まえ、対象要件を見直していきます。</p>		

### ②外出支援事業

65歳以上で一般の交通機関を利用することが困難な要介護2～5の方を対象に、市内医療機関への送迎や、市外医療機関へ受診する際のタクシー代の助成を月1回行っています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	有り
第6期計画の 実績	【医療機関への送迎利用者数】	H27	11人
		H28	11人
		H29(12月現在)	11人
第7期計画の 取り組み	<p>平成28年度から対象を拡大し、事業周知を行っていましたが、利用人数は横ばいとなっています。</p> <p>今後も引き続き、連絡会等を通じてケアマネジャーに福祉サービスの周知を行うとともに、その他の事業所への周知も積極的に行うことで、必要な方に必要なサービスが行き届くよう取り組みます。</p>		

### ③軽度生活援助事業

65歳以上の一人暮らし高齢者で介護保険サービスを受けていない方を対象に、シルバー人材センターに委託して、高齢者が自立した生活を継続していくために必要な軽易な日常生活上の援助を行うことで、要介護状態への進行防止、本人及び家族の身体的、精神的負担の軽減に取り組んでいます。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	有り
第6期計画の実績	【利用者数】	H27	35人
		H28	35人
		H29(12月現在)	30人
第7期計画の取り組み	平成28年度から対象を拡大し、シルバー人材センターと連携を図りながら、利用者の状況把握や介護保険サービスへの移行に結びつけています。シルバー人材センターと連携して支援員の確保に取り組むことで、受け入れ枠の拡大に努めるとともに、人員が不足する場合に社会福祉協議会と連携し対応することも検討していきます。		

### ④介護用品の支給

要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯の高齢者を介護している市民税非課税世帯の介護者を対象に、紙おむつ等の介護用品の現物支給（年間限度額75,000円）を行っています。

ケアマネジャーからの申請が多く、制度の周知が図れており、早期のサービス利用に結びついています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業/任意事業】		
財源区分	国/県/市/保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【支給者数】	H27	24人
		H28	37人
		H29(12月現在)	35人
第7期計画の取り組み	広報への掲載やケアマネジャー連絡会等で周知を行ったことで、利用人数が増加傾向にあります。平成29年度からは、ドラッグストア等でも購入できるよう制度を見直しましたが、ドラッグストアでの利用方法については、今後も検討を行い、対象者がより利用しやすい事業となるよう努めていきます。		

### ⑤在宅介護手当

要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯の高齢者を月の15日以上在宅で介護している市民税非課税世帯の家族介護者を対象に、在宅介護手当（月額8,000円）を支給しています。

ケアマネジャーからの申請が多く、制度の周知が図れていることから早期のサービス利用に結びついています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	有り
第6期計画の実績	【利用者数】	H27	35人
		H28	29人
		H29（12月現在）	35人
第7期計画の取り組み	平成29年度に要綱改正を行いました。引き続き、対象者、ケアマネジャー、各事業所、介護者等への周知を行っていきます。		

### ⑥日常生活用具給付事業

65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯を対象に、日常生活用具（火災警報器、電磁調理器、自動消火器）の支給や貸与（福祉電話）を行っています。

消防法の改正により、市の事業で全世帯に火災報知器を配布したため、火災警報器の申請はなく、その他の用品の給付申請は以下のとおりになっています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】			
財源区分	市	個人負担	有り	
第6期計画の実績	福祉電話	【利用者数】	H27	13人
			H28	9人
			H29（12月現在）	5人
	電磁調理器	【申請数】	H27	0件
			H28	1件
			H29（12月現在）	0件
	自動消火器	【申請数】	H27	0件
			H28	0件
			H29（12月現在）	0件
第7期計画の取り組み	福祉電話以外の日常生活用具給付については、利用実績がほぼない状態が続いています。支給している利用者がなくなった時点で事業を廃止し、今後のニーズに即した用品等を支給する新たな事業を検討していきます。			

### ⑦高齢者の生活状況見守り事業

70歳以上の一人暮らし高齢者・高齢世帯で介護保険等のサービスを受けていない方を対象に、日本郵便株式会社に委託した訪問事業を行っています。

若い世代と同居している高齢者であっても、日中独居になることが多く、定期的な生活状況の把握も必要なことから、市全域の70歳以上の高齢者がいる世帯の訪問を行うことで、生活状況の把握に努めています。

事業区分	介護保険特別会計【地域支援事業／任意事業】		
財源区分	国／県／市／保	個人負担	無し
第6期計画の実績	【状況把握件数】	H27	3,928件
		H28	3,350件
		H29(12月現在)	2,678件
第7期計画の取り組み	<p>市内でも人口の多い野市町については、地区を分け1地区につき2年に1回の実施状況となっていました。高齢者の人口増により平成28年度からは75歳以上を対象としました。</p> <p>比較的元気な高齢者や、家族からの支援が得られている一人暮らし高齢者・高齢夫婦であっても、郵便局員からみて「元気がない」と感じた方などを報告してもらうことで早期発見・早期対応に役立ってきました。</p> <p>従来の郵便局員による訪問事業は平成30年3月で廃止されることから、これまでの見守り活動に代わる事業の検討が必要となっています。</p> <p>今後も高齢者の増加が想定されることから、訪問事業による高齢者の生活状況の把握を継続し、認知症や介護が必要な方の早期発見・早期対応に努め、地域での見守り・安否確認体制の構築に取り組んでいきます。</p>		
目標指標	・新たな見守り事業の構築		



## ⑧生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う事業です。

平成28年4月に社会福祉協議会に事業を委託し、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を設置しています。初年度は、地域のニーズ把握、社会資源マップ作成、先進地の講演会、地域の「協議体(情報共有の場)」設立に向けた関係委職員の勉強会を開催し、32名が参加しています。

平成29年4月からは、香南市を5地区に分けて、地域に向けての勉強会及び協議体の設置に向けた意見交換会を開催しました。野市町、香我美町では平成29年6月に、夜須町、赤岡町、吉川町(赤岡町と吉川町は連合として)では平成29年10月に第2層圏域(中学校区程度の範囲)の協議体が設立され、月1回のペースで協議体を開催し、地域情報の共有や取り組める課題について意見交換を行っています。第1層協議体の設立についても、平成30年3月末までに行う予定で関係者間での調整を進めています。

事業を委託している社会福祉協議会とも定期的な情報交換を行っており、生活支援コーディネーターには、地域資源の把握や協議体構成員との連携強化など、体制整備の土台作りを中心に活動をしてもらっています。

今後は、各協議体にて、地域でできる課題解決に対する取り組みを考えていくとともに、挙がってきた地域課題の中で、地域だけでは解決できない内容についてボランティアの養成や資源開発にも取り組んでいきます。

## (7) 老人措置事業

環境的、経済的な事由により自宅での生活が困難な65才以上の高齢者に対して、養護老人ホームへの措置入所を行っています。

事業区分	一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	市	個人負担	有り
第6期計画の実績	【措置者数】	H27	14人
		H28	19人
		H29(12月現在)	12人
第7期計画の取り組み	被措置者で身元引受人のいないケースが増加してきているため、対応について検討しておく必要があります。 措置対象者の把握に努めます。また、入居者の精神面、健康面について委託先と連携を取っていきます。		



## (8) 高齢者の住まいに関する施策

### ① 老人福祉施設等事業

本市には、高齢者生活支援ハウス1か所（単身部屋8室、夫婦部屋2室）、ケアハウス3か所（定員170人）、有料老人ホーム1事業所（定員46人）の施設があります。

高齢者生活支援ハウスについては、委託先と連携を図ることで緊急入居・一時入居等にも迅速に対応しています。

ケアハウスについては、自宅での生活が困難になった場合の各種相談対応、日常生活上の援助を受ける施設として、必要な高齢者に随時情報提供しています。

有料老人ホームについては、日常生活に不安がある高齢者、要介護（要支援）認定を受けている高齢者の見守りや生活相談、緊急時の援助等の支援が受けられるよう情報提供を行っています。

事業区分	高齢者生活支援ハウスのみ 一般会計【香南市独自事業】		
財源区分	高齢者生活支援ハウスのみ 市	個人負担	有り
第6期計画の実績	高齢者生活支援ハウス (みかんの里)	H27	9人
		H28	6人
		H29(12月現在)	6人
第7期計画の取り組み	高齢者生活支援ハウスについては、委託先と常に連携しながら入退去への対応を行うとともに、入居者の状態に合わせて、適切な施設の紹介を実施しています。今後も引き続き、緊急入居や一時入居等に迅速に対応するとともに、入居者の精神面、健康面についても委託先と連携を図っていきます。		

### ② 高齢社会に対応した市営住宅の整備

本市には、平成29年12月現在で996戸の市営住宅がありますが、そのうち高齢者住宅として10戸が確保されています。

今後も市営住宅等の情報提供を積極的に行い、関係部署と連携を図りながら、高齢者が住みやすい環境整備に取り組めます。

### ③ 住宅改造への支援

要介護（支援）認定を受けた高齢者等が居住する住宅を、身体の状態等に応じて、利便性に優れたものに改造するための費用に対して助成を行っています。

また、平成28年度から要介護（支援）認定を受けていない高齢者の方を対象に、身体の状態等に応じて、住宅に手すりを設置するための費用の助成を行っています。

申請者の身体状況や疾患の症状に合った改造ができ、本人及び介護者の負担軽減に繋がるよう、事業者や家族、ケアマネジャー等と連携を図りながら実施しています。

事業区分	一般会計【高知県事業】		
財源区分	県／市	個人負担	有り
第6期計画の 実績	【助成件数】	H27	3件
		H28	0件
		H29(12月現在)	2件
	【助成金額】	H27	614,000円
		H28	0円
		H29(12月現在)	917,000円
第7期計画の 取り組み	<p>平成28年度対象者を拡大し、要介護認定を受けていない一般の高齢者も対象としましたが、問い合わせもなく現時点で支給件数もないため、今後も引き続き周知に努める必要があります。</p> <p>事業の実施においては、ケアマネジャーと連携し、現地確認と本人のADL状態のアセスメントを行い、本人の状態にあった改修に努めます。</p>		

## 第5章 介護保険制度の充実と持続可能性の確保

### 第1節 地域密着型サービスの基盤整備

本市では、第5期計画以降、要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加に対応するべく、小規模多機能型居宅介護の整備について、公募による事業者募集を行ってきましたが、平成29年度時点で整備に至っていません。

今後、県の医療計画による療養病床の再編が進められることから、医療から介護に移行してくる高齢者の増加が予測されます。住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「在宅」を基本としたサービス基盤整備として、引き続き小規模多機能型居宅介護の設置を目指します。

計画期間	整備状況（見込み）
第5期計画期間 【平成24～26年度】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症対応型通所介護 1事業所</li> <li>●認知症対応型共同生活介護 10施設（定員162人）</li> </ul> <p>【新規整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護 1事業所（応募なし）</li> </ul>
第6期計画期間 【平成27～29年度】	<p>【既存施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症対応型通所介護 1事業所</li> <li>●認知症対応型共同生活介護 10施設（定員162人）</li> <li>●地域密着型通所介護 10事業所（定員135人）</li> </ul> <p>【新規整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護 1事業所（応募なし）</li> </ul>
第7期計画期間 【平成30～32年度】	<p>【既存施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症対応型通所介護 1事業所</li> <li>●認知症対応型共同生活介護 10施設（定員162人）</li> <li>●地域密着型通所介護 11事業所（定員153人）</li> </ul> <p>【新規整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護 1事業所 （平成32年度事業開始に向けた公募実施）</li> </ul>

## 第2節 サービス事業量の見込み

### 1. 介護保険サービスの充実

#### (1) 居宅・介護予防サービス

##### ①訪問介護

訪問介護は、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの「身体介護」、調理・洗濯・掃除などの「生活援助」を行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	延回数	4,106	4,212	4,322	4707
	延人数	275	282	289	314

##### ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護（要支援）者の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	延回数	34	34	34	38
	延人数	7	7	7	8
介護予防訪問入浴介護	延回数	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0

##### ③訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護は、看護師や保健師が家庭を訪問して、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれの手当てなどを行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護	延回数	1,223	1,255	1,281	1,404
	延人数	111	114	116	128
介護予防訪問看護	延回数	101	101	101	101
	延人数	10	10	10	10

#### ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問リハビリテーション	延回数	209	209	209	220
	延人数	16	16	16	17
介護予防 訪問リハビリテーション	延回数	19	19	19	19
	延人数	1	1	1	1

#### ⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。また、介護予防居宅療養管理指導は、介護予防を目的とした栄養指導、口腔清掃などを行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	延人数	101	104	106	117
介護予防居宅療養管理指導	延人数	2	2	2	2

#### ⑥通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

##### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	延回数	3,918	4,016	4,103	4,446
	延人数	324	332	339	367

### ⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所などで、理学療法や作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所リハビリテーション	延回数	1,237	1,267	1,297	1,399
	延人数	122	125	128	138
介護予防通所リハビリテーション	延人数	18	18	18	19

### ⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所し、当該施設において入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の世話を行うサービスです。

#### 【量の見込み】

(単位：日/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護	延日数	724	750	773	851
	延人数	90	93	96	105
介護予防短期入所生活介護	延日数	10	10	10	10
	延人数	2	2	2	2

### ⑨短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。

#### 【量の見込み】

(単位：日/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所療養介護	延日数	156	161	161	182
	延人数	26	27	27	30
介護予防短期入所療養介護	延日数	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0

#### ⑩福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護（要支援）者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉機器を貸与するサービスです。対象用具には、車いす・床ずれ予防用具・歩行器・つえ等があります。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	延人数	395	404	414	450
介護予防福祉用具貸与	延人数	97	100	99	106

#### ⑪特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入は、腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護（要支援）者に、年間10万円の利用額を限度とし、費用の9割を支給するものです。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具購入	延人数	11	12	12	13
特定介護予防福祉用具購入	延人数	4	4	4	5

#### ⑫住宅改修、介護予防住宅改修

住宅改修費の支給は、要介護（要支援）者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割を上限に支給するものです。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
住宅改修	延人数	13	13	13	13
介護予防住宅改修	延人数	5	5	5	5

### ⑬特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護（要支援）者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排せつ・食事の介護などの身体介護サービス、調理・洗濯・掃除などの生活援助サービス、生活や健康に関する相談など、要介護（要支援）者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供するものです。

#### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	延人数	58	59	60	60
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	6	7	8	8

### ⑭居宅介護支援、介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況や環境、本人や家族の意向を踏まえ、介護サービス及び介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

#### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	延人数	779	801	816	885
介護予防支援	延人数	180	184	184	196



## (2) 地域密着型サービス

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

### ② 夜間対応型訪問介護

主に要介護3以上の人について、夜間、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その人の居宅において、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援を行います。

これまでの実績はありません。本計画期間における整備計画はありませんが、家族介護者の負担軽減を図るために有効なサービスであることから、今後、ニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。

### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護（要支援）者の通所介護で、認知症対応型通所介護事業所において、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。現在、本市には1か所整備されています。

#### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型通所介護	延回数	720	737	757	1,169
	延人数	37	38	39	60
介護予防認知症対応型通所介護	延回数	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0

#### ④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

平成 32 年度に 1 か所の整備を目指します。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	0	0	8	26
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	0	0	2	3

#### ⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護（要支援）者が、生活支援を受けながら共同生活をする住居であるグループホームにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活での支援及び機能訓練を行います。

現在、本市には 10 か所（定員 162 名）整備されています。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護	延人数	162	162	162	162
介護予防 認知症対応型共同生活介護	延人数	0	0	0	0

#### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所している要介護者について、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき行われる入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

#### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、その施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありません。

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問介護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

### ⑨地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護となり、デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

現在、本市には10事業所（定員135名）が整備されています。

地域密着型通所介護事業所の新規指定については、小規模多機能型居宅介護を普及させる観点から、通所介護における地域ごとのサービス必要量を勘案して、適正な関与を行います。

#### 【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型通所介護	延回数	2,300	2,367	2,461	4,720
	延人数	206	211	219	429

### (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。現在、市内に3か所（定員200名）が整備されています。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	延人数	168	170	172	172

#### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。現在、市内に2か所（定員139名）整備されています。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人保健施設	延人数	109	109	109	109

#### ③介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。現在、市内に1か所（定員44名）あります。

介護療養型医療施設の転換期限が平成36年3月までとされました。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護療養型医療施設	延人数	62	59	56	

#### ④介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへ対応する、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。介護療養型医療施設からの転換が、段階的に進むと思われます。

##### 【量の見込み】

(単位：人/月)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護医療院	延人数	4	8	12	68

## 第3節 介護給付適正化事業の推進

### 1. 介護保険制度を円滑に運営する仕組み

介護保険制度は、保険料と税金を財源とする社会保障制度であり、介護の必要な高齢者が受ける介護サービスを提供しています。

制度が創設されて17年が経過し、市民に広く浸透する一方、高齢化の進展に伴い介護サービス給付費が飛躍的に増加しています。

今後も、市民が安心してサービスを利用し続けるためも、持続可能な介護保険制度の構築に努める必要があり、介護を必要とする高齢者に対し、適切な要介護認定を行い、事業者がルールに沿って必要なサービスを過不足なく提供していける様、保険者機能を発揮して、自立支援・重度化予防に加え給付の適正化事業に取り組みます。

#### (1) 要介護（要支援）認定の適切な実施

要介護認定調査について、偏りがなにか、調査員の水準が一定になっているか、設問間の整合性があるか、主治医意見書との整合性等について、市が導入している介護給付適正化システムを活用した事後点検を行うことで、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

また、一次判定から二次判定の変更率を合議体ごとに算出し、別の合議体や他保険者、県平均、全国平均と比較分析することで、一次判定の結果から介護度が軽くなる又は重くなる傾向を数値的に把握し、ばらつきがある場合には、検証を行い是正を図っていきます。

#### ① 要介護認定調査の事後点検

第6期計画の 実績		平成27年度	平成28年度
	認定調査件数		2,118件
事後点検件数		2,118件	2,219件
目標指標	<p>◆事業実施目標 直営及び委託の認定調査について、事後点検で実施する内容を、実施目標として定めます。</p> <p>◆数値目標 直営で行っている認定調査、委託している認定調査全件数に対する事後点検実施率 100% 事後点検実施率 <math>\frac{\text{事後点検を行った認定調査の件数}}{\text{年間の認定調査全件数}}</math></p>		

②一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の分析

			平成 27 年度	平成 28 年度	
第 6 期計画の 実績	審査件数		第 1 合議体	1,051 件	1,111 件
			第 2 合議体	1,067 件	1,108 件
			【合計】	2,118 件	2,219 件
	一次判定 から二次 判定の変 更率	軽度	第 1 合議体	0.8%	0.4%
			第 2 合議体	0.3%	0.4%
			【合計】	0.5%	0.4%
		重度	第 1 合議体	8.5%	7.5%
			第 2 合議体	11.9%	9.9%
			【合計】	10.2%	8.7%
点検回数			12 回	12 回	
目標指標	<p>◆事業実施目標 合議体間、県平均、全国平均の変更率と比較し、合議体の傾向の把握や理由の検証、対策の検討等を実施目標として定めます</p> <p>◆数値目標 分析を行う実施回数 2 回以上</p> <p>※基本的に月ごとの合計件数に対して分析を行うこととし、毎月行う場合は 12 回となり、特定の月のみ実施する場合はその回数を記入します。</p>				

## (2) ケアプラン点検の実施

市が導入している介護給付適正化システムを活用して、点検が必要と思われるプランを抽出し、「高知県ケアプラン点検実施の手引き」等を参考にしたケアプラン点検を実施します。

ケアプラン（主に居宅介護サービス）の記載内容について、市町村職員等が点検し、ケアマネジャーとともに確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指します。

また、点検によって個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

第6期計画の 実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	書面点検件数		24件	21件
聞き取り件数		2件	3件	5件
目標指標	◆事業実施目標 「ケアプラン実施の手引き」を基に、書類点検及びヒアリングを行います。 また、点検後、ケアプランの再提出を求める等改善状況の把握に努めます。  ◆数値目標 書類点検及びヒアリングを行うケアプラン数等を目標値として定めます。			

### (3) 住宅改修の点検

住宅改修について、書類審査に加えて、施工前の点検の際に、「提出書類や写真からは内容が分かりづらい改修」や「高額、限度額を超える改修」、「複雑である改修」等で疑義がある場合は、訪問による点検を行い、施工後には、施工状況を訪問により点検します。

また、審査の際には、必要に応じて専門職等により点検を行います。

			平成 27 年度	平成 28 年度
	第 6 期計画の 実績	申請件数		158 件
施工前		写真等による点検	153 件	164 件
		訪問による点検	5 件	3 件
施工後		写真等による点検	157 件	167 件
		訪問による点検	1 件	0 件
目標指標	◆事業実施目標 以下の具体的な点検方法を、実施目標として定めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・施工前、書類で点検するもの（写真、図面等）及び点検の視点</li><li>・施工前、訪問調査を行う条件及び点検の視点</li><li>・施工後、書類確認の対象（竣工写真等）及び点検の視点</li><li>・施工後、現地確認を行う条件及び点検の視点</li></ul>			
	◆数値目標 書類点検の実施率 100% 訪問調査（条件に当てはまる事例数に対し対象とする事例）の実施率 100% 書類点検の実施率 $\frac{\text{分子} \cdots \text{書類点検を行った件数}}{\text{分母} \cdots \text{年間の住宅改修全件数}}$ 訪問調査の実施率 $\frac{\text{分子} \cdots \text{訪問調査を行った件数}}{\text{分母} \cdots \text{訪問調査を行う条件にあてはまる事例（限度額を超える改修等）の年間の全件数}}$			



#### (4) 福祉用具購入・貸与調査

介護保険の福祉用具購入・貸与について、書類審査とともに、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用となっているか、必要に応じて訪問調査等により点検します。

軽度者に対する福祉用具の貸与については、「軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認依頼書（保険者確認書）」の提出により点検を行います。

また、審査の際には、必要に応じて専門職等により点検を行います。

第6期計画の 実績		平成27年度	平成28年度
	申請件数	146件	168件
	書類による点検	135件	158件
	事業者等への調査	10件	10件
	訪問による点検	1件	0件
目標指標	<p>◆事業実施目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入・貸与前、書類で点検するもの（カタログ、ケアプラン等）及び点検をする視点</li> <li>・購入・貸与前、訪問調査を行う条件及び点検の視点</li> <li>・購入・貸与後、書類確認の視点</li> <li>・購入・貸与後、現地確認を行う条件及び点検の視点</li> </ul> <p>◆数値目標</p> <p>書類点検の実施率 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査（条件に当てはまる事例数に対し対象とする事例）の実施率 100%</li> </ul> <p>書類点検の実施率 分子・・・書類点検を行った件数 分母・・・年間の福祉用具購入・貸与全件数</p> <p>訪問調査の実施率 分子・・・訪問調査を行った件数 分母・・・訪問調査を行う条件にあてはまる事例（軽度の要介護者にかかる貸与等）の年間の全件数</p>		

### (5) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会と連携を図りながら、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検、医療と介護の重複請求が生じていないか確認を行います。

#### ①縦覧点検

		平成 27 年度	平成 28 年度	
第 6 期計画の 実績	実施件数 (縦覧点 検一覧表)	①算定期間回数制限縦覧 チェック	171 件	243 件
		②重複請求縦覧チェック	12 件	32 件
		③居宅介護支援請求における サービス実施状況	10 件	7 件
		④単独請求明細書における 準受付チェック	37 件	61 件
		⑤要介護認定有効期間の半数を 超える短期入所受給者	32 件	21 件
		⑥入退所を繰り返す 受給者縦覧	651 件	934 件
		⑦居宅介護支援再請求等状況	107 件	31 件
		⑧月途中要介護状態 変更受給者	83 件	83 件
		⑨軽度の要介護者にかかる 福祉用具貸与品目	935 件	829 件
		⑩独自報酬算定事業所	0 件	0 件
	過誤申立 件数及び 金額	過誤申立件数	9 件	10 件
	過誤申立金額	649,840 円	260,298 円	
目標指標	<p>◆事業実施目標 具体的な点検内容を、実施目標として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳票が届いた際の対応、確認方法</li> <li>・ 確認事例の条件</li> <li>・ 事業者等への確認内容</li> </ul> <p>◆数値目標 実施率 100%</p> <p>保険者で点検する必要がある 3 帳票 (⑤⑦⑨) については、事前提出書類等との突合の実施率、事業所への確認の実施率を目標値として定めます。</p>			

## ②医療情報との突合

第6期計画の 実績		平成27年度	平成28年度
	突合リスト出力件数	2,184件	2,360件
	過誤申立件数	7件	2件
	過誤申立金額	1,279,304円	388,323円
目標指標	<p>◆事業実施目標 点検の内容及び方法を、実施目標として定めます。</p> <p>◆数値目標 実施率 100%</p>		

### (6) 介護給付費通知

利用者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、国保連合会に委託した圧着ハガキでの通知を行います。利用者本人に受給している介護給付費の内容を改めて知ってもらうことと、事業所のサービス日数等に誤りがないか、過剰となっていないかを確認していただくことで、事業所請求の適正化を図ります。

第6期計画の 実績		平成27年度	平成28年度
	通知回数	2回	2回
	通知する対象サービス月	6カ月分	6カ月分
	通知方法	紙ベース	紙ベース
目標指標	<p>◆事業実施目標 具体的な通知の内容、方法を実施目標として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧着ハガキ又は紙ベース</li> <li>・送付する対象者</li> <li>・記載しているサービスの内容</li> <li>・その他工夫していること など</li> </ul> <p>◆数値目標 発送回数 年3回</p>		

## 第4節 人材の確保及び資質の向上

### 1. 介護従事者の確保に向けた取り組み

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、元気な高齢者の活躍、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減などに取り組み、介護人材の確保に総合的に取り組むこととされています。

本市におきましても、国・県の施策と連携を図りながら介護人材の処遇改善、介護人材の確保に取り組むこととし、市がシルバー人材センターに委託している、軽度生活援助事業等を通して、元気な高齢者が支援員（介護人材）として活躍できる地域づくりを推進します。

また、市内事業者の介護人材の確保が、年々厳しい状況になっていることを踏まえ、ヘルパー養成講座の検討や、介護人材の資質の向上に向けた研修会の開催など、事業者支援の取り組みを検討していきます。

さらに、「介護離職ゼロ」に向けた取り組みについても、国、県の施策と連携を図りながら推進します。

## 第6章 介護保険料の設定

### 第1節 第1号被保険者保険料の算定手順

第1号被保険者保険料の算定は、以下の手順で行いました。

#### 1 被保険者数の推計



過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。

第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、平成30(2018)～32(2020)年度の推計を行います。

#### 2 要介護(要支援)認定者数の推計



被保険者数に対する要介護(要支援)認定者数(認定率)の実績等を勘案して、手順1で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じて、平成30(2018)～32(2020)年度の要介護(要支援)認定者数を推計します。

#### 3 施設・居住系サービス量の見込み算出



手順2で推計された要介護(要支援)認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。  
※近隣における施設整備の影響や、市の施設居住系サービスの整備方針を反映します。

#### 4 在宅サービス等の量の見込み算出



手順2で推計された要介護(要支援)認定者数から手順3で推計した施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、標準的居宅サービス利用者数を推計します。標準的居宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)を踏まえて、在宅サービスの事業量を推計します。  
※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。

#### 5 地域支援事業等の必要な費用の推計



過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。

#### 6 介護保険料の設定

所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、準備基金の取崩等を勘案して、介護保険料を算出します。

## 第2節 給付費・地域支援事業費の見込み

### 1. 介護保険の総事業費等の見込み

平成27年度から平成29年度の給付実績を基本として、1回または1日当たりの給付額を算出し、それらをもとに、平成30年度から平成32年度までの給付費を推計しています。

#### ■介護給付費の推計

(単位：千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	訪問介護	117,465	120,666	123,832
	訪問入浴介護	4,709	4,711	4,711
	訪問看護	56,935	58,459	59,258
	訪問リハビリテーション	7,474	7,477	7,477
	居宅療養管理指導	7,633	7,861	8,002
	通所介護	315,230	323,362	330,514
	通所リハビリテーション	125,795	128,799	132,017
	短期入所生活介護	64,613	67,078	69,163
	短期入所療養介護（老健）	20,239	20,704	20,704
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	福祉用具貸与	51,041	52,076	53,383
	特定福祉用具購入費	2,583	2,818	2,818
	住宅改修費	9,503	9,503	9,503
	特定施設入居者生活介護	128,782	131,120	133,401
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	96,678	98,637	101,453
	小規模多機能型居宅介護	0	0	18,930
	認知症対応型共同生活介護	477,278	477,492	477,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	204,986	212,820	222,109
介護保険施設	介護老人福祉施設	474,750	481,459	488,217
	介護老人保健施設	329,269	329,416	329,416
	介護医療院	16,731	33,462	50,193
	介護療養型医療施設	256,491	244,132	231,658
居宅介護支援		122,319	125,858	128,113
介護給付費 計		2,890,504	2,937,910	3,002,364

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■介護予防給付費の推計

(単位：千円)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護 予防 サー ビス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,570	3,571	3,571
	介護予防訪問リハビリテーション	625	625	625
	介護予防居宅療養管理指導	235	235	235
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション	5,913	5,915	5,915
	介護予防短期入所生活介護	704	705	705
	介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	6,229	6,421	6,357
	特定介護予防福祉用具購入費	952	952	952
	介護予防住宅改修	3,509	3,509	3,509
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,334	5,497	6,658
地域 密着 型 サー ビス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	1,469
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	介護予防地域密着型通所介護			
介護予防支援		9,572	9,790	9,790
介護予防給付費 計		35,643	37,220	39,786

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■総給付費の推計

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
介護給付費	2,890,504	2,937,910	3,002,364	8,830,778
介護予防給付費	35,643	37,220	39,786	112,649
総給付費	2,926,147	2,975,130	3,042,150	8,943,427

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

## 2. 標準給付費見込額

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{平成 30 年度～平成 32 年度標準給付費見込額}} \\
 = & \boxed{\text{総給付費（一定以上所得者負担の調整後）}} + \boxed{\text{特定入所者介護サービス費等給付額}} \\
 + & \boxed{\text{高額介護サービス費等給付額}} + \boxed{\text{高額医療合算介護サービス費等給付額}} \\
 + & \boxed{\text{算定対象審査支払手数料}}
 \end{aligned}$$

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総給付費（財政影響額の調整後）	2,925,223	3,009,373	3,113,548
特定入所者介護サービス費等給付額	99,262	100,924	103,198
高額介護サービス費等給付額	70,311	71,488	73,099
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,000	11,000	11,000
算定対象審査支払手数料	3,600	3,600	3,600
審査支払手数料支払件数（件）	40,000	40,000	40,000
標準給付費見込額（小計）	3,109,396	3,196,385	3,304,445
標準給付費見込額（3年間計）	9,610,226		

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### ※総給付費（財政影響額の調整後）

前頁の総給付費（介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の合計額）に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税引き上げに伴う介護報酬改定に係る財政影響額、処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額を勘案して、総給付費を見込みました。

### ※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得の人の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。平成 27 年度から平成 29 年度までの実績等や、補足給付の見直しに伴う財政影響額等を勘案して、給付額を見込みました。

### ※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。平成 27 年度から平成 29 年度までの実績等を勘案して、給付額を見込みました。

### ※高額医療合算介護サービス費等給付額

医療費と介護費の自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。平成 27 年度から平成 29 年度までの実績等を勘案して、給付額を見込みました。

### ※算定対象審査支払手数料

介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。平成 27 年度から平成 29 年度までの実績等を勘案して、費用を見込みました。



### 3. 地域支援事業の費用額

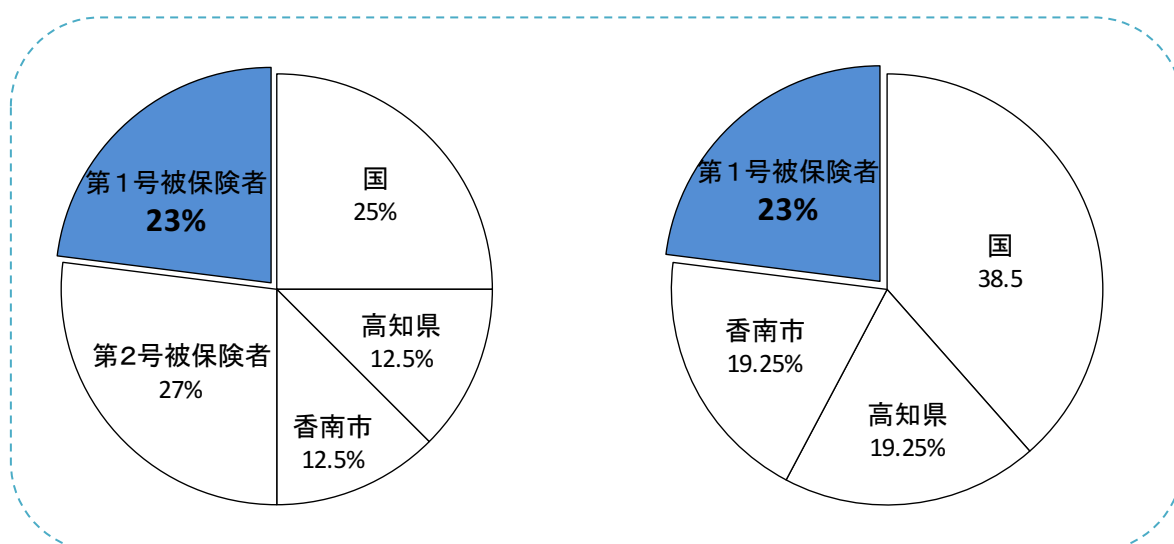
#### (1) 地域支援事業の対象者と費用額の考え方

地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（1号及び2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合と地域支援事業における上限額の割合です。

第1号被保険者（65歳以上の人）の負担する割合は、保険料の負担割合と同様に第6期の22%から23%に引き上げられました。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

【包括的支援事業＋任意事業】



#### (2) 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	66,500	68,495	70,550
包括的支援事業・任意事業費	50,000	50,750	51,511
地域支援事業費（小計）	116,500	119,245	122,061
地域支援事業費（3年間計）	357,806		

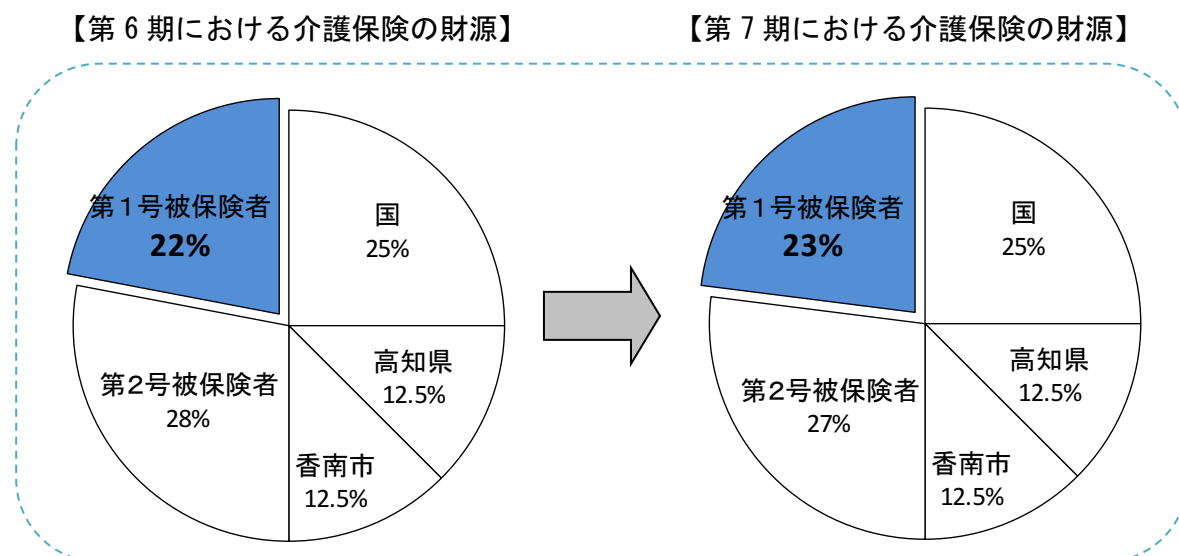
※端数処理により合計が一致しない場合があります。

## 第3節 介護保険料の設定

### 1. 第1号被保険者負担割合の変更について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第7期計画では、社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の人）、27%を第2号被保険者（40～64歳の人）が負担することになりました。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%（うち、調整交付金として5%）、県が12.5%、市が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、県が17.5%、市が12.5%となります。



※施設サービスを除く

#### ※調整交付金

国が、市町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもので、調整交付金の交付割合の変動にとまらぬ、第1号被保険者の保険料の負担割合(23%)も変動します。

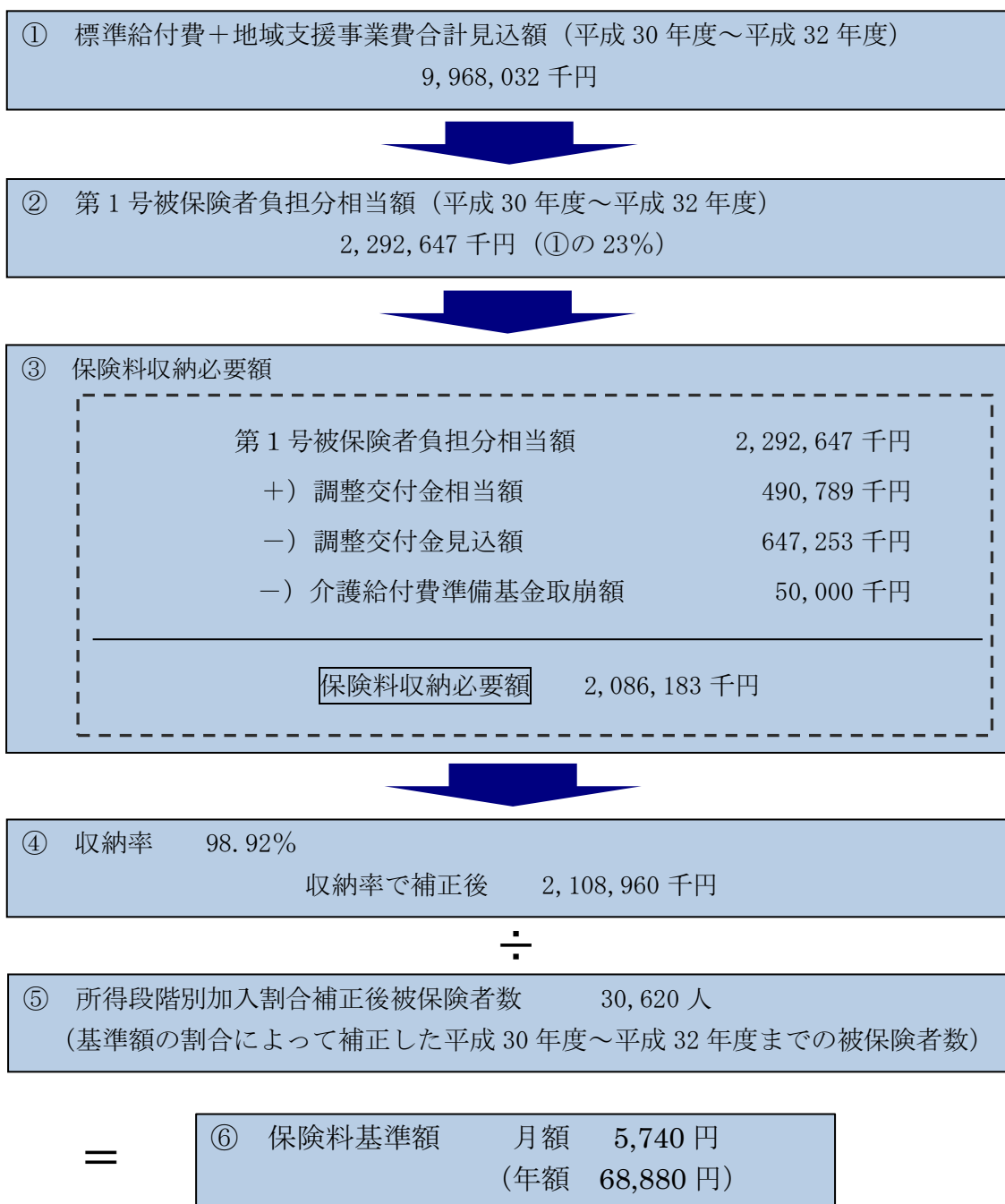
- ①後期高齢者（75歳以上の人）の割合（後期高齢者加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- ②高齢者の所得分布の状況（所得段階別加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- ③災害時の保険料減免等の特殊な場合

## 2. 第7期計画における保険料設定

### (1) 第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.92%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額等の影響を算定した結果、第7期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は5,740円となります。

#### 【介護保険料算定のプロセス】



※端数処理により、算出結果が一致しない場合があります。

## (2) 所得段階別 第1号被保険者保険料

本市の第7期における所得段階別第1号被保険者の保険料額は、以下のとおりとなります。

第7期 (平成30～32年度)		基準額に 対する 比率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.45)	2,870円 (2,583円)	34,440円 (30,990円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.70	4,018円	48,210円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.75	4,305円	51,660円
第4段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	5,166円	61,990円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00 【基準額】	5,740円	68,880円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.20	6,888円	82,650円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	1.30	7,462円	89,540円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	1.50	8,610円	103,320円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.75	10,045円	120,540円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	1.85	10,619円	127,420円

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合は基準額の0.45となります。

※保険料(年額)は、10円未満切り捨て。

---

---

## 第7章 計画の推進

---

---

### 第1節 情報提供体制の整備

---

介護保険制度の導入以降、サービスの種類や提供事業者は増加し、市民に対する介護情報の提供が、円滑な介護事業運営にとって必須条件となっています。

また、福祉サービスの充実についても、地域住民との協働体制を構築して進めることが前提条件であり、そのためには、地域住民に向けた積極的な情報提供による情報の共有化が課題となります。

#### 1. 保健・医療・福祉情報の広報

本計画や介護保険制度、各種サービスに関する情報について、地域包括支援センターが中心となって、パンフレットや冊子等の発行・配布、相談窓口における情報提供に努めるとともに、市広報誌、市ウェブページ等の活用により、効果的・効率的な広報活動を進めます。

#### 2. 総合相談体制の整備

介護保険サービスや地域支援事業、その他市の保健福祉サービスに関する相談窓口として、また、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを位置づけるとともに、高齢者介護課においても各種相談に対応できる体制を整備します。また、相談事項に対して関係者が共通認識をもち、円滑で迅速な対応がとれるよう、連携体制など庁内体制の整備を進めます。

#### 3. 情報提供システムの整備

地域包括支援センターを中心として、行政、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、医療関係者、地域住民等を結ぶネットワークを構築し、必要な情報が瞬時にやりとりできる体制を整え、情報の共有化と有効活用に努めます。

## 第2節 連携体制の整備

### 1. 市内連携の強化

市内における連携体制を強化し、計画の推進に努めます。また、高齢者の保健福祉施策は、高齢者介護課、地域包括支援センターをはじめ、健康対策課、福祉事務所、市民保険課、地域支援課、住宅管財課等の様々な分野とも深く関係することから、施策に応じた関係担当課とも十分な連携を図りながら計画の推進を目指します。

### 2. 地域との連携

地域福祉を推進する上で重要な担い手となる、社会福祉協議会、民生委員児童委員や生活支援コーディネーター、地域住民の自主活動組織、高齢者クラブ、ボランティア団体等とも連携を強化し、地域ニーズや課題の共有化を進め、きめ細かい高齢者保健福祉活動が実施できるように努めます。

### 3. 県及び近隣市町村との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や中央東福祉保健所、近隣市町村との連携が不可欠となります。

そこで、県や中央東福祉保健所、近隣市町村との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の展開を進めます。

## 第3節 進捗状況の把握と評価の実施

計画内容を着実に実現するために、定期的に関係各課において計画の進捗状況を把握・評価するとともに、その後の事業への反映や、施策の見直し・調整を行います。

また、本計画の進行管理及び運営管理については、計画策定時に審議を行った、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、介護保険の被保険者等からなる「香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において行います。

# 資料編





---

## 第8章 資料編

---

### 資料1 用語集

#### 【あ行】

##### ■アセスメント

利用者及び家族を訪問面接し、利用者の能力や既に利用しているサービス、介護者の状況などの環境等の評価を通して、現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握すること。

##### ■インフォーマルサービス

家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などの公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。インフォーマルケアともいう。

##### ■エンディングノート

人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。

#### 【か行】

##### ■介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の3施設の総称。

##### ■介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

##### ■基本チェックリスト

市が行う介護予防事業について、近い将来、要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者を選定するために、厚生労働省が作成した25項目の調査のこと。

## ■キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

## ■ケアハウス

軽費老人ホームの1つで、60歳以上で身体機能の低下により独立した生活には不安があり、家族による援助が困難な高齢者のための施設。食事、入浴、生活相談、緊急時の対応等のサービスが受けられる。

## ■ケアプラン

要介護者が介護・保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画のこと。介護サービス計画ともいい、居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

## ■ケアマネジメント

利用者の欲求や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

## ■ケアマネジャー

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な介護サービス等を利用できるように市町村、介護サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。介護支援専門員ともいう。

## ■コーホート変化率法

過去のデータ（住民基本台帳データ等）から年齢階層別の変化率を算出して将来人口を推計するもので（変化率は自然増減・社会増減の合計）、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させるため、地域の特性をより反映させた推計方法。

## ■高齢者生活支援ハウス

高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とし、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する。

## 【さ行】

### ■作業療法士

身体または精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

### ■社会福祉協議会

社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村単位で一つしか設置できない特別な社会福祉法人である。

地域住民・社会福祉団体・行政関係者など幅広い分野からの地域住民の参加のもと、社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役として大きな役割を果たしている。また、民間組織ではあるが他の社会福祉法人とは異なり、市民参加の原則・全戸会員制に基づいた事業の展開を図るほか、行政からの受託事業など、きわめて公共性の高い活動を行う団体である。

### ■主任ケアマネジャー

ケアマネジャーに対する日常的な業務を行う上での相談・支援や、支援困難事例への指導・助言を行う等、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを担う人材。ケアマネジャーとしての一定の実務経験と「主任介護支援専門員研修」を終了した者。地域包括支援センターや一定規模以上の居宅介護支援事業所に配置される。

### ■新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

厚生労働省が平成 25 年度に公表した認知症施策の推進計画「認知症施策推進総合戦略 5 年計画（オレンジプラン）」に代わるもので、平成 27 年 1 月に公表され、認知症施策を省庁横断的に取り組むこととした認知症施策の国家戦略のこと。

### ■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

平成 27 年度から養成が始まった、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けた、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。

## ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したり等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

## 【た行】

### ■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、介護保険の対象となる特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合に、サービスを利用できる。

### ■団塊の世代

1947年から1949年までの3年間に出生した世代。

### ■団塊ジュニア世代

1971年から1974年までの4年間に出生した世代。

### ■地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

### ■地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### ■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、そのニーズや変化に応じて、介護・医療・住まい等の必要なサービスが継続的かつ包括的に提供される仕組みのこと。

## ■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の（1）総合相談・支援、（2）権利擁護、（3）介護予防マネジメント、（4）包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

## ■地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるように提供されるサービスで、原則、利用は市民に限られる。サービスの種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（※介護予防も設定）、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の 9 種類をいう。

## ■超高齢社会

全人口に占める 65 歳以上人口の割合が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といわれている。

## 【な行】

## ■二次予防事業対象者

要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる 65 歳以上の者。

## ■認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

## ■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。平成 17 年に厚生労働省が「認知症を知り地域をつくる 10 ヶ年」構想の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業がスタートし、認知症サポーターの養成が進められている。

## ■ネットワーク

社会福祉におけるネットワークとは、ある目的や価値を共有している人々の間で、所属や居住地域を超えて、人間的な連携を築いていく活動やその状況。

## 【は行】

### ■パブリックコメント

市の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して住民からの意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するもの。

### ■福祉用具

高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

### ■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員ともいう。

### ■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

## 【や行】

### ■有料老人ホーム

老人を入居させて、①入浴・排せつ・食事等の介護の提供、②食事の提供、その他日常生活上の便宜としての③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う施設、特定施設入居者生活介護の指定を受け、自前で介護サービスを提供する「介護付」、入居者自身の選択により地域の介護サービス事業者が提供するサービスを利用しながら居住できる「住宅型」、要介護状態になった場合は退去しなければならない「健康型」の区分がある。

### ■要介護者

介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいに加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

## ■要介護状態

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

## ■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

## ■要支援者

要支援状態にある65歳以上の者、及び要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がいがある者が政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

## 【ら行】

## ■理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

## ■リハビリテーション

心身に障がいをもつ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。本来は、社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰、更生、療養等の語が当てられる。

## ■療養病床

長期療養が必要な患者のための医療機関の病床。長期療養にふさわしい看護、介護体制を備えている。医療保険が適用される病床（医療療養病床）と、介護保険が適用される病床（介護療養病床）に別れており、介護保険適用の療養病床は介護療養型医療施設という。

## 【わ行】

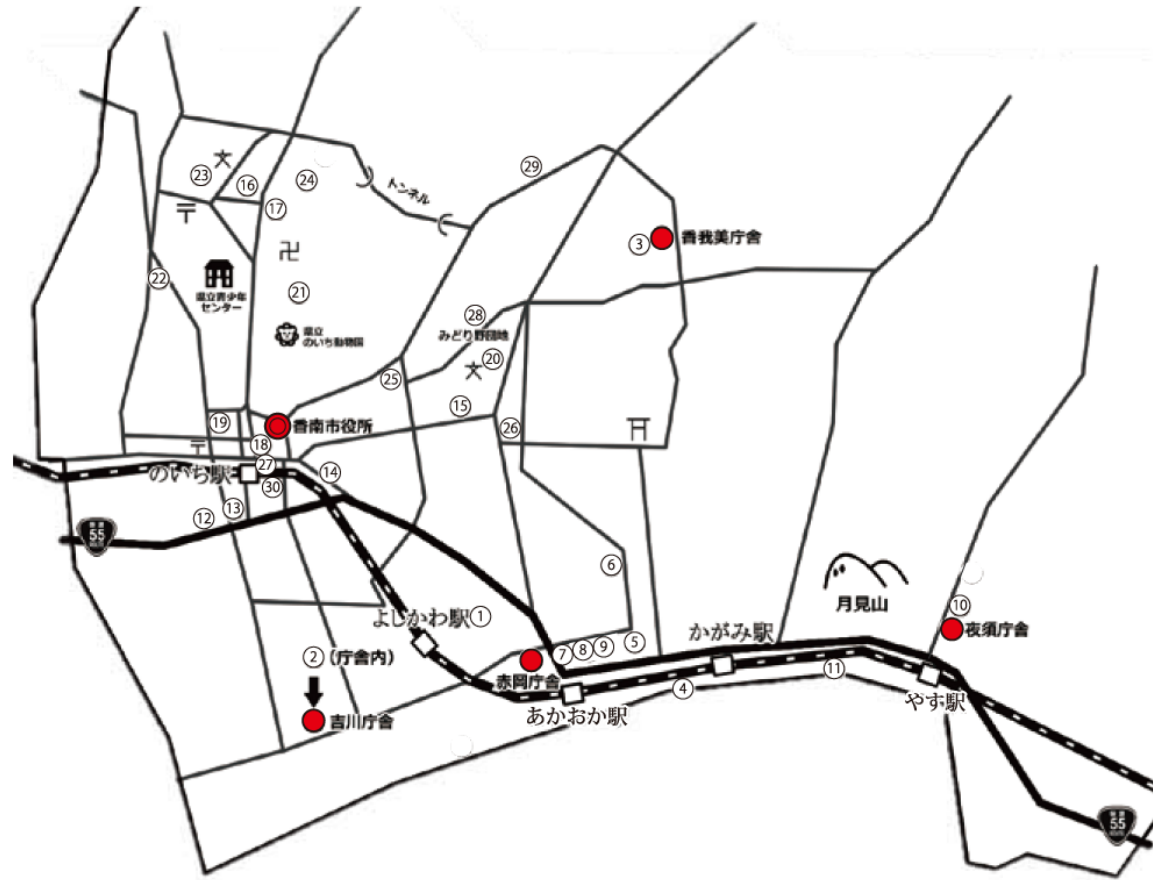
### ■我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことができること。また、従来のような対象者ごとにサービスを整備する「縦割り」ではなく、あらゆるニーズを抱える住民を「丸ごと」支援できる体制。



資料2 香南市の主な介護保険事業所

香南市にある介護保険事業所 MAP



地区	No	運営主体	事業所名	サービス種別
吉川町	①	社会福祉法人 香南会	グループホームなごみの里	グループホーム
			デイサービスセンター丹心苑	通所介護(デイサービス)
吉川町	②	社会福祉法人 香南市社会福祉協議会	香南市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	居宅介護支援
			訪問介護事業所ふれあいの里	訪問介護(ホームヘルパー)
香我美町	③	社会福祉法人 香南市社会福祉協議会	通所介護事業所みかんの里	通所介護(デイサービス)
			香南市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	訪問入浴
香我美町	④	医療法人 香美会	あいの里通所リハビリテーション	通所リハビリ(デイケア)
			居宅介護支援事業所かがみ	居宅介護支援
			介護老人保健施設あいの里	老人保健施設・短期入所
			デイサービスセンターかがみ	通所介護(デイサービス)
香我美町	⑤	社会福祉法人 ふるさと自然村	ヘルパーステーションかがみ	訪問介護(ホームヘルパー)
			グループホームかがみ	グループホーム
赤岡町	⑥	社会福祉法人 香南会	グループホームきんもくせいの里	グループホーム
			特別養護老人ホーム香南赤岡苑	老人福祉施設・短期入所
			ケアプランセンターはまゆう	居宅介護支援

地区	No	運営主体	事業所名	サービス種別
赤岡町	⑥	社会福祉法人 香南会	デイサービスセンター陽だまり	認知症対応型通所介護
			老人保健施設しお風	老人保健施設・短期入所
			しお風通所リハビリテーション	通所リハビリ(デイケア)
			ヘルパーステーションはまゆう	訪問介護(ホームヘルパー)
赤岡町	⑦	ニココケア有限公司	ヘルパーステーションあい	訪問介護(ホームヘルパー)
	⑧	社会福祉法人 香南会	ヘルパーステーションはま風	訪問介護(ホームヘルパー)
	⑨	株式会社 浜あざみ	デイサービス浜あざみ	通所介護(デイサービス)
夜須町	⑩	社会福祉法人 香南市社会福祉協議会	デイサービスセンターほっとやす	通所介護(デイサービス)
	⑪	社会福祉法人 ふるさと自然村	グループホームやす	グループホーム
野市町	⑫	医療法人 レザレクト	グループホームはなみずき	グループホーム
			デイサービスセンターふじかわ	通所介護(デイサービス)
			ケア・レッツゴー指定訪問介護事業所	訪問介護(ホームヘルパー)
	⑬	医療法人 レザレクト	居宅介護支援事業所アニモのいち	居宅介護支援
			ケアハウス菜の花	特定施設入居者生活介護
	⑭	社会福祉法人 ふるさと自然村	デイサービスセンターのいち	通所介護(デイサービス)
			グループホームのいち	グループホーム
	⑮	社会福祉法人 公生会	特別養護老人ホームオーベルジュ	老人福祉施設・短期入所
			デイサービスセンターあぐり	通所介護(デイサービス)
	⑯	香南香美老人ホーム組合	デイサービスセンター三宝通所介護事業所	通所介護(デイサービス)
			特別養護老人ホーム三宝荘	老人福祉施設・短期入所
			三宝荘居宅介護支援事業所	居宅介護支援
⑰	有限会社 ライフ	グループホームサンライズ	グループホーム	
⑱	医療法人 高知慈恵会	三谷病院	介護療養型医療施設・短期入所	
⑲	株式会社 エム・シー・エス四国	愛の家 グループホーム野市	グループホーム	
⑳	社会福祉法人 香南会	グループホームせんだんの里	グループホーム	
㉑	株式会社 香南大地	ケアサポートきらら	居宅介護支援	
㉒	株式会社 らいさす	こじやりのいち	通所介護(デイサービス)	
㉓	nico株式会社	デイサービス木苺PLUS	通所介護(デイサービス)	
⑳	有限会社 西田順天堂薬局	デイサービスセンター白岩	通所介護(デイサービス)	
		ヘルパーステーション白岩	訪問介護(ホームヘルパー)	
		ケアマネセンター白岩	居宅介護支援	
㉕	NPO法人 フレンドライフ	ケアテラス モカ	居宅介護支援	
きとうせや		通所介護(デイサービス)		
㉗	株式会社 縁	デイサービス 縁	通所介護(デイサービス)	
		ケアプランセンター 縁	居宅介護支援	
㉘	株式会社 さくら	訪問看護ステーション縁	訪問看護	
		デイサービスみどり野	通所介護(デイサービス)	
㉙	合同会社 ウィズ	ケアプランセンター香南	居宅介護支援	
		古民家でいホームきずな	通所介護(デイサービス)	
㉚	エヌサービス合同会社	ヘルパーステーション向日葵	訪問介護(ホームヘルパー)	

## 資料3 香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例

香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例

平成 24 年 9 月 28 日

条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療の各分野における有識者
- (2) 被保険者である住民の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者介護課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成24年度に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

## 資料4 香南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 策定委員会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成32年3月31日

No.	職名	氏名	備考
1	医師（香美郡医師会副会長）	疋田隆雄	
2	歯科医師 （香美香南歯科医師会副会長）	池田隆志	
3	医師（西山内科院長）	西山保	
4	香南市社会福祉協議会 会長	小松健一	
5	民生児童委員 代表	三浦啓司	
6	高齢者クラブ 代表	島崎義幸	
7	社会福祉法人香南会 はまゆうの里 施設長	赤井正文	
8	特別養護老人ホーム三宝荘 施設長	濱田賢二	
9	第1号被保険者代表	大谷修二	
10	第2号被保険者代表	中元美世	
11	サービス利用者家族代表	百田和代	
12	中央東福祉保健所長	田上豊資	
13	香南市福祉事務所 所長	関川昌彦	
14	香南市市民保険課 課長	村山恵二	
15	香南市健康対策課 課長	島村千春	

---

香南市高齢者福祉計画  
第7期介護保険事業計画

---

発行年月 平成30年3月  
発行 香南市 高齢者介護課  
〒781-5292  
高知県香南市野市町西野 2706 番地  
電話 高齢者介護課 (0887-57-8510)

---